土木建築行政の概要

令和元年度

≪別冊資料≫

目 次

第 1	章道 路	
1	道路の概要	3
2	道路の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	広島県道路整備計画 2016 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	令和元年度事業の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	主要道路事業の内容(一般国道・地方道の整備)	7
6	道路の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2	章 河川・ダム	
1	河川の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・(平成 28 年度~令和 2 年度))	14
3	災害の防止・軽減対策の充実・強化(チャレンジ I) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4	自助、共助、公助による地域防災力の向上(チャレンジⅡ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
5		17
6	147 151 151 151 151 151 151 151 151 151 15	18
7	A WEIGHT AND THE PROPERTY OF T	18
8		19
9	ダムの維持管理等	21
第3	章 砂防・地すべり・急傾斜地	
1	19 NADAMI 4 MAY 3 TOWN	25
2	, , - , - , - , - , - , - , - , - , - ,	27
3	砂防関係施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第4	• •••	
1	海岸の概要	31
2	海岸の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
3	令和元年度事業の内容	32
4	海岸の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
第5	章 空 港	
1	広島空港の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2	広島ヘリポートの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第6	章 港湾・漁港	
1	港湾の概要	43
2	漁港の概要	47
3	検潮所設置状況	49
4	海域の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49

第	7章	都	市			
	1	都市	行政の	の課題		53
	2	都市	行政の	の基本方	7針	53
	3	都市	計画	の概要		55
	4	都市	環境	の整備		56
	5	宅地	開発			56
	6	街路	事業			58
	7	市街	地開	発事業等	<u>\$</u>	59
	8	公園	事業			6
	9	下水	道事	業 …		6
第	8章	i 建	築			
	1	施策	方針			6
	2	建築	基準	行政 ·		6
	3	建築等	審查	会 …		68
	4	建築	設計	・工事監	5理業務の適正化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	5	宅地	建物	取引業		70
	6	県補具	助事	業(耐震	き・がけ近)	7
	7	福祉	のま	ちづくり	の推進	7
	8	広島」	県耐急	震改 修促	是進計画(第2期計画)	7
	9	建築	動態	統計調查	T受託業務	72
1	O	建築物	物省:	エネルギ	一消費性能向上の認定等業務	73
1	1	長期個	憂良(住宅の認	8定業務	73
1	2	低炭素	素建築	築物の認	J定業務 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	74
第	9章	t 住	宅			
	1	住宅	事情	の概要		7
	2	「住	生活	基本計画	「(広島県計画)」の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
	3	主要位	住宅	施策·		80
	4	住宅	建設	事業等		8
	5	県営作	住宅	の管理状	\沉等	83
	6	県営作	住宅	応募倍率	3の推移	83
第	10 :	章 営	籍	ŧ		
	1			の概要		8'
	2	魅力	ある	建築物創	造事業	8'
	3	営繕	工事	の執行状		91
第		•	_	復旧		
	1			事業の概		99
	2			事業の査		99
	3	広島	県の	主要災害	『 (昭和 20 年以降) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100

第	12 i	章 公共用地・土地収用	
	1	公共用地の取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
4	2	公共事業における用地取得実績	105
•	3	土地収用制度の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
第	13 i	章 建設 業	
	1	建設産業の課題に対する取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
4	2	建設業の許可 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
;	3	経営に関する事項の審査	110
2	4	入札参加資格審査	111
į	5	建設工事の紛争処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
(6	建設機械の打刻及び検認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
,	7	浄化槽工事業の届出・登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
ć	3	解体工事業者の登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
9	9	建設工事の統計調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
ľ	参	考 資 料 】	
	1	令和元年度土木建築局関係事業負担率表	115
4	2	土木建築局の事務・権限移譲について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121

第1章 道路



一般国道 185 号 休山新道 4 車線化完成式典

1 道路の概要

本県の道路網は、広域的な高速道路ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道(一部一般有料道路を含む。)、中国横断自動車道広島浜田線(一部暫定2車線)、西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道)(一部暫定2車線)に加え、平成27年3月に中国横断自動車道尾道松江線(中国やまなみ街道)(暫定2車線)、東広島・呉自動車道(暫定2車線)が開通したことにより、井桁状の高速道路ネットワークが形成され、このうち、高速自動車国道については全国第4位の390kmが供用されている。

これらの高規格幹線道路を補完し、地域相互間の交流を促進する地域高規格道路については、「計画路線」として福山環状道路、東広島高田道路等の12路線、「候補路線」として益田廿日市道路等の4路線が指定されている。また、広島都市圏における自動車交通の定時性、高速性を強化するため、平成9年に県・広島市共同出資により設立した広島高速道路公社において、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線、4号線の計25kmを供用しており、残る5号線4kmについて事業を進めている。

次に、一般国道については、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

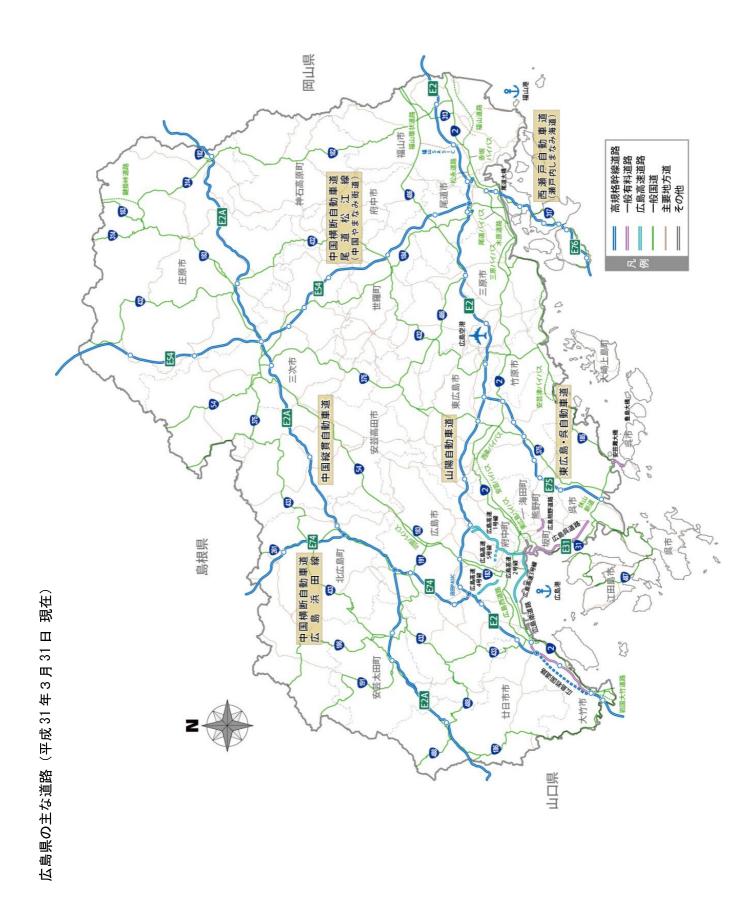
さらには、これらの一般国道 20 路線を補完する地域の幹線道路の役割を担う主要地方道 76 路線と一般県道 285 路線、市町道 62,791 路線をもって道路網を形成し、その実延長は約 28,805km となっている。

(1) 道路の管理区分

道	区 分 道路の種別			路線の指定 道路		道路管理者	根拠規定	備考
高	速自	動	車 国	道	内 閣	西日本高速 道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 "第6条 道路整備特別措置法	
	本 連	州 絡	四 道	国 路	内 閣	本州四国連絡 高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
一般	指	定	区	間	内 閣	国土交通大臣	道路法第5条 〃 第12条,第13条	
国	指定	区	島 市 域	の 外	内 閣	県	道路法第5条 〃 第12条,第13条	
道	区間	広 の	島 区	市域	内 閣	広島市	道路法第5条 "第17条	
	外	有	料道	路	内 閣	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
	下	記	以	外	知 事	県	道路法第7条 "第15条	
県	有	料	道	路	知 事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法	
道	広の		島 区 ·	市域	知 事	広島市	道路法第7条 "第17条	
	三区均	次 或 (市 の 一	の 部	知 事	三次市	道路法第7条 〃 第17条2項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線
市町	下	記	以	外	市町長	市町	道路法第8条 "第16条	過疎地域活性化特別措置法 及び半島振興法による道路 管理の代行(県)がある。
道	有	料	道	路	市町長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法	

(2) 道路の現況

広島県内の道路種別道路現況などについては、下記のリンク先に掲載している。 広島県 HP(リンク)→ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1216015935525.html



2 道路の整備方針

本県では、井桁状高速道路ネットワークの形成により、産業・観光面等、県全域で様々な効果があらわれはじめており、今後はこの井桁状高速道路ネットワークという強みを最大限に活かした道路整備に取り組む必要がある。

そうした中、本県では、県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」が目指す広島県の将来像を実現するため、社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の道路分野の整備計画として、平成28年3月に策定した「広島県道路整備計画2016」に基づき、計画的で着実な道路整備を推進することとしている。

3 広島県道路整備計画 2016

(1) 取組方針

本計画では、井桁状高速道路ネットワークの活用と次に掲げた7つの施策に基づく取組を道路整備の取組方針とし、選択と集中に基づく事業実施箇所の選定を行った上、早期効果の発現、コスト縮減、地域と一体となった取組を実施することにより計画的で着実な道路整備を推進する。また、進捗状況の点検・評価としてPDCAサイクルの実施やストック効果の検証を行い、社会情勢の変化に柔軟に対応する。

7つの施策と取組の方向

施策	取組の方向
①広域的な交流・連携基盤の強化	○企業活動を支える物流基盤の整備
	○グローバルゲートウェイ機能の強化
②集客・交流機能の強化	○観光周遊を促す道路ネットワークの形成
③災害に強い道路ネットワーク	○緊急輸送道路ネットワークの機能強化
の構築	○災害対応能力の向上に資する多重型道路ネットワークの形成
④総合的な交通安全対策の推進	○通学路における交通安全対策の推進
	○交通事故危険箇所の対策
⑤持続可能なまちづくりに資す	○渋滞を緩和する道路の整備と市街地を一体化する鉄道との立
る道路整備	体交差化
	○豊かな地域づくりを支える道路の整備
⑥道路機能の有効活用	○小規模な改良による既存道路の有効活用
	○スマートICの整備等による高速道路の有効活用
	○しまなみを核としたサイクリングネットワークの形成とサイ
	クリストの受入環境向上
	○道の駅を活用した地方創生の取組
⑦道路施設の適正な維持管理	○道路施設の日常的な維持管理の適切な実施
	○道路施設の戦略的な維持管理の推進
	~インフラ老朽化対策の本格実施~

(2) 事業実施箇所の選定

改築系事業については、「費用対効果」(B/C)、「施策貢献度」、「実施環境」の3項目による事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

交通安全事業については、事故危険個所の対策や通学路交通安全プログラムに基づく整備を 基本とし、補修系事業については、修繕方針や施設の点検結果に基づき、緊急性の高い箇所を 優先的に整備する。

4 令和元年度事業の内容

(単位:千円)

	ロルーグチネのトュロ		(辛匹・111)
事業	区 分	予 算 額	事業内容等
	交通安全施設等整備事業	1, 720, 000	歩道,自転車歩行者道,交差点改良
公	道路災害防除事業	5, 530, 000	橋梁耐震補強、トンネル補修、法面防災対策等
	除 雪 事 業	378, 000	県管理道路の除雪費
	道路改良事業	10, 608, 000	主要地方道福山沼隈線道路改良事業(福山市) ほか 61 箇所
共	市町道路事業指導監督費	24, 000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督 事務費
	計	18, 260, 000	
修維	道路改修費	8, 506, 594	県管理道路の維持修繕工事等
繕持.	計	8, 506, 594	
	交通安全施設等整備事業	400, 890	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 道路照明, 道路標識, 防護柵, 区画線等の設置
単	道路改良事業	5, 899, 300	幹線道路,生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費	30,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査等
独	道路改良関連事業費	1,600	電線共同構工事に係る、電気、ガス管等の埋設工事
	計	6, 331, 790	
そ	広島高速道路公社 出資金・貸付金	1, 850, 000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道 路網整備に伴う県の出資金・貸付金
0	市町土木工事受託費	50,000	市町事業の受託工事に係る経費 一般国道 487 号改良工事ほか2 箇所
他	計	1, 900, 000	
県	事 業 計	34, 998, 384	
直輯	善国 道 改 修 費 等 負 担 金	5, 041, 083	一般国道 2 号,31 号,54 号,183 号,185 号,375 号及び中国横断自動車道尾道松江線
	計	40, 039, 467	

事	 業名				区	分			当初予算額	説	明
担債	工	事請	負	契約	約 関	係	限度額期 間		3, 101, 000 千円 令和 2 ~ 3 年度	主要地方道東広島向 道路災害防除事業ほ	
行務為負		務	保	証	関	係	限度額期 間	•	17, 425, 050 千円 令和元~21 年度	広島高速道路公社	17, 425 百万円

5 主要道路事業の内容(一般国道・地方道の整備)

(1) 一般国道2号バイパスの建設促進

区	分	福山道路	安芸バイパス※	東広島バイパス※	広島南道路	岩国大竹道路	木原道路
事	業 主 体			国土ろ	交通省		
事	業期 間	平成13年度~	平成7年度~	昭和50年度~	平成元年度~	平成13年度~	平成15年度~
区	間	笠岡市茂平~ 福山市赤坂町	東広島市 八本松町〜 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町〜 安芸郡海田町	安芸郡海田町~ 廿日市市地御前	大竹市小方一丁 目~山口県岩国市 山手町	尾道市福地町~ 三原市糸崎町
総	延 長	16.5km	7.7km	9.6km	23.3km	9.8km	3.8km
車	線数	4 車線 (暫定 2 車線)	4 車線 (暫定 2 車線)	4 車線 (暫定 2 車線)	4~6車線 (暫定2車線)	4 車線 (暫定 2 車線)	4 車線 (暫定 2 車線)
令 事	和 元 度 業 費	1,053百万円	3,953百万円	4,650百万円	430百万円	1,439百万円	3,024百万円
令和事	和元度	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・工事	調査設計・工事	調査設計	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・工事

※広島市区間含む

(2) 広島高速道路の建設促進

	_/ <i>\</i>					
区	分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事 業	主体		広島高速	道路公社(平成9年6月3	3日設立)	
事業	期間			平成9年度~		
区間		広島市東区福田町 ~ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ~ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ~ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ~ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 〜 東区二葉の里三丁目
総	延 長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車;	線数	4 車線	4 車線 (暫定 2 車線)	4 車線 (暫定 2 車線)	4 車線	4 車線 (暫定 2 車線)
	元度業費	_	_	_	_	7,400百万円
令 和 事 業	元度	_	_	_	_	測量試験·工事等

6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて334路線、実延長4,158kmである。 近年、交通量は、やや減少傾向であるものの、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中,道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため,各 建設事務所において,定期的あるいは随時,道路パトロールを実施し,危険箇所の点検や不法占用 物件の除去,路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

また、道路法面の落石防止等の事業を計画的に実施している。

令和元年度道路の維持管理関係予算額

(単位:千円)

	区	分		種別	事 業 内 容	予 算 額
				道路災害防除	道路法面の落石防止等の防災対策(安全な道路 の確保)	1, 160, 226
				舗装道補修	舗装道補修,沿道環境の保全等 (安全で快適な交通環境の確保)	1, 310, 000
道:	路。	饮 修	費	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持, 道路環境 保全, 電力料等	5, 995, 743
				道路管理費	道路保険,公物管理,台帳付図修正事務等	40, 625
					合計	8, 506, 594

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電 気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため,道路の整備,利用,保全など道路の管理に関する基本法である道路法に基づき,道路の範囲を確定する区域決定・変更や,一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

平成 30 年度区域決定·変更·供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸 太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定·変更·供用開始 件数	12	4	1	13	8	21	4	0	7	70

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指している と考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の4種 をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。 これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

平成 30 年度道路関係許可等件数等一覧

		西部	呉	廿日市	安芸 太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
道路改築産	₹ 認	27	26	20	14	50	66	49	7	11	270
道路占用許可	新規	300	274	170	138	506	694	543	156	241	3, 022
担始白用計刊	更新	205	86	97	115	330	165	360	121	162	1,641
道路工事施口	匚命令	76	100	39	51	262	113	122	29	71	863
	新規	124	26	18	0	428	399	374	53	45	1, 467
特殊車両通行許可	更新	18	22	0	0	14	119	122	15	13	323
	協議	430	347	216	300	1,210	817	1, 363	300	137	5, 120
小 計		1,180	881	560	618	2,800	2,373	2, 933	681	680	12, 706
境界立	会	52	43	20	8	73	117	86	14	13	426
境界確定協	協議	32	30	14	7	55	73	68	5	4	288
小 計		84	73	34	15	128	190	154	19	17	714
境界確定記	E 明	3	0	0	0	3	6	8	0	0	20
その他各種記	3	1	4	1	0	0	6	0	1	16	
小 計	6	1	4	1	3	6	14	0	1	36	
計		1,270	955	598	634	2,931	2,569	3, 101	700	698	13, 456

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動(注)団体(マイロード団体)」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化・草刈等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成12年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動団体を支援する目的で設立された「NPO 法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成 20 年度からひろしまアダプト活動支援(奨励金交付)事業を実施している。

(注)アダプト活動:アダプトが「養子縁組をする」という意味から、住民等が主体となって清掃・緑化・草刈活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

平成30年度末現在の認定団体数等679団体(参加人員 22,588名 活動延長 603.40km)

第2章 河川・ダム



地震・高潮対策事業 一級河川太田川水系 猿猴川 (広島市)



広域河川改修事業 二級河川沼田川水系 沼田川(東広島市)

1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小 5,200 余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川・芦田川・江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか4水系の368河川、 流路延長は2,442.6 kmで、二級河川は八幡川水系ほか46水系の137河川、流路延長は627.7kmとなっている。

このほか,河川法が準用される河川として,市町長が指定,管理している準用河川が194河川あり,その流路延長は183kmとなっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水、高潮等による災害の防止、河川の適 正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土 の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

(1) 河川の管理区分

種			別	粔	定権	者	管	理	者
一級	河川(指	官定区間	外)	国土	交 通	大 臣	国土	交通	大 臣
一級	河川 (指定区	間)	国土	. 交通	大 臣	県	知	事
$\vec{-}$	級	河	Ш	県	知	事	県	知	事
準	用	河	Ш	市	町	長	市	町	長

(2) 河川の現況

(平成31年3月31日 現在)

	水系名		事管理河川		大臣直轄管理河川		内の法河川
		河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)
	太田川	70	467.979	9	129. 37	74	597. 349
-	江の川	172	983. 383	9	113. 39	173	1,096.773
級	芦田川	82	344. 779	3	61. 15	82	405. 929
河	高 梁 川	29	237.87			29	237. 87
Ш	小 瀬 川	9	81.26	2	23. 45	10	104. 71
	計	362	2, 115. 271	23	327. 36	368	2, 442. 631
	八幡川	4	39. 131			4	39. 131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺 川	2	6. 222			2	6. 222
	黒瀬川	23	104. 95			23	104.95
	野 呂 川	3	13. 481			3	13. 481
	木谷郷川	2	4. 208			2	4. 208
級	賀 茂 川	3	30. 569			3	30. 569
	沼 田 川	45	225. 90			45	225. 90
	和久原川	2	5. 26			2	5. 26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
泂	本 郷 川	2	15. 10			2	15. 10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新 川	2	3. 50			2	3. 50
	山 南 川	2	5.05			2	5. 05
Щ	永 田 川	3	3. 22			3	3. 22
	大 正 川	2	2. 679			2	2.679
	単独河川	30	68. 377			30	68. 377
	計	137	627.657			137	627. 657
	合 計	499	2,742.928	23	327. 36	505	3, 070. 288

2 河川の整備方針(ひろしま川づくり実施計画2016の概要(平成28年度~令和2年度))

(1) 基本方針

「ひろしま川づくり実施計画 2016」は、県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の河川部門の事業別整備計画として策定した。

本県の河川事業が抱える課題を克服するため、次の5つのチャレンジを柱として掲げ、施策 に取り組むこととしている。

(2) 施策

チャレンジ I 災害の防止・軽減対策の充実・強化

- ① 事業箇所別の優先度の明確化と創意工夫による早期効果発現
- ② 河口部の地震・高潮対策事業の重点化

チャレンジⅡ 自助 共助 公助による地域防災力の向上

- ① ソフト対策による災害対応力と地域防災力の向上
- ② 防災情報の普及促進や出前講座の実施
- ③ 洪水浸水想定区域の見直し
- ④ 堤防の浸透・侵食に係る監視強化

チャレンジ**Ⅲ** 既存施設の適確な運用・管理による安心・安全の継続

- ① 既存施設の適確な運用・管理
- ② 堆積土等の定期的な調査、管理基準の設定、別途5ヵ年の除去に関する計画の策定
- ③ ダムの放流エネルギーを利用した小水力発電によるダム管理機能の向上

チャレンジIV 河川環境の保全と川らしさ復元

① 水辺の魅力復元と多自然川づくり

チャレンジV 水辺空間を利活用した賑わいづくり

① 水辺空間の利活用の促進

3 災害の防止・軽減対策の充実・強化(チャレンジ I)

(1) 令和元年度予算

(単位:千円)

	<u> </u>	事 業 名	予 算 額	説明
		河 川 改 修 事 業	4, 999, 545	手城川(福山市)ほか57箇所の護岸, 築堤工事等
		都市小河川改修事業	58, 000	小河原川(広島市)の護岸工事等
河	公	地震・高潮対策事業	473, 380	京橋川・猿猴川(広島市)の防潮堤工事等
		情報基盤整備事業	4,000	
Ш	共	河川災害関連事業	735, 000	三篠川(広島市)の護岸,築堤工事等
		河川激甚災害対策特別 緊 急 事 業	420, 000	沼田川等(三原市)の護岸,築堤工事等
事		小計	6, 689, 925	
7114	単	河 川 改 良 事 業	1, 333, 600	浸水箇所の再度災害防止,災害の未然防止など緊 急を要する箇所の整備など
業	独	小 計	1, 333, 600	
	そのか	市町土木工事受託費	322, 000	三篠川(広島市)ほか6箇所の市町道橋の架替工 事等の受託
	他	小計	322, 000	
	直	轄 負 担 金	2, 710, 117	太田川水系, 芦田川水系, 江の川水系及び小瀬川水系における直轄管理区間の護岸, 築堤工事等
	<u></u>	計	11, 055, 642	

(2) 主要河川事業の内容(県事業)

治水事業は県民の生命と財産を守る、最も根幹的な事業である。このため、これまで河川改修事業やダム建設事業で、治水施設の整備を計画的に進めてきたが、河川の整備には長い期間を要するため、洪水や高潮による氾濫のおそれのある河川が、いまだ多く残っている。

このため、事業の実施箇所の選定にあたっては、客観的な評価により事業箇所ごとの優先度 を明確にした上で、優先度の高い箇所から整備を図り、施工の工夫などを行うことで「事業効 果の早期発現」を目指すこととしている。

① 河川改修事業

流域の都市化が進展している河川や、近年に甚大な浸水被害を受けた河川において、流下 断面を広げるなどにより洪水を安全に流下させる河川改修事業を推進する。

三篠川(広島市),沼田川(三原市),堺川(内神川:呉市),国兼川(三次市),手城川(福山市)等

② 地震・高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において耐震化や高潮堤の整備を進める。京橋川・猿猴川(広島市)等

(3) 国直轄河川改修事業の工事概要

① 太田川

広島市街地を洪水から守るため、昭和7年度から太田川放水路工事に着手し、昭和42年度に概成した。平成13年度には、支川滝山川で温井ダムが完成している。現在は、高潮対策として観音地区の高潮堤防の整備や、亀山地区の築堤護岸の整備等が行われている。

② 江の川

昭和28年から八千代町(現安芸高田市)下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ、昭和48年度には土師ダムが、平成18年度には馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成し、洪水調節等に大きな役割を果している。

現在は、三次市において堤防整備等が行われている。

③ 芦田川

大正 12 年から昭和 41 年にかけて中下流部の改修工事が実施され、堤防は一定の水準で整備されている。平成 9 年には八田原ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、上流部において、流下能力確保のため、橋梁架替等が行われている。

④ 小瀬川

昭和43年から改修工事に着手し、下流部の河道は概成している。また、平成2年度には弥 栄ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、大竹市等において堤防整備等が行われている。

4 自助, 共助, 公助による地域防災力の向上 (チャレンジⅡ)

気象台から大雨警報,高潮警報,洪水警報,津波警報が発せられた場合,国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合,その他知事が必要と認めたときは,土木建築局に水防県本部を,また各建設事務所(支所)及び広島港湾振興事務所に水防地方本部(水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として,それぞれ庶務班,資材班,情報連絡班,水防対策班を置く。)を設置し,洪水又は高潮に対し,水災を警戒し,防御し,これによる被害の軽減に努めている。

(1) 水防活動

市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所の周知 を図っている。令和元年度の重要水防箇所は次のとおりである。

区分		所轄事務所数	重要水	防箇所	備考
		別點事份別級	箇 所 数	延長 (km)	<u>1)#I</u>
直轄管理	Ŧ.	3	(236) 606	279. 51	
県 管 ヨ	E	10	252	371.79	()は、工作物を重要水防箇 所に指定したもので、外書き
合 譚	+	13	(236) 858	651.30	別に相応したもので、外音さ

[※]重要水防箇所には、海岸も含む。

(2) 洪水予報の運用

平成 16 年度から沼田川, 黒瀬川において洪水予報を開始し, 迅速な水防活動や, 住民の避難を支援している。

洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口~三原市本郷町船木
黒瀬川	河口~二級ダム

(3) 河川防災情報の提供

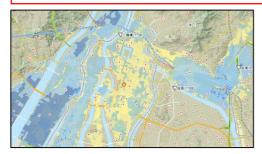
住民の適切な避難行動や市町の迅速な水防活動を支援するため、雨量・水位等のリアルタイム情報、高精度レーダ雨量情報及び洪水浸水想定区域図等の防災情報について、河川防災情報システムにより公表している。

また,住民等の円滑かつ迅速な避難行動に資する河川監視カメラの設置や,中小河川おける 洪水時の水位監視に特化した危機管理型水位計の設置を推進する。

広島県河川防災情報システム TOP: http://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/



洪水ポータルひろしま: http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/



洪水浸水想定区域図



XRAIN(高精度降雨観測情報)

(4) 洪水浸水想定区域の見直し

近年の局地的豪雨の頻発を踏まえ、浸水想定区域図について、当該河川の計画降雨に加え、新たに「想定し得る最大規模の降雨」に対する洪水浸水想定区域を指定・公表する。また、これを基とした市町の洪水ハザードマップの作成に関する技術的支援を行う。

賀茂川(竹原市),入野川(東広島市)等

5 既存施設の適確な運用・管理による安心・安全の継続(チャレンジⅢ)

(1) 河川の維持

県が管理している河川は、一級河川、二級河川合わせて 499 河川、流路延長 2,742.9km である。 堤防・護岸などの河川管理施設の計画的な維持修繕を継続するとともに、排水機場などの大型施設については、長寿命化計画に基づいた点検・整備・更新を行っていく。また河川内の堆積土や樹木については、「河川内の堆積土等除去計画」により、計画的な除去を進めることで、浸水被害を最小限に抑える。

令和元年度河川維持修繕実施計画

(単位:千円)

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削,除去	
修繕費	護岸修繕	老朽護岸の修繕	2, 738, 960
下層質	維持管理費等	河川管理施設の維持管理費等	

※国の3ヶ年重要インフラ事業分は含まない。

(2) 河川の管理

河川の管理にあたっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な 利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については、河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり、原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ、一方で新たな目的である環境という視点から、地域づくりや街づくり等に資するものについては、河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧(平成30年度)

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
河川法許可(20条)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
河川法許可(23条) 新規	0	0	1	0	0	1	0	1	1	4
更新	2	0	1	0	11	9	10	5	4	42
河川法許可 (24・26・27 条)	394	30	34	40	108	182	162	71	57	1,078
河川法許可(24条) 更新	414	105	123	58	243	229	311	136	122	1, 741
河川法許可(34条)	1	2	4	2	0	0	0	1	0	10
普通河川等の工事許可	70	0	43	18	20	5	1	0	2	159
小 計	883	137	206	118	382	426	484	214	186	3, 036
境 界 立 会	85	16	3	1	27	26	15	10	3	186
境界確定協調	£ 49	9	2	0	10	16	0	10	1	97
小 計	134	25	5	1	37	42	15	20	4	283
境界確定証明	0	0	0	0	4	1	0	0	0	5
小 計	0	0	0	0	4	1	0	0	0	5
計	1, 017	162	211	119	423	469	499	234	190	3, 324

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに,河川敷地に存在する不法占用物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成10年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を 策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成12年度から平成22年度に順次,重点的撤去区域を拡大するなど,計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。また,河川法施行令の改正に伴い重点的撤去区域を指定している6河川について,平成26年度から船舶の指定及び罰則の適用対象とし,平成27年8月に猿猴川における不法係留施設に対する行政代執行を実施した。今後も,不法係留船対策の一層の強化・推進を図り,厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めているところである。

また,河川における住民やNPO法人等の河川清掃美化ボランティア活動への参画気運を高めるよう,活動を行う住民やNPO法人等をアダプト活動団体(ラブリバー活動団体)として認定する広島県アダプト制度(広島県ラブリバー制度)を平成14年度より実施している。

今後とも、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援し、地域での行政と住民との協働体制づくりを推進する。(平成30年度末現在認定団体数 398団体)

6 河川環境の保全と川らしさ復元 (チャレンジⅣ)

多自然川づくりと良好な水辺づくり

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とし、また、地域の人々が河川空間を憩いの場や自然に触れ合う場として活用できるよう、親しみやすい川づくりに努める。

玖島川(廿日市市), 国兼川(庄原市)等

7 水辺空間を利活用した賑わいづくり (チャレンジⅤ)

美しい川づくり

広島都市圏の魅力づくりや中枢拠点性の向上の視点から、市街地再開発事業など新たな集客が期待されている広島駅前周辺の水辺が魅力的な空間となるよう、広島県と広島市が連携して、「美しい川づくり」を取り組む。

猿猴川 (広島市)



8 ダムの概要

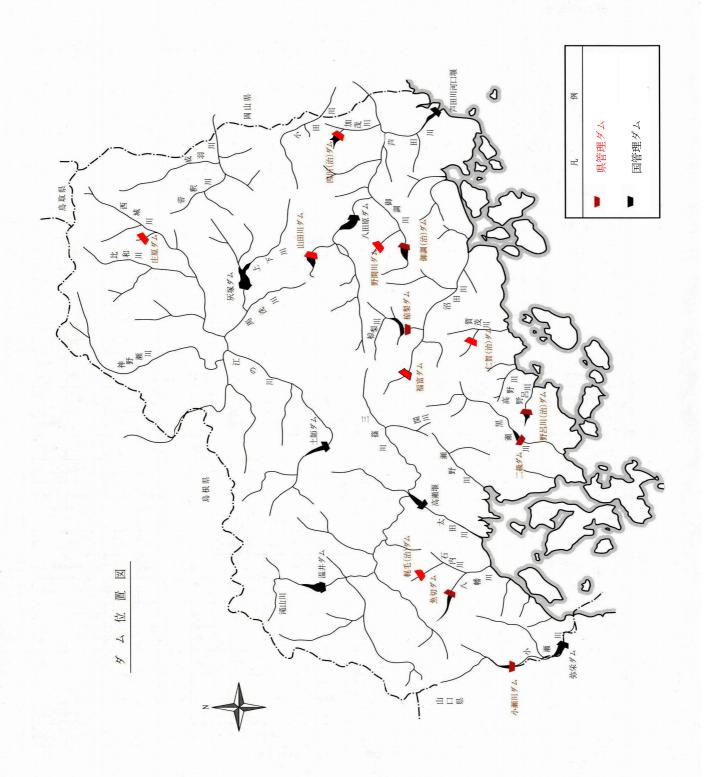
県民を洪水から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源を確保するため、地域に密着した効果的なダムの建設を進め、現在12 ダム(県管理)を運用している。

また、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに、親しまれるダム湖の創出を目指して、ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

広島県のダム (国土交通省所管)

				水系				ダ	A	の	諸	元	目的の主	な内容		総事業費
種	別	ダム名	事 業 者	及 び 河川名	位置	目的	型式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (k㎡)	総貯水量 (千m³)	有効貯水量 (千m³)	洪水調節量 (m³/S)	開発水量 (m3/日)	施工年度	(百万円)
		二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I. P. W	重力式 コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	I	12,000	S16~S18	1.02
		小瀬川ダム	広島県 山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	y.	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31~S39	1,820
		椋梨ダム	広島県	沼田川 椋梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	II.	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35~S43	2,030
		土師ダム	国 土 交通省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I. P.W.N	II.	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41~S48	10,010
	多	高瀬堰	11	太田川	広島市安佐北区 "安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 (計画高水流量)	164,000	S45~S50	5,785
		芦田川河口堰	11	芦田川	福山市箕島町 "水呑町	F. I	II	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 (計画高水流量)	170,000	S44~S55	15,100
	1	魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式 コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46~S56	16,900
設	的	弥栄ダム	国 土 交通省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W. P.N	II	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46∼H2	110,000
	ダ	八田原ダム	11	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	II	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48∼H9	108,000
Ø	A	温井ダム	11	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式 コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49∼H13	175,000
IJ		山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式 コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2∼H17	8,060
4		灰塚ダム	国 土 交通省	江の川 上下川	三次市三良坂町	F.W.N	n	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49~H18	180,000
		福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	n	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50~H21	37,070
		野間川ダム	広島県	芦田川野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	n	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5∼H24	5,800
		庄原ダム	広島県	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	n.	42.0	118.5	4.2	701	638	23→4	4,150	H12~H28	7,200
		野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	"	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	300→110	_	S44~S50	2,320
	治水	御調ダム	II.	芦田川御調川	尾道市御調町	F.N	H	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	_	S48~S63	13,900
	- ダム	四川ダム	11	芦田川 四 川	福山市加茂町	F.N	II	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	-	S49∼H17	22,250
		梶毛ダム	11	八幡川梶毛川	広島市佐伯区	F.N	II.	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	_	S63∼H20	16,950
		仁賀ダム	II	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	IJ	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	_	S45∼H23	20,200
_	(20.1	- V/-	_	L	*** [].		w. т.	db		- d-t- r	_					

(注) F:治水, I:工水, W:上水, P:発電, A:農水, N:不特定



9 ダムの維持管理等

(1) 県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは、次のとおりである。

各ダムとも,ダム管理に必要な観測施設,通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け, それぞれの操作規則に従ってダムを管理している。

ダ ム 名	完 成 年 月	管 理 所 管	摘 要
小瀬川ダム	昭和 39 年6月	小瀬川ダム管理事務協議会 (小瀬川ダム管理事務所)	山口県と共同管理
椋 梨 ダ ム	昭和 44 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (椋梨ダム管理事務所)	
野呂川ダム	昭和 51 年3月	西部建設事務所呉支所 (野呂川ダム管理事務所)	
魚切ダム	昭和 57 年 3 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
御調ダム	平成元年3月	東部建設事務所三原支所	
四川ダム	平成 17 年 1 月	東部建設事務所	
山田川ダム	平成 18 年 3 月	東部建設事務所三原支所	
梶毛ダム	平成 20 年 6 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
福富ダム	平成 21 年 10 月	西部建設事務所東広島支所 (椋梨ダム管理事務所)	
仁賀ダム	平成 24 年 3 月	西部建設事務所東広島支所	
野間川ダム	平成 25 年6月	東部建設事務所三原支所	
庄 原 ダ ム	平成 28 年 8 月	北部建設事務所庄原支所	

(2) ダムの維持管理

既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に、老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

また、既設ダムを有効活用し、治水機能の向上を図るなど、ダム再生の取組を推進する。

四川ダム堰堤改良事業

老朽化の著しい管理設備の改良・更新を実施する。

事業主体 : 広島県

 事業期間
 :
 平成29年度~未定

 事業箇所
 :
 福山市加茂町北山

概 要 : ダム管理用制御処理設備,

区 分	事業費(百万円)
総 事 業 費	550
令 和 元 年 度	94. 5
令和2年度以降	268. 5

※この内, 広島県の事業費は 1/2

通信設備, 観測設備更新

令和元年度事業内容:ダム管理用制御処理設備等更新工事

通信設備・観測設備更新工事

椋梨ダム堰堤改良事業

老朽化の著しい管理設備の改良・更新を実施する。

事業主体 : 広島県・県企業局・三原市・

中国電力

事業期間 : 平成30年度~未定

事業箇所:東広島市河内町小田渡原概要:ダム管理用制御処理設備,

通信設備, 観測設備更新

令和元年度事業内容:ダム管理用制御処理設備等更新工事

野呂川ダム堰堤改良事業(ダム再生計画)

平成30年7月豪雨で甚大な被害を受けた野呂川流域の抜本的な改修計画を策定する。

事業主体 : 広島県

事業期間 : 令和元年度~令和2年度

事業箇所 : 呉市安浦町

概 要 : ダム再生計画策定 令和元年度事業内容:ダム再生計画策定

区 分	事業費 (百万円)					
総事業費	628					
令 和 元 年 度	157.5					
令和2年度以降	420. 5					

区分	事業費(百万円)
総 事 業 費	63
令 和 元 年 度	31.5
令和2年度以降	31. 5

─ 第3章 砂防・地すべり・急傾斜地 ─



急傾斜地崩壊対策事業 (広島市安佐北区)

1 砂防関係事業の概要と整備方針

広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩(マサ土)と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨を起因とする、がけ崩れや、土石流等の土砂災害の被害を過去に何度も受けてきた。こうした背景や平成26年8月20日に発生した土砂災害を踏まえ、土砂災害発生箇所の復旧対応や住宅密集地の優先整備などの効果的・効率的なハード対策の推進や、土砂災害警戒区域等の指定の加速化、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」と連携させた各種ソフト対策の強化・拡充を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2016」を平成28年3月に策定し、ハード・ソフトー体となった総合的な土砂災害防止対策を推進することとしている。

また、昨年7月の豪雨災害を踏まえ、7月豪雨の被災地域における再度災害防止に最優先で取り組むとともに、地域の防災拠点、住宅密集地等を保全する箇所について予防対策を進めることとしている。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン 2016」の概要

① 基本方針

視点

災害防止対策

ハード・ソフト 一体となった 総合的な土砂

施策の柱

土砂災害防止施設の充実・強化 (ハード対策)

- 再度災害防止のための緊急対応
- 10 年マイルストン*の設定による計画的な事業実施
- 事業の優先順位に基づく効果的・効率的な整備の実施

自助・共助・公助による地域防災力の向上(ソフト対策)

- 土砂災害警戒区域等の指定の加速
- 気象条件の変化や情報伝達・収集手段の多様化を踏まえた警戒避難対策
- 地域防災力向上のための「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

既存施設の適切 な維持管理による 安心・安全の確保

土砂災害防止施設の適正な補修による有効活用(老朽化対策)

■ 戦略的な維持管理の推進

(※ 10 年マイルストン: 大規模地震発生や集中豪雨により災害が発生した際に重要な役割を担う, 地域の防災拠点 及び大規模避難所(小・中学校)を保全する箇所について, 10 年間を目途に整備を行うこととし集中投資を行う。)

② 計画期間

平成28年度~令和2年度(5年間)

(2) 事業の概要

① ハード対策

(ア) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、県民の生命 及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に砂防法が施行さ れた。

本県には、9,964の土石流危険渓流があり、このうち県の整備計画に基づき、平成30年度末までに1,961渓流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(イ) 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因してすべり、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この対策として昭和33年に地すべり等防止法が施行された。

本県には、80 の地すべり危険箇所があり、このうち平成30 年度末までに地すべり防止区域として指定済の28 箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和44年に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が施行された。

本県には、21,943 の急傾斜地崩壊危険箇所があり、このうち平成30 年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の2,121 箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

爱炫崩雷(工)

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対 策事業が創設され、昭和60年度から実施されている。

本県には、336の雪崩危険箇所があり、5箇所が整備済みとなっている。

② ソフト対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の指定の加速

土砂災害から国民の生命、身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規宅地開発の抑制等を目的とする土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進しており、平成30年度末までに県内全市町において36,254箇所を指定している。平成26年の8.20土砂災害を踏まえ、平成27年度から基礎調査と区域指定の加速化を行っており、全県の基礎調査が平成30年度末に完了した。引き続き令和元年度末までの区域指定完了を目標とし、全力で取り組んでいる。

(イ)気象条件の変化や情報伝達・収集手段の多様化を踏まえた警戒避難対策

土砂災害への備えや警戒・避難に役立てるため、雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険箇所及び警戒区域等の情報を、インターネットやメール通知サービスにより提供している。さらに、NHK広島放送局のデータ放送や民間ケーブルテレビ会社と連携した土砂災害危険度情報の提供、土砂災害警戒情報発表の迅速化等、警戒避難支援の機能拡充に取り組んでいる。

(ウ)「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

平成26年の8.20土砂災害の教訓を踏まえ,再び同じ災害を繰り返さないためには, 土砂災害に関する防災意識の醸成を図るとともに,災害の記憶を風化させず,被災の 事実を後世に伝承していく必要がある。「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」では, 土砂災害への防災意識を県民へ広く啓発することに加えて,被災事実を地域に確実に 伝承していく取組を積極的に実施することで,地域防災力の向上を推進している。

③ 直轄砂防事業

平成13年度から広島西部山系,平成30年度から安芸南部山系において,国(国土交通省)が事業を実施している。

(3) 区域の概況

平成31年3月31日 現在

区分	砂防指定地			地すべり防止区域			急傾斜地崩壊危険区域			土砂災害警戒区域等									
	指定	指定	指定	危険	指定	指定	危険	指定	指定	指定 危 険 面積 箇所数	土石流		急傾斜		地すべり		合計		
事務所 (支所)	渓流数	面積 (ha)	延長 (km)	渓流数	箇所数	面積 (ha)	箇所数	箇所数				箇所数 曹	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域
西部	558	3,761.9	664.5	3,262	2	20.1	9	589	350.3	5,027	3,059	2,718	5,424	5,170	4	0	8,487	7,888	
具 (支所)	276	850.7	221.8	798	0	0	0	756	488.2	2,086	1,296	1,153	2,290	2,095	0	0	3,586	3,248	
廿日市 (支所)	155	789.0	193.2	575	1	52.1	6	139	91.3	1,021	885	789	1,328	1,289	6	0	2,219	2,078	
安芸太田 (支所)	133	1,450.7	239.7	420	3	17.0	11	56	84.6	914	1,016	912	1,530	1,515	11	0	2,557	2,427	
東広島 (支所)	200	1,721.5	261.9	916	1	10.0	1	189	189.2	2,865	1,442	1,267	2,530	2,431	0	0	3,972	3,698	
東部	139	3,182.1	187.1	1,227	8	126.3	15	136	104.2	3,068	1,477	1,305	3,206	3,112	14	0	4,697	4,417	
三原(支所)	247	2,281.1	347.1	1,357	3	25.8	7	193	142.2	3,638	1,632	1,416	3,231	3,149	6	0	4,869	4,565	
北部	135	722.7	192.6	515	1	5.1	2	38	36.2	1,300	799	747	1,567	1,529	1	0	2,367	2,276	
庄 原 (支所)	118	897.9	188.4	894	9	283.1	29	25	31.5	2,024	1,346	1,256	2,135	2,100	19	0	3,500	3,356	
計	1,961	15,657.7	2,496.3	9,964	28	539.5	80	2,121	1,517.8	21,943	12,952	11,563	23,241	22,390	61	0	36,254	33,953	

[※] 渓流が複数の建設事務所 (支所) 管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所 (支所) の合計に一致しない。

2 令和元年度事業の内容

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	
土砂災害防止施設の整備	国直轄事業	直轄砂防事業 (広島西部山系直轄砂防等)	4, 238, 333 (県負担金)	
	補助公共事業	土石流対策92 箇所砂防激甚災害対策特別緊急事業125 箇所砂防災害関連事業1 箇所急傾斜地崩壊対策97 箇所地すべり対策3 箇所	4, 172, 997 3, 045, 000 52, 500 4, 269, 871 86, 100	
	単独建設事業	土砂災害防止対策 73 箇所 (うち提言を踏まえた検討)	1,839,600 (うち 50,000)	
土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定等	土砂災害警戒区域等	275, 020		
土砂災害警戒情報の提供等	情報提供システムの	92, 400		
単独維持修繕事業	老朽施設の修繕等	819, 000		
	合	計	18, 890, 821	

[※] 指定面積, 指定延長は小数第2位を四捨五入

3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、指定区域を明確にするとともに、不法行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の整備等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に修繕を実施している。

なお,急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修や更新等については,一 部を除く市町に対して事務を移譲している。



港湾海岸保全施設整備事業 尾道糸崎港海岸機織地区(福山市)

1 海岸の概要

本県の海岸総延長は約1,128kmで、このうち海岸法(昭和31年法律第101号)の規定に基づき約583kmが海岸保全区域に指定されている。内訳は、国土交通省(水管理・国土保全局)所管区域約60km、国土交通省(港湾局)所管港湾区域約349km^{**}、農林水産省(水産庁)所管漁港区域約79km^{**}及び農林水産省(農村振興局)所管区域が約95km^{**}である。(※ 重複区間を含む。)

海岸の整備は、高潮・波浪又は地盤変動による災害から、県民の生命と財産を防護するため、未整備海岸及び老朽化の著しい護岸、堤防の整備を重点的に推進するとともに、周辺の景観や自然資源との調和を図りながら、利用しやすく、親しみやすい、潤いのある海岸環境の整備を推進する。

また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等を踏まえ、従来考慮していなかった津波対策を盛り込むとともに、地震対策など減災対策を明記し、「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成26年9月に変更した。

(1) 海岸の管理区分

種 別	指定	広 島 県
国土交通省海岸(水管理・国土保全局)		土木建築局
リ (港湾局)	海岸保全区域の指定は	IJ
農林水産省海岸(水産庁)	知事	IJ
" (農村振興局)		農林水産局

(2) 海岸の現況 (単位:km)

所 管 省 庁	海岸線延長	海岸保全区域 延 長
総数	1, 128. 401	583. 108
国 土 交 通 省 (水管理・国土保全局)	376. 365	59. 746
(港 湾 局)	501. 949 (5. 464)	348. 593 (5. 464)
農 林 水 産 省 (水 産 庁)	153. 491 (0. 580)	79. 287 (0. 580)
(農村振興局)	96. 596 (6. 044)	95. 482 (6. 044)

⁽注) 平成30年度(版) 海岸統計基礎資料による。

2 海岸の整備方針

平成27年度に策定した「ひろしま海岸整備プラン2016」に基づき、高潮、波浪及び津波等による災害から県民の生命と財産を防護し、県土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を進める。

【ひろしま海岸整備プラン 2016】

「ひろしま海岸整備プラン 2016」は、本県の目指す将来像を示した「ひろしま未来チャレンジビジョン」及びこれを実現するための「社会資本未来プラン」「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」に基づき、計画的に海岸事業を推進するための実施計画である。

計画期間: 平成28 (2016) 年度~令和2 (2020) 年度(5年間)

投資予定額: 概ね 130 億円

^()は、港湾局、水産庁及び農村振興局の重複区間で内数である。

3 令和元年度事業の内容

(単位:千円)

	_	□ /\		
事業	—— 名	区分	予算額	説明
	国水岩管	高潮 対策事業	168,000	天応海岸(呉市)など2海岸の護岸工事等
	二保全局 理・	計	168,000	
		港湾海岸保全施設事業	1,033,000	広島港 (広島市) など10港の堤防, 護岸の改良,補強工事等
公	港	港湾海岸環境整備事業	16,000	広島港(坂町)の避難通路整備
4	湾	海岸堤防等老朽化 対 策 緊 急 事 業	146,000	川尻港 (呉市) など2港の護岸の老朽化対策 工事
	局	国直轄事業負担金(海岸事業)	322,000	広島港の護岸の改良工事等
		計	1, 517, 000	
共		高 潮 対 策 事 業	324, 450	横田漁港(福山市)の離岸堤等整備など2漁港 の高潮対策工事等
	水 産	海 岸 堤 防 等 老 朽 化 対 策 事 業	46, 200	地御前漁港(廿日市市)など2漁港の護岸の老 朽化対策工事等
	广	効果促進事業	17, 850	高潮浸水想定区域指定に伴う調査
		計	388, 500	
	合	# 	2, 073, 500	

4 海岸の維持管理

県内の海岸保全区域に指定されている約583kmの海岸のうち、土木建築局が所掌する国土交通省(水管理・国土保全局、港湾局)所管及び農林水産省(水産庁)所管の計約488kmについて、護岸や防潮扉の計画的な点検や修繕を行い、海岸保全施設の機能を維持する。

また、海岸保全区域については、海岸の適正な利用の促進と、海岸環境の保全を図り、海岸の多様な機能が十分発揮されるよう管理するとともに、それ以外の公共の海岸である一般公共海岸区域についても適正な管理を行う。

令和元年度海岸維持修繕実施計画

(単位:千円)

区 分	種 別	予 算 額
国土交通省(水管理·国土保全局) 海 岸 維 持 修 繕 費	海岸保全施設の機能維持	100,000
国土交通省(港湾局)海岸維持修繕費	II	961, 161
農林水産省(水産庁) 海 岸 維 持 修 繕 費	II	84, 164

注:国土交通省(港湾局)海岸維持修繕費は、港湾維持修繕費を含めた額である。 注:農林水産省(水産庁)海岸維持修繕費は、漁港維持修繕費を含めた額である。

第5章 空 港



広島空港開港 25 周年記念式典



カープ選手の1日空港長イベント

1 広島空港の概要

(1) 広島空港の現状

広島空港は、3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000㎡の旅客ターミナルビル、3,900㎡の貨物ターミナル施設などを備えた中国・四国地方最大の空港である。

また、平成29年10月29日から、空港の運用時間が夜間1時間延長され、15時間(7:30~22:30)となっている。

国内定期路線は、1日18便運航している東京(羽田)線を含め5路線が就航し、また、国際定期路線は、平成29年10月30日から、シンガポール線が就航し、全国第9位である週28便のネットワークが構築され、上海線及び台北線はデイリーで運航されている。

今後も中国・四国地方の拠点空港として、また、本県の新たな経済成長を支えるグローバル ゲートウェイとして、引き続き利便性の向上や機能の充実に努める。

広島空港の概要

<u></u>	工化切成安					
設	置管理者	国土交通大臣				
飛	行場の種類	空港法第4条第1項第5号に掲げる空港				
供	用 開 始 日	平成 5 年 10 月 29 日 (3,000 m滑走路供用:平成 13 年 1 月 25 日)				
	告示年月日	平成 12 年 12 月 28 日(運輸省告示 414 号)				
	管 理 面 積	1, 948, 484 m²				
施		着 陸 帯 長 さ 3,120m×幅 300m				
2015	基本施設	滑 走 路 長 さ 3,000m×幅 60m				
設	(ターミナル拡張計画を含む。)	誘 導 路 総延長 3,290m				
HA		エプロン 120,300 ㎡ (サブターミナルを含む。)				
概	航 空 灯 火	進入灯,進入角指示灯,中心線灯,滑走路灯,誘導路灯,エプロン照明灯等				
	通 信 施 設	遠隔空港対空通信施設,飛行場情報放送業務施設				
要	航空保安無線施設	I L S (計器着陸装置), A S R (空港監視レーダー), S S R (二次監視レーダー), V O R / D M E (超短波全方向無線標識装置/距離測定装置)				
	気象観測施設	滑走路視距離測定器,風向風速観測装置,雲高測定器等				
	運用時間	15 時間 (利用時間: 7時30分から22時30分まで)				

(2) 広島空港計器着陸施設高度化 (CAT-Ⅲb) 整備事業

広島空港は、季節により霧、雲に覆われることが多く、視程不良による欠航、ダイバート(目的外空港への着陸)、遅延等が発生しており、その改善が強く求められてきた。

このため、平成 15 年度に国土交通省の事業として計器着陸施設の高度化事業(CAT-Ⅲ a) が新規採択され、平成 16 年度から本格的に工事着手し、平成 20 年 6 月に運用を開始した。また、平成 21 年 6 月からは、高度なCAT-Ⅲ b に移行し運用を開始した。

なお、平成27年4月の航空機事故により破損した高度計器着陸装置(CAT-Ⅲb)については、平成27年9月に復旧している。

(3) アクセスの充実

広島空港へのアクセスとして、広島(広島駅新幹線口・広島バスセンター・平和大通り)、 呉、三原、福山、三次、西条からの空港アクセスバス、JR白市駅からの空港連絡バス、竹原 からの乗合タクシーが、それぞれ運行されている。

また、広島空港県営第1駐車場において、平成28年7月からカーシェアリング(ラウンドトリップ方式)の社会実験を実施し、平成29年4月から本格導入するとともに、平成29年5月からは広島空港県営第1駐車場と県内18箇所の間でワンウェイ方式(乗り捨て)のカーシェアリングを導入している。

なお、JR広島駅から広島空港の定時性向上につなげるため、平成29年度から、JR白市駅・空港間の主要地方道東広島本郷忠海線に凍結防止剤散布装置等の設置を進め、平成30年度に完了した。

さらに、JR白市駅においては、利便性向上のため、バリアフリー化工事(跨線橋の架替、エレベーター設置等)を実施し、平成28年3月に工事が完了した。

(4) 航空路線の拡充

広島空港は、平成5年の開港以来、中国・四国地方の地域拠点空港として着実に成長している。

今後の国際航空ネットワークについては、東アジア・東南アジアの新規路線誘致や増便、訪日外国人の誘客など需要の拡大に資するLCCの誘致・増便などを図る。

国内線については、LCCの積極的な活用及び地方空港間ネットワークの拡充に向けた取組を行う。

(5) エアカーゴ対策の推進

広島空港は、中国地方の中央部に位置しており、山陽自動車道に直結するなど、貨物の流通 拠点としてのポテンシャルを有している。

今後,新たな国際貨物拠点である羽田空港や那覇空港を活用した国際エアカーゴの拡大を視野に置いた既存路線の強化及び東南アジア路線におけるカーゴの活性化に取り組む。

(6) 空港の振興

官民一体となって空港の振興策を推進するため、平成6年3月に設立した広島県空港振興協議会(会長:広島県商工会議所連合会会頭、構成員:県、市町、経済団体等)を中心に、就航路線の利用促進や路線誘致などの活動を展開する。

(7) 空港経営改革の導入

広島空港では、広島~東京間の航空シェア低下など取り巻く環境が厳しさを増す一方、アジアの成長を背景に経済のグローバル化が新局面を迎える中、本県の経済成長を促す役割を持続的に果たしていくために、航空系事業と非航空系事業を一体化し戦略的な空港運営の可能性を拡げる空港経営改革(一体運営・民間委託)の導入に取り組むこととし、「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」を平成29年3月に策定した。

これを受けて、国は令和3年4月の導入に向け、平成29年10月に民間投資意向調査等を実施、令和元年5月には空港運営権者の募集を予定するなど、今後、手続きが本格化していくことから、引き続き、地域の声を反映した空港経営改革となるよう関係者と連携し、広島空港の更なる活性化を図っていく。

(8) 令和元年度事業の内容

(単位:千円)

区 分	予 算 額	事 業 内 容				
直轄空港建設費等負担金	367, 937	広島空港の施設更新				
空港関連施設等管理費	69, 983	周辺県有地の管理等				
空港周辺対策事業	35, 778	空港周辺の環境対策等				
空港県営駐車場管理費	31, 605	空港県営駐車場の管理				
広島空港拠点性強化事業	32, 172	新規路線誘致に向けたチャーター便の運航支援,国際定期路線の需要拡大,空港アクセスの改善等				
新規国際定期路線支援事業	28, 260	新規路線の立ち上がり支援				
広島空港経営改革推進事業	0	空港経営改革に係る調査検討				
空 港 振 興 事 業	16, 600	官民一体による利用促進、新規路線の誘致活動等				
合 計	582, 335					

参考 広島空港の定期航空路線の概要

(1) 国内線の現況

(平成31年3月31日 現在)

地域	路 線	航 空 会 社	便数/日	使 用 機 材	平成30年度旅客数	備考
北海道	札幌	全日本空輸	2	B737- 800(166席)	152,025 人	H27.10.25~ (S61.3.1~)
1014/2	(新千歳)	日本航空	2	B737-800(165席)	102,020) (H8.8.2∼
東北	仙 台	IBEX エアラインス [*] (全日本空輸)	2	CRJ 700 (70席)	78,886 人	H21.9.21~ (H4.10.25~)
	成 田	IBEX エアラインス゛ (全日本空輸)	3	CRJ 700 (70席)	212,525 人	H15.8.1~
	/ж ш	春秋航空日本	0	B737-800(189席)	212,020) (H26.8.1~
東京	東京	全日本空輸	18	B777-200(405席) B767-300(270席)	2,048,297 人	S37.10.14~
	(羽田)	日本航空		B737-800(166席) A321(194席)	_,, , ,	H2.7.21~ (S63.7.23~)
沖縄	那 覇	全日本空輸	1	B767(270席)	137,494 人	S61.4.26~
<定期便計>	5路線	4社	日26便		2,629,227 人	
チャーター便			6,311 人			
〈国内線台						

(2) 国際線の現況

(平成31年3月31日 現在)

国·地域		路線	航 空 会 社	便数/週	使 用 機 材	平成 30 年度旅客数	備考	
韓国ソ		ソウル	エ ア ソ ウ ル (アシアナ航空)	3	A321(195席)	58,771 人	H28.10.20~ (H3.6.21~)	
		大連·北京	中国国際航空(全日本空輸)	5	B737-800(157席)	42,209 人	H10.2.26~	
中国		上海	中国東方航空(日本航空)	7	A319(120席)	69,262 人	H8.2.6~ (H23.7.22~成都 延伸) H30.3.25~成都 延伸休止	
台	湾	台 北	チャイナエアライン	7	B737-800(158席)	96,635 人	H16.6.2~	
香	港	香港	香港エクスプレス	3	A320(180席, 174席)	47,415 人	H27.10.27~ H28.1.28~増便	
シンガポール		シンガ ポール	シルクエアー (シンガポール航空)	3	B737-800NG(162 席)	33,461 人	H29.10.30∼	
<定期便計>		6路線	6社	週28便		347,753 人		
チャー								
<国 🖟								

2 広島ヘリポートの概要

(1) 広島ヘリポートの管理・運営

平成22年10月30日の定期路線の撤退により、小型機専用飛行場として運営していた広島 西飛行場を平成24年11月15日付けで廃止、同日付けで広島へリポートとして供用開始し、 ヘリコプター運航及び利用者の安全確保に必要なサービスを行っている。

なお、広島西飛行場の範囲でヘリポートを供用開始した後、段階的にヘリポート区域を縮小し、平成27年4月から最終形区域での供用を開始した。また、この最終形区域での供用開始に合わせて、指定管理者制度を導入し、「日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体」が指定管理者として管理運営を行っている。(平成27年4月1日から令和2年3月31日まで[5年間])

また、広島へリポート管理事務所の老朽化が進んでいるため、旧広島西飛行場ターミナルビルを取得し、平成30年度から管理事務所を移転するための改修工事等を実施している。

広島ヘリポートの概要

設	置	管	理	者	広島県				
飛	行	場 0	種	類	陸上ヘリポート (公共用)				
供	用	開	始	日	平成 24 年 11 月 15 日				
	管	理	面	積	112, 939 m²				
施					着 陸 帯 長さ35m, 幅30m				
設	基	本	施	設	誘 導 路 長さ28m, 幅9m				
					エ プ ロ ン 20,574 ㎡, スポット14				
概	航	空	灯	火	飛行場灯台,誘導路灯,風向灯,境界灯,境界誘導路灯				
要	通	信	施	設	対空通信施設一式				
	気	象観	測施	設	風向風速観測装置等				
運	月	Ţ	時	間	10 時間 30 分 (利用時間: 8時 30 分から 19時 00 分まで)				

(2) 令和元年度の事業内容

(単位:千円)

区 分	予算額	事 業 内 容
広島ヘリポート管理費	137, 983	ヘリポートの管理・運営等
広島ヘリポート整備事業	371, 921	ヘリポート管理事務所の改修工事等
計	509, 904	

■第6章 港湾・漁港 —



広島港海田コンテナターミナル (ガントリークレーン 3 号機 H30.6 供用開始)

1 港湾の概要

(1) 港湾数

瀬戸内海に面し、大小 130 余の島々が散在する本県は、全国第6位の 44港 (国際拠点港湾 1港, 重要港湾3港, 地方港湾40港) の港湾を擁し, うち県管理港湾は27港(国際拠点港湾 1港, 重要港湾2港, 地方港湾24港)を数える。

(2) 港湾施設一覧表 (港湾管理者分のみ)

① 県管理港湾

② 市町管理港湾

				(平成 31	年3月:	31日 現在))					(平成	31年3	月 31	日 現在)
港	湾	名	港格	所	在	地	港	181	湾	名	港格		所	在	地
広	島	港	国際拠点	広島市, 廿日市	†市,海田	目町, 坂町	吳	ŕ		港	重 要		呉市		
福	Щ	港	重 要	福山市			重		要	浩	湾	小	計		1
尾 j (尾	道 糸 崎 己道 地 [3	港 ()	11	尾道市			β¤	J (犬 兎	港	地方		福山市		
尾 i (ź	直 地 □ 道 糸 崎 ら崎 地 □	港 ()	11	三原市			福	Í	田	港	11		尾道市		
	ら崎地区道糸崎永地		11	福山市			槓	Ŕ	浦	港	"		11		
国	祭 拠 点	港湾	及び重要	港湾小計		3	萝	ŧ 3	芸 津	港	"		東広島市		
横	田	港	地 方	福山市			吉	ī	悪	港	"		呉市		
千	年	港	"	"			//	`	用	港	"		11		
佐	木	港	"	三原市			*	1	迫	港	11		11		
須	波	港	"	11			袋	ž (の内	港	11		11		
土	生	港	"	尾道市			*		須	港	"		江田島市		
重	井	港	"	"			津	ŧ /	久 茂	港	"		11		
中	浜	港	11	11			鴷	部	矢の浦	港	11		11		
生	П	港	"	11			廚	Ĩ.	田	港	11		11		
瀬	戸田	港	"	尾道市, 三	原市		卢]	海	港	11		11		
忠	海	港	11	竹原市			<i>*</i>	ζ.	柿	港	11		11		
竹	原	港	11	"			波	ž §	多 見	港	11		呉市		
Щ	尻	港	"	呉市			奥	Ļ (の内	港	11		11		
木	江	港	11	大崎上島町	Ŋ		地		方	湛	き 湾	小	計		1 6
鮴	崎	港	"	11			合						計		1 7
大	西	港	"	11											
御	手 洗	港	"	呉市											
71:	sul	M+					1								

(3) 港湾の整備方針

釣 士 田 港

Л

田 港

高

島港

地 方 港 湾

港

"

"

小 用

鹿

中

厳

大

合

平成27年度に策定した「広島県みなと・空港振興プラン2016」に基づき、「みなと振興の 重点化」「港湾・漁港施設の有効活用」「港湾・漁港施設の適正な維持管理」の3つの基本方 針を基に実施計画を策定し、事業を推進する。

【広島県みなと・空港振興プラン 2016】

計画期間:平成28年度~令和2年度(5年間)

江田島市

廿日市市

計

2.7

大竹市

小 計

"

投資予定額: 概ね 370 億円

(4) 令和元年度事業の内容

(単位:千円)

, <u>13 1</u>	H , U	一及手术の内積		(共1元・1-1)
事業	名	事業種別	事 業 内 容	予算額
		港湾改修事業	広島港 (広島市) など 3 港の防波堤, 臨港道路等の工事 (公共関連費含む)	2,880,500
	公	港湾環境整備事業	尾道糸崎港(三原市)など2港の埋立等の工事 (公共関連費含む)	260,000
		港湾補修事業	福山港(福山市)など9港の岸壁等の補修工事	439,000
	共	港整備交付金事業	厳島港(廿日市市)など4港の浮桟橋,防波堤等の工事	1,416,000
		国直轄事業負担金 (港湾事業)	広島港・尾道糸崎港及び福山港の岸壁等の国直轄事業負担 金	[1,773,333] 798,000 []は直轄事業費
		計		5,793,500
港	単独	港湾改良事業	公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの工事	1,341,800
	維持	港湾維持修繕費	浮桟橋等の港湾施設及び護岸,堤防,防潮扉等の海岸保全 施設の補修・点検等や沈廃船処理等	961,161
湾	,	そ の 他	市町土木工事受託費等	804,465
		一般会計合計		8,900,926
事業業	特	荷捌施設整備事業	 ○ 広島港関係 3,150,000 出島地区 五日市地区 2,280,000 福山港関係 箕島地区 箕島地区 箕沖地区 厳島港関係 宮島口地区 	3,414,000
	別	広島港運営費	広島港の管理・運営に要する費用	1,170,391
	会	尾道糸崎港運営費	尾道糸崎港の管理・運営に要する費用	59,432
	4	福山港運営費	福山港の管理・運営に要する費用	168,305
	計	港湾振興事業	広島港、福山港などのポートセールス活動等に要する費用	23,175
		造成地分譲促進事業	臨海土地造成地に係る分譲経費等に要する費用	49,014
		公 債 費	港湾施設整備等のために借り入れた県債を償還するための費用	8,043,631
		諸 支 出 金	港湾整備事業基金積立金等	252,283
		特別会計合計		13,180,231
	í	計		22,081,157

(5) 主な港湾整備事業の概要

① 国際拠点港湾広島港の整備

(ア) ねらい

国際物流・国際交流拠点を担う中核国際港湾として、必要な港湾施設の整備を行い、国際拠点港湾広島港のグローバルゲートウェイ機能を強化する。

(イ) 令和元年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備考
五日市地区	県 事業	臨港道路等	3, 322, 000	
宇品・出島地区	直轄事業	耐震強化岸壁等	225, 000	県負担金 (事業費 500,000)
, , , , , , , ,	県 事業	港湾関連用地造成等	1,518,000	
海 田 地 区	直轄事業	岸壁補強	225, 000	県負担金 (事業費 500,000)
その他	県 事業	防波堤,補修等	260,000	
	計		5, 550, 000	

② 重要港湾尾道糸崎港の整備

(ア) ねらい

尾道糸崎港は、県東部の物流・人流の拠点を目指し、輸入木材の取扱拠点港として の機能強化を図るとともに、ウォーターフロント空間の創出などの新たな要請に対応 した施設整備を進める。

(イ) 令和元年度の予算額

(単位:千円)

		区	5	}	事 業 内 容	予算額	備考
機	織	地	区	直轄事業	航路(-12m) 泊地(-12m)等	78,000	県負担金 (事業費 173, 333)
貝	野	地	\overline{X}	県事業	浚渫土受入	100,000	
そ	0	C	他	県事業	小型船だまり等	147,000	
	≣†-			325,000			

③ 重要港湾福山港の整備

(ア) ねらい

広島県東部地域の物流、産業の拠点として、物流需要の増大、輸送の効率化等に対応するため、グローバルゲートウェイ機能の強化や航路機能の回復を推進するとともに、快適な港湾空間の形成を図る。

(イ) 令和元年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予算額	備考		
箕沖	・箕島均	也区	直轄事業	岸壁、航路・泊地等	270,000	県負担金 (事業費 600, 000)
鞆	地	区	県 事 業	護岸整備等	369,000	
そ	の	他	県 事 業	補修等	225,000	
			計		864,000	

(6) 港湾の振興

① ねらい

広島港・福山港の中国・四国地域におけるグローバルゲートウェイ(世界に開かれた玄関 口)としての機能強化を図るため、引き続き、積極的なポートセールスを実施する。

さらに、広島港においては、平成29年4月から出島・海田コンテナターミナルについて、 民間の経営手法を活かした運営を(株)ひろしま港湾管理センター(港湾運営会社)が行う ことにより、航路拡充や貨物量の増大を目指す。

このほか、クルージングやクルーズ客船の寄港を促進し、みなとの賑わいを形成する。

② 事業の概要及び令和元年度の予算額

(単位:千円)

区 分	事 業 内 容	予算額
振興協会助成 事業	広島港振興協会,東部港湾振興協会への助成 (利用促進,広報宣伝)	4,800
ポートセール ス強化事業	・新規航路開設やコンテナ取扱貨物量の増加に向けた助成制度の実施 ・海外ポートセールス,国内ポートセールスの展開	17,086
瀬戸内海クル ージング促進 事業	・クルージング需要の掘り起こし(瀬戸内クルージングポータルサイト運営) ・クルーズ客船の誘致・受入体制の充実(客船寄港時のおもてなし 実施)	50, 204

③ 広島港、福山港の利用状況等

④ 平成30年度広島港クルーズ客船寄港回数

海外定期航路の状況

(平成31年3月現在)

港名	航路名	便 数		
	韓国航路	週 10 便		
	中国航路	週6便		
広島港	台湾・東南アジア航路	週1便		
	台湾航路	週1便		
	北米航路	月1便		
	韓国航路	週 5 便		
福山港	中国航路	週6便		
	台湾・東南アジア航路	週1便		

ふ頭名	水深等	寄港 回数
宇品外貿	中小型客船対応 水深-10m	39 回
五日市	大型客船対応 水深-12m, -11m	9回
合計	_	48 回

(7) 港湾整備事業造成地等分讓事業

港湾整備事業による造成地等について,それぞれの処分計画に基づき,早期に分譲を進める。

(平成31年3月現在)

分譲地	田冷	用途(かなりて)(かんだ)			分譲率	
分譲地	用	分譲計画 a	竣功済 b	分譲済 c	未分譲 b-c	c/b
広島港元宇品地区	企業移転ほか	1.7ha	1.7ha	1.7ha		100.0%
広島港宇品内港地区	商業施設ほか	15.5ha	15.5ha	15.5ha		100.0%
広島港出島地区	保管施設ほか	44.0ha	18.3ha	18.3ha		100.0%
広島港五日市地区	企業移転ほか	46.1ha	29.7ha	29.7ha	_	100.0%
広島港廿日市地区	港湾関連	13.0ha	13.0ha	13.0ha	1	100.0%
大竹港晴海地区	商業施設ほか	13.3ha	13.3ha	8.7ha	4.7ha	65.4%
尾道糸崎港松浜地区	港湾関連ほか	4.7ha	3.6ha	3.2ha	0.4ha	88.9%
福山港内港地区	大学設置ほか	4.9ha	4.9ha	4.9ha		100.0%
合 計		143.2ha	100.1ha	95.0ha	5.1ha	95.0%

※分譲済面積には、事業用定期借地での分譲面積を含む。

2 漁港の概要

(1) 漁港数

漁業活動の基盤である広島県下の漁港は44漁港が指定されており、そのうち第三種漁港は1漁港のみで、第二種漁港が18漁港、第一種漁港が25漁港と小規模な漁港が多い。

(2) 県内漁港一覧表

① 県管理漁港

(平成31年3月31日 現在)

			(半成 31 年 3 月	31日 現在
漁港	法名	種類	所 在	地
草	津	第三種	広島市	
第	三	種 漁	港小計	1
音	戸	第二種	呉市	
安	浦	11	II .	
倉	橋	11	II.	
豊	島	11	II .	
吉	和	IJ	尾道市	
走	È	11	福山市	
1	Ž.	IJ	II .	
横	田	11	II .	
箱	崎	11	II .	
地 徒	前	11	廿日市市	
塩	屋	11	II.	
沖	浦	11	大崎上島町	
第	=	種 漁	港小計	1 2
五日	市	第一種	広島市	
第	—	種 漁	港小計	1
合			計	1 4

② 市町管理漁港

(平成 31 年 3 月 31 日 現在)

			(半)及	31 年	3 月	31 þ	! 現	仕)
漁港名	種	類	所	在	地			
阿多田	第	二種	大竹	市				
玖 🏻	皮	IJ	"					
畑		11	江田	島市				
柿	甫	11	11					
美	指	"	IJ					
深	I	IJ	11					
,	第二種	重 漁	港 月	、計			6	
大	量 第	一種	呉市	•				
情 』	語	11	11					
大地市	鼭	<i>II</i>	11					
田	京	<i>II</i>	11					
長 名	谷	11	"					
原		11	IJ					
竹 「	原	11	竹原	市				
能力	也	11	三原	市				
須 沒	皮	11	"					
大	叮	11	尾道	市				
串	兵	11	IJ					
海	老	11	"					
泊		<i>II</i>	"					
于	タ	11	IJ					
立	花	11	"					
西	甫	11	"					
鏡	甫	11	11					
福口	Ц	<i>II</i>	福山	市				
	比	11	東広	島市				
大芝	有]]	IJ		-			
上ノ泊	兵	11	廿日	市市				
梅	京	11	IJ					
丸	石	11	IJ					
世	Ŀ	<i>II</i>	江田	島市				
第	一 種	漁	善 小	計		4	2 4	
合				計			3 0	
-								

(3) 漁村事業 (漁業集落環境施設整備)

漁港区域背後地域の生活環境の向上のため、生活雑排水の処理を行う漁業集落排水施設整備や地域の憩いの場となる公園整備、狭隘な集落道路を改善することにより水産業を核とした快適で潤いのある豊かなまちづくりを推進する。

(4) 漁港の整備方針

漁港に関連する事業は、農林水産局にて平成22年度に策定した「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」が目指す、産業として自立できる水産業の確立に向けて、より経営力の高い担い手の育成や農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保に資する漁港施設等の基盤整備を進める。具体的には、実施計画である「広島県みなと・空港振興プラン2016」に基づき事業を推進していく。

(5) 令和元年度事業の内容

(単位:千円)

事業	 と名	事業種別	事業 主体	施 行 計 画 量 等	予算額
		地域水産物供給基盤		草津漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	283, 500
		整備事業(機能保全)	市町	阿多田漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	46, 100
	公	漁業集落環境整備事業	市町	横田地区外において集落排水施設等の事業促進	108, 950
	共	港整備交付金事業	県	倉橋漁港外で防波堤・浮桟橋等の整備	378, 000
		化 罡 佣 父 刊 並 爭 未	市町	串浜漁港で防波堤等の整備	37, 000
漁		計			853, 550
港		漁港改良事	業	公共事業の補完整備やそれに必要な調査設計	94, 898
	単独	五日市漁港多目的施 設 整 備 事	利用業	五日市漁港フィッシャリーナ整備負担金	68, 847
事		計			163, 745
ᅫᄼ	維持	漁港維持修糸	善費	漁港施設及び漁港海岸保全施設の維持修繕等	84, 164
業	他	県 管 理 漁 港 管:	理費	県管理漁港の管理・運営に要する経費	11, 514
	_	一般会計合	計		1, 112, 973
	特別会計	五日市漁港利調整施設運営	川 用営費	五日市漁港フィッシャリーナの管理・運営に要 する費用	13, 740
	华	身別 会 計 合	計		13, 740
		슴 計			1, 126, 713

3 検潮所設置状況

瀬戸内海は干満の差が極めて大きいことから、県内各地の潮位を継続的に観測して、工事用基準面、高潮堤防天端高等の適正な設定を図ることとする。

(平成31年3月31日 現在)

,	検 潮 所 名	,	所 在 地	検 潮 器 型 式	設置年月
呉		港	呉市阿賀南七丁目	フース型DFT-3型	(H22. 7) S 26. 2 (H23. 3)
尾道	直糸崎港尾道	地区	尾道市西御所町	フース型DFT-3型	S 26. 9
	" 糸崎	地区	三原市城町三丁目	水晶水圧式	(H19. 10) S26. 4 (H26. 3)
大	竹	港	大竹市晴海二丁目	IJ	S 25. 4
広	島	港	広島市南区宇品海岸二丁目	フース型DFT-3型	(H24. 2) S 25. 4 (H24. 3)
柿	浦 漁	港	江田島市大柿町柿浦	フース型 DFT-3型	S 26. 2
倉	橋 漁	港	呉市倉橋町海越	フース型 DFT-3型	(H28. 1) S26. 12
竹	原	港	竹原市塩町一丁目	フース型LFT-V型	(H9. 3) S 25. 12
御	手 洗	港	呉市豊町久比	II	(H10. 3) S26. 1
木	江	港	豊田郡大崎上島町木江	水晶水圧式	(H11. 3) S 30. 1 (H27. 3)
土	生	港	尾道市因島田熊東町	フース型DFT-3型	S 25. 12
横	田	港	福山市内海町曽根	水晶水圧式	(H11. 3) S28. 6
福	Щ	港	福山市引野町沖浦	フース型DFT-3型	(H22. 7) S43. 5

注 上段()書は、計器更新年月である。

4 海域の管理

(1) 公有水面埋立免許

海面の埋立ては、公有水面埋立事務取扱要領により事務の合理化に努めているところであるが、土地利用上の必要性(国土の保全)、環境の保全等を厳正に審査し、調和のとれた免許を行う。

(2) 港湾区域、漁港区域及び一般海域の管理

港湾法及び漁港漁場整備法に基づき、港湾区域及び漁港区域のより適正な管理に努めるとと もに、一般海域についても、広島の海の管理に関する条例及び広島県プレジャーボートの係留 保管の適正化に関する条例に基づき、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図る。

- 第7章 都 市 ----



第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会設立

1 都市行政の課題

都市計画法の制定から半世紀近くが経過した現在,都市や地域を取り巻く状況は,大きく変化している。

平成11年4月以降,地方分権一括法の制定や都市計画法の改正,都市計画制度の創設等により,地方の主体性が強化され、地域の実情に応じた多彩な都市づくりを行われるようになった。

一方で、2050年には日本の人口が1億人を割り込むことが予想され、人口の地域的偏在の加速や人口減少による生産・消費の縮小が危ぶまれるといった少子高齢化問題や、高度成長期以降に集中整備したインフラの老朽化問題などがますます深刻化しているほか、大規模地震の発生リスクが高まる中、耐震化されていない建築物が、商業エリアや緊急輸送道路沿道に存在している。

こうした中、本県は、まちづくりの主体である市町とともに、商業・医療・福祉・教育等を中心とする街なかの機能の再整備や、街なかと周辺部との交通ネットワーク化などコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、災害に強くかつ個性的で魅力ある都市づくりを進める。

2 都市行政の基本方針

(1) 都市の将来像を実現するための適切な都市計画の策定

県が一市町を超える広域的見地から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(いわゆる都市計画区域マスタープラン)と、市町が地域に密着した見地から定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(いわゆる市町マスタープラン)が規定されている。

① 都市計画区域マスタープランの策定

安定・成熟した都市型社会の到来に対応し、地域の自主性を尊重した制度への再構築が行われ、全ての都市計画区域でマスタープランを策定することとなった。

これを受けて、平成14年3月に策定した「広島県都市計画制度運用方針」に基づき、広域的な観点から、拠点化と連携を図った都市の将来像とその実現に向けた道筋を示す都市計画区域マスタープランを、平成16年5月、県内の27都市計画区域において策定した。

また,近年の市町村合併後の動向や社会情勢の変化を踏まえ,廃止した1区域を除く26 区域について,令和2年を目標年次とした新たな都市計画区域マスタープランの策定を平成23年度に行ったところであり,今後は広島県の都市づくりの目標に基づき集約型都市構造の実現を目指していく。(都市計画区域の統合に伴い,都市計画区域マスタープランの策定数は,平成31年3月末現在は22となっている。)

② 市町策定の都市計画マスタープランに対する助言等

市町マスタープランは、市町の建設に関する基本構想(長期総合計画等)と都市計画区域マスタープランに即して定めるものである。

市町村合併による再編後の市町が、住民の理解と参加のもと、主体的なまちづくりを推進するための新市町マスタープランの策定にあたり、適切な助言等を行う。

③ 市町策定の緑の基本計画に対する助言等

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため, 市町が緑の基本計画を策定する。

市町マスタープランと同様、今後、適切な助言等を行う。

④ 区域区分、地域地区等の都市計画

地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりの推進に向け、適切な区域区分を定めるとともに、地域地区等都市計画制度を活用し、きめ細かでメリハリのある土地利用の規制・誘導を図る。

(2) 都市機能の充実強化

① 持続可能な都市の構築

都市化社会から都市型社会への移行に伴い、既存都市基盤等のストックの維持・活用などによる持続可能な都市づくりを行う必要がある。

(ア) 中心市街地の活性化

住宅及び都市機能増進施設(医療施設,福祉施設,商業施設等)の立地の適正化を図る「立地適正化計画」に基づき,必要な都市機能の集約化や居住に関連する施設の誘導により、地域の核となるエリアを形成し、コンパクトなまちづくりを推進する。

(イ) 都市の防災化等

老朽化した木造建築物が密集し、防災上危険な密集市街地等について、都市計画制度の活用などについて助言等を行うとともに、建築物の耐震化等について普及啓発等を行い、居住環境の改善、防災機能の向上を図る。

(ウ) 被災宅地危険度判定制度の推進

大規模な地震や豪雨により被災した宅地の二次災害の可能性の判定及び住民の安全 の確保を図るため、「被災宅地危険度判定制度」を推進する。

② 魅力あるまちづくりの推進

(ア) 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)

都市再生整備計画事業は、市町の自主性・裁量性が最大限発揮でき、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりが可能となる制度である。

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりを実施し、住民生活の 質の向上と地域経済の活性化を図るため、都市再生整備計画による事業を促進する。

また、地方都市の既成市街地においては、必要な都市機能を誘導する「立地適正化計画」に基づき、既存ストックの有効利用を図りつつ、将来にわたって持続可能な都市とするために必要な都市機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化等)の整備・維持を支援し、地域の中心拠点の形成を図る。

(イ) 社会資本整備総合交付金 (住宅市街地基盤整備事業)

良好な住宅及び宅地を供給するため、公的機関及び民間による住宅宅地事業に関連して整備が必要となる道路・公園・下水道・河川等公共施設の総合的な整備を図る。

(ウ) 都市景観

各都市における地域固有の歴史や文化と調和した質の高い都市空間の創出を図るため、啓発活動などを推進するとともに、景観法施行や屋外広告物法等を活用した各都市・地域における良好な景観の形成に向けた取組について助言等を行う。

さらに、魅力あるまちなみづくりに取り組む市町を支援することで、魅力ある景観等、デザイン性のある都市空間の形成を推進し、本県における集客・交流の促進など

地域の賑わいの創出を図る。(魅力ある「まちなみづくり」支援事業)

また、魅力ある地域環境の創出を図るため、魅力ある公共建築物の創造・発信や、建築に関する優れた人材の育成などを積極的に推進する。(魅力ある建築物創造事業)

(3) 交流及び連携機能の強化

都市活動や生活圏の広域化に伴い、都市間の交流・連携機能の強化を図るため、広島・備後都市圏等の内外に向けた交通機能の強化、適正な都市機能分担、環境問題への対応などを踏まえた施策を展開する。

具体的には、都市圏における交通渋滞対策とともに、交通に起因する環境負荷の低減を図るため、公共交通機関等を有効活用したパーク&ライド、ノーマイカー運動などの交通円滑化施策に取り組む。

	名 称	関係市町	
都市交通円滑化	広島都市圏交通円滑化総合計画	広島市, 廿日市市, 大竹市など	
推進計画	福山都市圏交通円滑化総合計画	福山市,府中市,尾道市など	
	呉都市圏交通円滑化総合計画	呉市, 熊野町, 坂町など	

3 都市計画の概要

(1) 都市計画区域指定状況

一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を、都市計画区域として定めており、平成31年3月末現在では、22都市計画区域(20市町)を指定している。 このうち、区域区分を定めている都市計画区域は、広島圏、備後圏、東広島の3都市計画区

域 (9市4町) である。

市町村合併に伴い、一つの行政区域内に複数の都市計画区域が存在する区域においては、新市の意向を踏まえながら、一体の都市として必要な範囲を検証しながら、都市計画区域の統合・再編等の見直しを行ったところであり、平成24年度は東広島及び黒瀬都市計画区域を東広島都市計画区域に、川尻及び安浦都市計画区域を川尻安浦都市計画区域に、江田島及び大柿都市計画区域を江田島都市計画区域に、平成25年度は因島及び瀬戸田都市計画区域を因島瀬戸田都市計画区域に各々統合した。

(2) 都市計画決定状況

都市計画には,区域区分,地域地区,都市施設,市街地開発事業等を定めることとしている。 これらの都市計画は,都市計画審議会の調査審議を経て都市計画決定を行っている。

4 都市環境の整備

(1) 屋外広告物

「屋外広告物法」、「広島県屋外広告物条例」及び「広島県屋外広告物に関する規則」により、 屋外広告物の禁止地域及び許可地域を指定して、良好な景観の形成や風致の維持を図るととも に、公衆に対する危害の防止に努めている。

屋外広告物に関する事務については、市町長に権限移譲されており、市町長が屋外広告物の 許可や無許可・違反広告物の取締りに当たっている。

また、屋外広告業者に対しては、講習会の開催及び屋外広告業の登録により、屋外広告物に 関する法令等の知識の普及を図るとともに、業界の実態を把握してその指導育成に努めている。 屋外広告物の平成30年度の許可件数は、3,547件(県条例適用外地域を除く。)である。

(2) 緑地協定

都市の過密化等に伴う生活環境の悪化が叫ばれている中で,都市の緑が次第に姿を消しつつある。

そこで、「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者が市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。

5 宅地開発

都市及びその周辺部における無秩序な宅地等の開発を防ぎ、良好な都市環境の形成を図るため、 開発許可制度及び「宅地造成等規制法」の許可制度の適正な運用を行う。

また、大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地において、 その位置と規模を把握する調査(大規模盛土造成地マップ作成)を行っている。

(1) 開発許可制度の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の 宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要 となっている。

また、この制度は、昭和49年の「都市計画法」の一部改正により、一定規模以上の開発行為については、区域区分が決定されていないいわゆる非線引都市計画区域においても適用されることとなり、平成12年の一部改正により、都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても適用されることとなった。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、呉市(平成28年度に移行)及び権限移譲のあった三次市(平成17年度より)、東広島市(平成18年度より)、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※(平成20年度より)においては、それぞれの市の区域における開発許可事務は、それぞれの市において処理している。(※竹原市は1ha未満の事務のみが移譲の対象)

(2) 宅地造成等規制法の許可制度の概要

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので、この区域内において行う宅地造成(一定の切土、盛土又は面積以上のものに限る。)については、災害防止のため、あらかじめ許可を受けることが必要となっている。宅地造成工事規制区域の指定状況は下表のとおりで、広島県の総面積の27.8%にあたる。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、呉市(平成28年度に移行)及び権限移

譲のあった三次市(平成17年度より),東広島市(平成18年度より),三原市・尾道市・廿日市市・竹原市*(平成20年度より)においては、それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している。(※竹原市は1ha未満の事務のみが移譲の対象)

宅地造成工事規制区	.域一覧
-----------	------

(平成31年3月31日 現在)

管轄市又は 管轄建設事務所	市町名		(a)規制法適用区域面積 (k㎡)	(b)市町面積 (km²)	(a)/(b) (%)
広島 市	広 島	市	591. 26	906.68	65. 2
福山市	福山	市	310.89	518.14	60.0
呉 市	呉	市	220.82	352.81	62.6
三 原 市	三 原	市	249.68	471.51	53.0
尾道市	尾 道	市	144.01	285.11	50.5
三次市	三次	市	67. 38	778. 14	8. 7
東広島市	東広島	市	392. 40	635.16	61.8
廿月市市	廿日市	市	109. 23	489.48	22.3
	竹原	市	106.66	118. 23	90.2
	大 竹	市	14. 10	78.66	17. 9
	江 田 島	市	50.43	100.71	50.1
西 部	府 中	町	7. 81	10.41	75.0
प्रमा ह्य	海田	町	9. 99	13. 79	72.4
	熊 野	町	30.88	33. 76	91.5
	坂	町	13. 13	15.69	83. 7
	小 計		233. 00	371.25	62.8
東部	府 中	市	37. 07	195. 75	18. 9
	小 計		37. 07	195. 75	18.9
合	計		2, 355. 74	5004.03	47. 1

(3) 許可状況

① 開発行為の許可状況

(平成31年3月31日 現在)

hete:	年度				2	8							2	9						,	3		7,01		
管轄建	区分	市征区	斯化 域	市名調整		排区		都市区均		市往区		市行調整	f 化 区域	排区		都市区均		市行区		市行調整	封 化 区域	排区		都市区均	計画 東 外
是設 事 務 所		許可件数	許可面積	許可件数	許可面積	許可件数	許可面積	許可件数	許可面積	許可件数	許可面積	許可件数	許可面積	許可件数	許可面積	許可件数	許可面積	許可件数	許可面積	許可件数	許可面積	許可件数	許可面積	許可件数	許可面積
ЭТ	市町名		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)
	竹原市																								
	大 竹 市																								
	安芸高田市					1	0.6															1	0.7		
	江田島市																	_							
	府中町									1	0.1							1	0. 4	1	0. 9				
西	海田町	3	3. 2							1	0.1							4	1. 1						
部	熊野町	1	0.4	1	0.3					3	3. 2	2	0.7					4	1. 0	1	0. 7				
	坂町											1	0. 1												
	安芸太田町																								
	北広島町													1	0.5							1	0.3		
	大崎上島町							1	11.6																
	小 計	4	3, 6	1	0.3	1	0.6	1	11.6	5	3.4	3	0.8	1	0.5	0	0. 0	9	2. 5	2	1.6	2	1.0	0	0.0
	世羅町																				<u> </u>				
東	府中市	1	0.1							2	0.3										<u> </u>				
部	神石高原町																ļ			ļ				1	1. 9
	小 計	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0. 0	0	0. 0	0	0. 0	0	0.0	1	1. 9
北	庄原市			***********																	ļ	1	0.6		-
部	小 計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	0.0	0	0.0	_	0. 0	0	0. 0	_	0. 0	1	0.6		0.0
台		5	3. 7	1	0.3	1	0.6	1	11.6	7	3.7	3	0.8	1	0.5	0	0. 0	9	2. 5	2	1. 6	3	1.6	1	1. 9
協議(第34条の2)																								

- (注) ・開発変更許可分は計上しない。
 - ・市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発は市街化調整区域の開発に計上した。
 - ・竹原市については、県許可分 (1 ha以上のもの) のみを計上した。

② 都市計画法第43条の規定による建築許可状況及び宅地造成等規制法第8条の規定による 宅地造成に関する工事の許可状況

都市計画	直法第43条					(平成31年3	月31日 現在)	
管	年度	2	8	2	9	30		
轄建設事務所	K	許	許	許	許	許	許	
矩	9	미	可	可	可	可	可	
車	77	件	面	件	面	件	面	
務		数	積	数	積	数	積	
所	市町名		(m²)		(m²)		(m²)	
	大 竹 市							
	府中町	1	297			1	133	
西	海田町							
部	熊野町	5	2,147	3	2,567	2	2,224	
	坂 町		•	•				
	小 計	6	2,444	3	2,567	3	2,357	
東	府中市	1	137	1	219	1	349	
部	小 計	1	137	1	219	1	349	
	合 計	7	2,581	4	2,786	4	2,706	
協議	隻(第43条の3)							

管	1造成等規制法第 年度	2	8	(平成31年3			
: 轄建設事務所	区分市町名	許可件数	許 可 面 積 (ha)	許 可 件 数	部 可 面 積 (ha)	許 可 件 数	許 可 面 積 (ha)
	竹原市						
	大 竹 市	•		2	0.1		
	江田島市	•				1	0.2
西	府中町	1	0.0	2	0.1	3	1.7
部	海田町	2	0.6	4	0.5	3	0.2
	熊野町	2	0.5			1	0.1
	坂 町	1	0.1				
	小 計	6	1.2	8	0.7	8	2.2
東	府中市						
部	小 計	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計	6	1.2	8	0.7	8	2.2
協	(第11条)						

(注) · 竹原市については、県許可分(lha以上のもの)のみを

6 街路事業

(1) 街路事業の概要

本県の都市計画道路は、広島市において昭和3年に29路線を定め、昭和5年から街路事業 に着手したのが最初である。その後、尾道市をはじめ呉市、福山市、その他の市町においても 逐次計画決定され、平成29年3月31日現在では、13市6町において総延長約1,466kmが都 市計画決定されている。

本県では,「広域的な交流・連携基盤の強化」,「集客・交流機能の強化とブランド力向上」, 「防災・減災対策の充実・強化」、「持続可能なまちづくり」を推進するため、広島県道路整備 計画 2016 に基づき整備の重点化を図り、都市の骨格となる幹線街路、 安全で快適な都市生活 と機能的な都市活動に寄与する街路の整備を進めている。

また、鉄道による交通の遮断及び地域の分断を解消するため、鉄道の高架化を促進すること とし、昭和54年度に着手した三原駅周辺におけるJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業を 平成5年度に完了させ、平成5年度からは広島市東部地区(広島市南区・安芸区、府中町、海 田町)においてJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業に着手している(現在,見直し検討中)。

また、バリアフリーに対応した交通結節点や駅周辺整備を行い、公共交通機関の一層の利用 促進を図ることとしている。

都市計画道路等の整備状況

(平成 29 年 3 月 31 日 現在) (単位:km, %)

区 分	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合 計
計画決定	196. 31	1, 206. 63	28.67	34. 41	1, 466. 02
改良済延長	105. 34	799. 13	23. 49	34. 03	961.99
改良率	53. 66	66. 22	81.93	98.89	65. 61

[・]既申請に係る再申請分は計上しない。

(2) 主な事業の概要

① 街路事業

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	総事業費
吉行飯田線	東広島市西条町寺家	1,055 m	25 m	約 31 億円
栗柄広谷線	府中市高木町	888 m	18 m	約 37 億円

② 連続立体交差事業

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却
広島市東部地区	広島県	山陽本線 3.9 km	山陽本線 12 ケ所
	広島市	呉 線 1.2 km	呉 線 4 ケ所

広島市東部地区連続立体交差事業は、現在見直し検討中である。

(3) 令和元年度事業の内容

① 県事業(公共)

(単位:千円,%)

区分	平成 30 年度当初		17/65		事業費	説明
工種	箇所	事 業 費	箇所	事 業 費	比 較	100 01
改築	11	2, 735, 000	12	1,808,000	66. 1	吉行飯田線, 栗柄広谷線 ほか
鉄 道 高 架	1	72,000	1	1,096,000	1, 522. 2	広島市東部地区 連続立体交差事業
その他	_	31, 413	I	31, 413	100.0	市町事業指導監督費
計	12	2,838,413	13	2, 935, 413	103. 4	

② 市町事業(政令市を除く)

(単位:千円,%)

	区分	平成	30 年度当初	令和元年度当初		事業費	説明
工種		箇所	事 業 費	箇所	事 業 費	比 較	DL 91
改	築	15	2, 361, 187	18	3, 163, 481	134. 0	横路4丁目白石線(呉市), 円一皆実線(三原市), 中島線(東広島市)ほか

7 市街地開発事業等

(1) 市街地開発事業計画の概要

① 土地区画整理事業計画

土地区画整理事業は、都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行って 宅地の区画・形状を整え、減歩によって生み出した用地により道路、公園などの公共施設を 整備・改善し、土地利用の増進を図るものである。

現在施行中の事業について、都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(平成31年3月31日 現在)

都市計画		都市計画決定		都市計画		都市計	画決定	都市計画		都市計画決定	
が中計画 都市名 区域名	決定 地域数	面積 (ha)	区域名	都市名	決定 地域数	面積(ha)	区域名	都市名	決定 地域数	面積(ha)	
	大竹市	-	=	広島圏	坂町	-	-	東広島	東広島市	2	21.4
	廿日市市	1	16. 3	及而圖	具市	1	31. 0	竹原	竹原 市	1	30. 3
広島圏	広島市	2	9. 0		三原 市	-	-	本郷	三原 市	1	47.8
広間圏	府中町	1	12. 2	備後圈	尾道市	-	-	三次	三次市	1	10.7
	海田町	1	2. 0	1用1を1圏	福山市	2	97. 7	安浦	具市	-	-
	熊野町	-	-		府中市	-	-	庄原	庄原 市	1	2. 2

② 市街地再開発事業計画

市街地再開発事業は、市街地の高度利用を図る地区内で、公共施設の整備とともに、用途、 容積、防災、美観を考慮した市街地をつくり、都市機能の更新を図るものである。

この事業は、市街地建築物に、従前の権利者全般の希望を換地床と共有持分となる土地に 権利変換させ、この建築物(再開発ビル)の余裕部分(保留床)に広域都市計画から所要さ れる業務、商業等の機能を収容しつつ、公共用地を生み出していくものである。

(2) 市街地開発事業の概要

市街化の進展に応じた効率的な公共施設の整備及び良好な宅地の供給を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進している。

① 土地区画整理事業

現在,土地区画整理事業については,12箇所271.6ha(広島市を除く)が施行中である。 このうち補助事業により実施中の箇所は,次表のとおりである。

また、県は、土地区画整理事業促進のため、必要に応じて県道負担金を支出している。

補助事業一覧

(平成31年3月31日 現在)

都市名	施行地区	施行期間	面積
			(ha)
竹 原 市	新開	平成8年度~平成34年度	30.3
三 原 市	東 本 通	平成11年度~平成35年度	47.8
府 中 町	向 洋 駅 周 辺	平成14年度~平成35年度	12.2
福 山 市	川南	昭和50年度~平成32年度	27.4
庄 原 市	庄原駅周辺地区	平成21年度~平成31年度	2.2
東広島市	八本松駅前	平成28年度~平成42年度	10.6
	合計		130.5

※広島市及び、社会資本整備総合交付金の交付期間が終了した地区を除く。

	平成 30 年度	令和元年度		
県道負担金(当初予算)	150,000 千円	130,000 千円		

② 市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて市街地整備を施行する個人又は組合の事業に要する経費の一部を国、県及び市町が助成している。

8 公園事業

(1) 公園事業の概要

本県における都市公園等の開設状況は、平成29年度末において一人当たりの面積は11.5 ㎡となっており、全国平均の10.5㎡は上回っているものの、都市ごとに整備水準の格差が生じている。

公園は、県民に対し安らぎや憩いの場、レクリェーション活動の場を提供するとともに、都市環境の保全、大地震火災時における避難地や延焼防止機能など、多くの役割を有する重要な施設であるため、こうした機能を総合的に発揮できるよう、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置する。

また、県民のレクリェーション活動の広域化、多様化傾向に対応するため、広域公園を配置 し、健全な野外レクリェーション活動を促進する。

【県立公園(土木建築局所管)の概要】

- ○備北圏における総合文化ゾーン建設の方針を受け、文化活動を推進する主要施設として「みよし公園」を整備しており、カルチャーセンター、子どもの広場、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、芝生広場、温水プール等を設置して備北圏及び周辺地域の利用に供している。
- ○備後圏における都市公園の水準を引き上げ、広域化・多様化するレクリェーション需要に対処するとともに、スポーツの振興を図るため、「びんご運動公園」を整備しており、陸上競技場、球技場、テニスコート、野球場等を設置して備後圏及び周辺地域の利用に供している。
- ○世羅高原の持つ魅力ある風土の下で、「県民のやすらぎ交流拠点」を基本テーマに、地域交流や自然とのふれあいを通じ、心身のリフレッシュできる公園として「せら県民公園」を整備しており、交流広場、のんびり高原、レクリェーション広場、ミニチュアガーデン等の第 I 期整備区域を県民の利用に供している。また、平成20年4月12日に自然の生態を学習することができる自然観察園を、平成23年4月1日に散策道を追加開園している。

公 園 名	所在地	面 積 (ha)	総事業費 (百万円)	事業年度
びんご運動公園	尾道市	87. 6	約21, 912	S58年度~H14年度
みよし公園	三次市	52.8	約10,683	S55年度~H12年度
せら県民公園	世羅町	63. 3	約3,891 [※]	H14年度~

※ せら県民公園総事業費は, 第 I 期区域+自然観察園

(2) 事業の実施状況

① 主な事業の内容

- ・避難地、防災拠点等となる都市公園等の整備
- ・施設の老朽化対策(長寿命化計画策定、計画的な改築・更新)、バリアフリー化対策等

② 都市公園のアセットマネジメント

土木建築局所管の都市公園では、平成22年度にびんご運動公園、平成23年度にみよし公園及びせら県民公園の長寿命化計画を策定している。今後は適切な施設点検・保守対策及び長寿命化計画に基づく施設の修繕・改築・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

③ 令和元年度事業費

(単位:千円)

区 分	令和元度予算	(参考)平成30年度
公共事業	231, 514	142, 800
単独建設事業	38, 400	48,000
維持修繕事業	71, 125	113, 375

[※] 公共事業は繰越除く

④ 都市公園等整備状況

平成29年度末都市公園等整備現況調査結果(市町別)

都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園,及び都市計画区域外において都市公園に準じて配置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す (平成30年3月31日 現在)

住区基幹公園 大規模公園 都市基幹公園 特殊公園 国営公園 都市公園等合計 その他 画区域 街区公園 近隣公園 広域公園 地区公園 総合公園 運動公園 人口等 等面積 (千人) (㎡/人) 笛所 面積(ha) 笛所 面積(ha) 箇所 面積(ha 箇所 面積(ha) 箇所 面積(ha) 笛所 而精(ha) 笛所 而精(ha) 笛所 而精(ha) 筒所 面積(hai 笛所 面積(ha 合計 2755 406 9 111 219.3 27 145.3 28 433 20 294.6 5 291.2 29 659 9 1 338.8 170 202.5 3146 2991.6 2603 11.5 2 125.5 広島市 988 165.6 47 102.0 12 58.6 181.8 94.0 11 97.9 76 83.0 1149 908.4 1158 7.8 312 33.8 10 13.0 5 28.3 3 31.7 2 22.8 6 78.6 5.8 339 213 9 215 10.0 呉市 2.4 2 2.3 45.4 50.1 19.3 竹原市 26 89 2 6.3 55.0 70 7.9 三原市 16.7 17.5 14 4 95 66 12.0 3 4.8 3.2 3 25. 2 87.6 3.0 81 135.8 130 10.4 尾道市 587 87.8 19 32.3 3 18.4 39.7 2 24.1 7 41.2 51 71.4 674 314.8 447 7.0 福山市 18.7 7.0 9.8 0.7 46.6 13.7 36 4 6.6 3.8 46 34 府中市 50.9 18 99.3 33 30.1 11 3.8 3 5.4 6.6 6.2 26.4 三次市 2 24.4 1 338.8 6 376.0 17 221.2 庄原市 0.4 1 1.2 11.2 54 5.0 1 2.3 7.3 12.8 1.5 58 28.8 26 11.1 大竹市 東広島市 326 31.3 8 17 5 54 1 18.9 0.8 344 122 6 180 6.8 2 422.7 235 512.4 廿日市市 204 29.5 8 22.1 6.2 24.5 19 7.5 114 44.9 安芸高田市 江田島市 6 1.0 2 2.3 4.6 8. 5 1.0 3.0 12 20.4 15 13.6 府中町 10 2.2 5.6 16.3 12 24.1 52 4.6 海田町 21 3.2 13.8 22 17.0 29 5.9 熊野町 1.5 8 6. 2 24 0.8 4.0 2.6 坂町 25 3.6 1.3 5.8 0.5 28 11.3 13 8.7 北広島町 11.7 9.5 2 21.2 8 26.4 世羅町 0.8 27. 2 2 28.0 6 46.7

[※]特殊公園は風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園の合計

[※]その他は緩衝縁地、都市縁地、広場公園、縁道、カントリーパークの合計

[※]表示数値以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

9 下水道事業

(1) 下水道事業の概要

広島県内23市町のうち公共下水道を実施しているのは、22市町であり、平成29年度末の県内の下水道普及率は、74.7%である。また、農業・漁業集落排水や合併浄化槽等による汚水処理に係るものを含めた汚水処理人口普及率は、87.9%である。

(2) 公共下水道事業 (特定環境保全公共下水道を含む。) の概要

公共下水道は、主として市街地における雨水及び汚水を排除し、又は処理するための下水道で、終末処理場を有するものと、流域下水道に接続するものがある。

現在,下水道計画を有さない神石高原町を除く全ての市町 (14 市 8 町) において,公共下 水道事業を実施している。

公共下水道の整備状況

(平成30年3月31日 現在)

市町名	処理人口(A) 千人	行政人口(B) 千人	普及率(A/B) %	市町名	処理人口(A) 千人	行政人口(B) 千人	普及率(A/B) %
広島市	1, 138. 8	1, 193.6	95. 4	安芸高田市	9.9	29.0	34.0
呉 市	198.0	226. 7	87. 3	江田島市	13.7	23.6	58. 2
竹原市	4.2	26.0	16. 1	府中町	50.0	52. 1	96.0
三原市	43.2	95. 1	45. 5	海田町	29.4	29.9	98.6
尾道市	21.3	138. 4	15. 4	熊野町	22.0	24. 3	90. 5
福山市	340.7	469.0	72.6	坂町	13.0	13.2	98. 7
府中市	14. 2	40.0	35.6	安芸太田町	2.6	6.4	41. 1
三次市	20.2	52.8	38. 3	北広島町	8.5	18.9	44. 9
庄原市	13.6	35. 9	37.8	大崎上島町	2.5	7.6	32.8
大竹市	25.9	27. 3	94. 7	世羅町	1.4	16. 5	8.8
東広島市	83.8	186.0	45. 1	神石高原町	_	9.3	
廿日市市	63.2	117. 5	53.8	県 計	2, 120. 2	2, 838. 9	74. 7

- 1. 行政人口は, 平成30年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
- 2. 処理人口は、平成30年4月1日までの供用開始公示済み区域内人口とする。
- 3. 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

(3) 流域下水道事業の概要

流域下水道は2以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有するものであり、本県には太田川流域下水道、芦田川流域下水道及び沼田川流域下水道の3件があるが、地方公営企業法の適用に伴い、令和元年度から企業局へ移管した。

第8章 建築=



被災建築物応急危険度判定コーディネーター講習会の様子

1 施策方針

(1) 建築物の安全安心の確保と質の向上

県民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途の規制を 行うことによって、更には耐震化やがけ地付近の危険住宅の移転の促進、既存特殊建築物の防 災対策等を通じて、建築物の安全と安心の確保と都市環境の整備を図る。また、地球温暖化防 止に資する省エネルギー対策や環境との調和など、建築物の質の向上に向けた普及啓発を行う。

(2) 建築士及び建築士事務所の指導

建築物の設計,工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的とした建築士法に基づき、建築士及び建築士事務所の指導を行う。

(3) 宅地建物取引業者の指導

宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、この事業に必要な規制を行うことによって、業務の適正な運営と取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図る。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するほか、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業の促進を図る。

2 建築基準行政

建築基準法は、健全な都市環境を守ることを目的に、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている。

建築確認検査は、建築主事又は指定確認検査機関が建築物又はその建築計画が適法であるかどうかを、建築工事の着手前、工事途中及び完了後においてチェックする制度である。

県は、確認検査事務の迅速的かつ確かな処理を行うため、土木建築局建築課のほか西部、東部、 北部の各建設事務所の合計3ヶ所に建築主事を配置している。

また,広島市(昭和27年4月),福山市(昭和46年10月),呉市(昭和50年4月)に建築主事を設置し特定行政庁として発足したのに加えて,尾道市(昭和56年10月),三原市(昭和57年4月),東広島市(昭和60年4月),廿日市市(昭和63年4月),三次市(平成17年4月)に建築主事を設置し、業務の一部を行う限定特定行政庁として発足した。その後,東広島市は平成18年4月から,尾道市,三原市及び廿日市市は平成20年4月から特定行政庁として発足し、確認等の事務の全てを行うこととなった。

平成11年5月の建築基準法改正により、民間の指定確認検査機関が確認検査業務を行うことができることとなり、広島県を業務区域に含んでいる大臣指定の4機関、中国地方整備局長指定の2機関(以上、県内に事務所を開設しているものに限る。)及び知事指定の1機関(平成31年3月31日現在)が業務を行っている。

また、平成19年6月の建築基準法改正により、一定規模以上の建築物の確認に構造計算適合性判定が必要となり、広島県では県及び指定構造計算適合性判定機関2社で業務を行っている。

なお、平成22年度から「建築共用データベースシステム」を導入し、確認に係る多様なデータを 共有することで、適切かつ効率的な事務の運用を行っている。

平成28年3月に広島県耐震改修促進計画(第2期計画)を策定し、地震による被害の軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について重点的に取り組むこととし、耐震化状況の公表、耐震診断の義務付け、所有者の費用負担の軽減につながる支援を実施することにより、耐震化の促進を図っている。

年度別確認申請等の推移

特定行政庁建築物等確認申請受付状況(計画変更確認申請を含まず計画通知を含む。) (単位:件)

/ 行政	(庁等)	三度	26	27	28	29	30
広	島	県	204	173	169	185	190
広	島	市	548	493	469	517	517
呉		市	263	206	222	195	223
福	Щ	市	89	116	128	122	105
東	広 島	市	187	123	139	148	136
尾	道	市	45	48	46	49	38
\equiv	原	市	26	33	33	21	32
#	日市	市	74	58	48	46	48
\equiv	次	市	76	66	72	67	46
民間	間指定機	後関	9, 422	10, 662	10, 403	10, 523	10, 379

3 建築審査会

建築審査会は、建築基準法に関する特定行政庁又は建築主事の処分に対する不服申立の裁決、用途地域内の建築制限、建築物の高さの制限、道路内の建築制限、接道の制限等について特定行政庁の許可に対する同意の決議を行うとともに、諮問事項の調査審議並びに関係機関に対し建議するために設けられている。県内では、県、広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市及び廿日市市の特定行政庁に設置され、許可に対して同意を議決したものは、次のとおりである。

建築審査会取扱件数

(単位:件)

,	新且 云似 冰 下 								(—	154.1十)
			特 定 行 政 庁							_
年度	内 容	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	計
	用途地域関係	1			2	1		1		5
	敷地等と道路の関係	27	127	25	109	23	2	21	10	344
26	道路内の建築物		16	1				2	1	20
20	容積率制限, 高さ制限, 日影規制	1	3		1				1	6
	計	29	146	26	112	24	2	24	12	375
	用途地域関係	1	1		1					3
	敷地等と道路の関係	31	154	12	103	14		17	8	339
27	道路内の建築物	1	18			1				20
21	容積率制限,高さ制限, 日影規制		4		1					5
	計	33	177	12	105	15		17	8	367
	用途地域関係		1	4	1				2	8
	敷地等と道路の関係	22	155	16	124	15	3	14	9	358
28	道路内の建築物	1	10		1	0				12
	容積率制限,高さ制限, 日影規制		6			1				7
	計	23	172	20	126	16	3	14	11	385
	用途地域関係				6			1	1	8
	敷地等と道路の関係	29	138	9	129	20	2	57	13	397
29	道路内の建築物		8		1			1		10
	容積率制限,高さ制限, 日影規制		5	2	1	1				9
	計	29	151	11	137	21	2	59	14	424
	用途地域関係	1			7					8
	敷地等と道路の関係	18	141	12	106	14	5	18	14	328
30	道路内の建築物	3	8							11
	容積率制限,高さ制限, 日影規制		1							1
	計	22	150	12	113	14	5	18	14	348

4 建築設計・工事監理業務の適正化

(1) 建築士の育成

建築物の設計,工事監理等を行う技術者の資格を定めて,その業務の適正化を図り,建築物の質の向上に寄与することを目的として,建築士法が昭和25年に制定され,更に昭和58年の一部改正により,昭和59年度から伝統的木造建築物の技術者を育成するために,木造建築士資格が創設された。

これにより、一級・二級及び木造建築士制度が確立し、それぞれの業務範囲が規定された。 これらの資格の取得は、一級建築士については国土交通大臣、二級建築士及び木造建築士については知事が行う試験に合格しなければならない。

(2) 二級・木造建築士試験の状況

(単位:人)

年	申込者数		受験者数		合格者数		合格率	
26	649	(12)	533	(8)	152	(2)	28.5%	(25.0%)
27	624	(10)	530	(8)	119	(1)	22.5%	(12.5%)
28	618	(7)	507	(6)	127	(0)	25.1%	(0.0%)
29	622	(8)	529	(6)	126	(2)	23.8%	(33.3%)
30	667	(3)	551	(2)	143	(0)	26.0%	(0.0%)

⁽注) ()内は木造建築士(外数)

(3) 建築士及び建築士事務所の登録状況

それぞれの試験の合格者の申請により、一級建築士については国土交通大臣が、二級建築士 及び木造建築士については県知事が免許を与えている。

また,他人の求めに応じ報酬を得て設計,工事監理等を業として行う場合は,建築士事務所を定めて知事への登録を必要としている。

建築士数 建築士事務所登録数

(平成31年3月31日 現在)

	一級	二級	木造	合計
建築士数	373, 593	18, 382	502	392, 477
建築士事務所登録数	1,826	492	8	2, 296

[※]広島県知事の免許・登録の人数・件数。ただし、一級建築士(大臣免許)は、全国での総数。

(4) 地震被災建築物応急危険度判定士及び判定コーディネーターの養成

阪神・淡路大震災を契機として、地震による被災建築物の余震二次災害を防止するため、平成6年度から応急危険度判定士の、平成30年度からは判定活動において中心的な役割を担う判定コーディネーターの養成を行っている。

「地震被災建築物応急危険度判定士」とは、一級・二級及び木造建築士等のうち知事の指定する講習会を受講し、知事が判定士として認定した者である。

(単位:人)

	応急危険	度判定士	判定コーディネーター			
年度	講習受講者数	登録者総数 (年度末)	講習受講者数	登録者総数 (年度末)		
26	116	2, 170				
27	147	2, 123				
28	124	2, 202	_	_		
29	219	2, 345	_			
30	152	2, 426	96	96		

5 宅地建物取引業

宅地建物取引業法に基づき, 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士等に対して必要な規制を行う。 また、不動産取引に関する苦情相談について、国土交通省及び県市町の消費生活部署等と連携し 対応している。

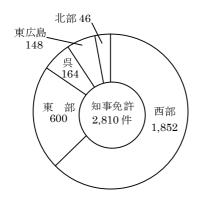
(1) 宅地建物取引業者

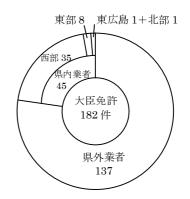
① 年度別宅地建物取引業者免許状況 (広島県知事免許)

年 度	当初件数	新規	更新	小 計	廃 業 等	年度末件数
26	2, 798	132	185	317	108	2, 822
27	2, 822	99	199	298	109	2, 812
28	2, 812	113	685	798	131	2, 794
29	2, 794	108	703	811	91	2,811
30	2, 811	123	581	704	124	2,810

② 建設事務所別宅地建物取引業者状況(広島県内)

(平成31年3月31日 現在)





※知事免許:広島県のみに事務所を設置 ※大臣免許:広島県及び他の都道府県に事務所を設置

(2) 宅地建物取引士

① 宅地建物取引士資格試験受験状況

宅地建物取引士資格試験受験状況 (広島県)

年 度	受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
26	4,547	3,645	596	16.4
27	4,570	3,610	529	14.7
28	4,501	3,593	526	14.6
29	4,692	3,769	553	14.7
30	4,715	3,758	558	14.8

② 宅地建物取引士登録者数

21,850人(平成31年3月31日 現在)

6 県補助事業(耐震・がけ近)

(1) 建築物耐震化促進事業

大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物について、建築物所有者が実施する耐震診断・改修の負担低減につながる支援をすることにより、これら建築物の耐震化対策の促進を図っている。

広域緊急輸送道路沿道建築物については、一般社団法人広島県建築士事務所協会と平成29年4月25日に協力協定を締結し、所有者への戸別訪問等による普及啓発(耐震化に係る補助制度や技術的な説明)に取り組んでいるところである。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

昭和48年度から、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して、その除却等及び新たに建設する住宅(購入も含む)に要する費用の一部を国、県及び市町が助成している。

直近5年間の実績については、平成27年度に建物除却1戸802千円(県費200千円)、平成28年度に建物除却3戸2,406千円(県費601千円)となっている。

7 福祉のまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」の基本理念に基づき、全ての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような生活環境を整備することにより、住みよい福祉のまちづくりの実現を図る。

「バリアフリー法」による認定

特定建築物の認定

高齢者及び障害者等が特段の不自由なく建築物を利用できる水準(平成14年度までは誘導的基準・平成15年度からは利用円滑化誘導基準・平成18年12月20日からは建築物移動等円滑化誘導基準)を充足する特定建築物の促進を図る。

広島県全体の認定件数(パリアフリー法)(単位:件) 広島県全体の各件数(広島県福祉のまちづくり条例) (単位:件)

年度	26	27	28	29	30
認定 件数	5	9	4	5	3

年 度	26	27	28	29	30
事前協議件数	305	291	342	330	317
適合通知書交付	43	40	57	40	33
適合証交付件数	33	24	23	26	9

8 広島県耐震改修促進計画(第2期計画)

県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、平成25年11月に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律により、大規模建築物に耐震診断を義務付ける等、耐震化の促進に向けた取組が強化されたことを踏まえて、第2期計画(計画期間:平成28~令和2年度)を策定した。

(1) 耐震化率の状況と目標

対象建築物	【現状】 (H27年度末推計値)	【目標】 (R2年度末)	【目指す姿】
多数の者が利用する建築物	86.4%	92.0%	100% (R12年度末)
住宅	79.2%	85.0%	100% (R17年度末)

(2) 取組の内容(施策)

-/ -		
	多数の者が 利用する建築物	(1) 市町の補助制度の継続,創設の促進(2)公共建築物の計画的な耐震化(3)所有者への意識啓発
	大規模建築物	(4)耐震化状況の公表による促進(5)民間建築物の耐震化促進 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の創設
	避難路 沿道建築物 (広域緊急 輸送道路)	(6) 耐震診断義務付け (7) 民間建築物の耐震化促進 ①県による耐震診断の補助制度を創設 ②県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の創設
	防災拠点建築物	(8) 耐震化状況の公表による促進
	住宅	(1) 市町の補助制度の改善,創設の促進 (2) 所有者への意識啓発
	全般事項	(1) 相談体制の整備や情報提供の充実 (2) 関係団体との連携等による普及啓発

9 建築動態統計調查受託業務

建築物の建設の着工動態及び滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料とするため、 毎月1回、国の指定統計として建築着工統計調査、届出統計として建築物滅失統計調査を国土交通 大臣からの委託により行っている。

そのうち、県内の着工建築物の状況は、次のとおりである。

(1) 建築着工統計

市郡別着工建築物の床面積の状況

(単位: m²)

1. HI- 11		173	が曲点のがル				(+ ±.111)
市郡	暦年		26 年	27年	28年	29 年	30年
市		計	2, 556, 891	2, 179, 047	2, 639, 028	2, 828, 908	2, 365, 199
郡		計	152, 093	202, 126	164, 295	135, 950	191, 751
県		計	2, 708, 984	2, 381, 173	2, 803, 323	2, 964, 858	2, 556, 950
	木	造	977, 543	999, 246	1, 034, 000	1, 058, 815	1, 126, 676
内	鉄 骨	造	1, 099, 679	995, 035	1, 240, 469	1, 140, 805	1, 061, 769
	鉄 コンクリー	筋 ト造	602, 115	355, 548	502, 464	637, 120	351, 161
	鉄 骨 鉄コンクリー	筋 ト造	16, 322	24, 213	17, 158	119, 929	5, 059
訳	コンクリーブ ロック		241	157	244	240	142
	その	他	13, 084	6, 974	8, 988	7, 949	12, 143
全	玉	計	134, 021, 335	129, 443, 907	132, 962, 092	134, 678, 953	131, 149, 252

(2) 住宅着工統計

新設住宅の戸数の状況等については、県のホームページに掲載している。 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/1275877418054.html

10 建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務

建築物の省エネ性能の向上を図るため、①大規模な非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置(適合判定義務)、届出義務(平成29年4月1日施行)及び、②省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置(認定制度)(平成28年4月1日施行)を講じている。

県内の認定状況等は、次のとおりである。

所管行政庁への届出件数

(単位:件)

年度	所管行政庁	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H29 年度	届出件数	83	345	28	166	64	15	36	27	4	768
H30 年度	届出件数	90	318	31	177	94	25	21	30	6	792

建築物省エネ向上の認定件数

(単位:件)

年度	所管行政庁	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H28	性能向上 計画認定 件数	1	1	0	7	0	0	0	0	0	9
年度	基準適合 認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	性能向上 計画認定 件数	2	0	0	17	0	0	1	0	0	20
年度	基準適合 認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	性能向上 計画認定 件数	3	0	0	7	0	0	2	0	0	12
年度	基準適合 認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

11 長期優良住宅の認定業務

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成21年6月4日施行)に規定する長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は、次のとおりである。

長期優良住宅の認定件数

(単位:件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉 市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合 計
H26 年度	202	577	148	384	184	55	121	85	10	1, 766
H27 年度	189	665	128	401	183	49	100	104	12	1,831
H28 年度	173	650	88	409	212	44	116	144	2	1,838
H29 年度	196	702	78	369	221	27	88	109	9	1, 799
H30 年度	166	710	118	349	243	37	108	130	2	1,863

12 低炭素建築物の認定業務

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年12月4日施行)に規定する建築物の新築,増築,改築,修繕若しくは模様替え,空気調和設備等の設置について,都市の低炭素化に資する措置が講じられた建築物に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は、次のとおりである。

低炭素建築物の認定件数

(単位:件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉 市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合 計
H26 年度	5	92	5	3	0	0	1	0	0	106
H27 年度	4	79	18	10	15	2	3	15	0	146
H28 年度	17	219	12	53	8	0	6	19	0	334
H29 年度	11	240	9	42	16	0	3	29	0	350
H30 年度	8	162	5	49	6	0	13	16	0	259

= 第9章 住 宅



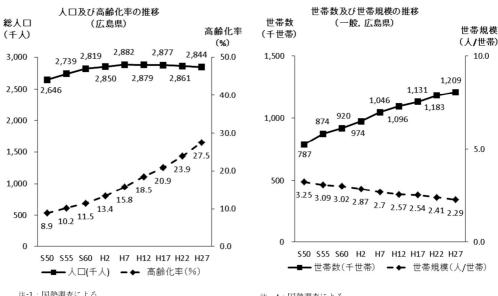
県営熊野住宅整備事業(完成予定図) (安芸郡熊野町)

1 住宅事情の概要

(1) 人口及び世帯数の推移

平成27年の国勢調査では本県の人口は約2.844千人となり、人口減少局面を迎えている。 このうち 65 歳以上の高齢者の割合は 27.5%と上昇傾向にあり、全国値を 0.9 ポイント上回 るペースで高齢化が進行している。

一方, 平成27年世帯数は約1,209千世帯(一般世帯)で, 一定の増加傾向を維持している。 これは、世帯規模の縮小に伴うもので、1世帯あたり人員は、平成27年で2.29人/世帯と なっている。

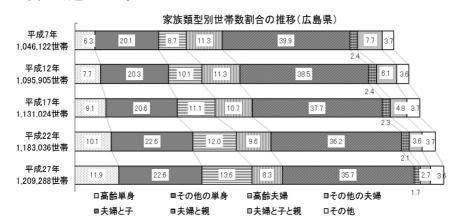


- 注-1: 国勢調査による。
 - -2: 高齢化率は全人口のうち 65 歳以上の人口の割合
- 注 -1: 国勢調査による
 - -2:世帯数,世帯規模は一般世帯数 -3:昭和50年の世帯数は、普通世帯及び単身の準世帯。

(2) 世帯の動向

世帯の動向について、家族類型別世帯数割合の推移をみると、単身世帯、夫婦世帯等少人数 の世帯の割合が高まりつつある。

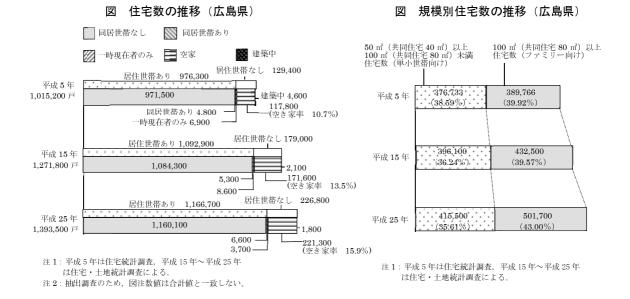
特に高齢単身及び高齢夫婦世帯の割合は、平成27年で合わせて25.5%で、平成7年以降20 年間で10.5 ポイント上昇しており、今後、これらの高齢者世帯の増加に対応した住宅対策が 重要な課題となる。



- 注-1: 国勢調査による。
 - -2:世帯数は一般世帯
 - -3:夫婦と子には、片親と子を含む

(3) 住宅数の推移

本県の住宅数は、平成 25 年時点で約 1,394 千戸あり、増加傾向にある。 このうち空き家は約 221 千戸で、空き家率は 15.9%であり、増加傾向にある。

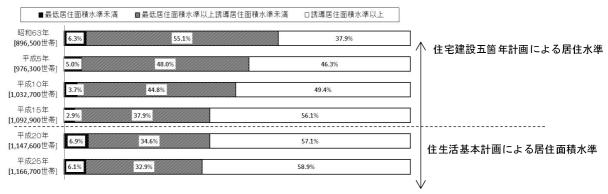


(4) 居住水準

居住面積水準の状況は、平成25年時点で最低居住面積水準未満世帯の割合が6.1%,最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未満が32.9%,誘導居住面積水準以上が58.9%となっている。(最低居住面積水準・誘導居住面積水準については、住生活基本計画に定める水準による。) 平成20年から、最低居住面積水準未満の割合が著しく上昇しているのは、平成15年までは住宅建設五箇年計画による居住水準に基づく水準としていたものが、平成20年から住生活基

本計画による居住水準に基づく水準による数値としたことによる最低居住面積水準の面積増

居住面積水準の推移(広島県)



- 注-1:昭和63年~平成15年の数値は、住宅建設計画法に基づく住宅建設五箇年計画に定める居住水準及び誘導居住水準による数値とした。住生活基本計画に基づく水準と比較すると、後者の水準面積が増加しており、特に単身者の最低居住面積水準が18㎡から25㎡に増加している。
- -2: 昭和 63 年及び平成 5 年は住宅統計調査,平成 10 年及び平成 25 年は住宅・土地統計調査による。
- -3:割合は、主世帯数に対するもの

加が一因と考えられる。

- 4:昭和63年の誘導居住水準は、共同住宅は都市居住型、その他は一般型で集計した。
- 5:抽出調査のため、図中数値は必ずしも 100%にはならない。

2 「住生活基本計画(広島県計画)」の概要

「住生活基本計画(広島県計画)」は、住生活基本法第17条第1項に基づき、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画として策定しており、国が策定する全国計画に即して、本県における施策の基本的な方針、地域特性に応じた目標・施策を定めている。平成28年3月に行われた全国計画の変更を受け、平成29年3月、広島県計画を策定した。

(1) 計画の位置づけと計画期間

「ひろしま未来チャレンジビジョン」の目指す姿の実現に向けて策定している, 「社会資本未来プラン」等やそれらに基づく各種の事業計画で定めている施策を反映し整合を図っており, 計画期間を平成28年度から令和7年度としている。

(2) 計画の概要

① 基本理念

「誰もが生き生きと暮らせる居住環境の実現」

② 6つの施策目標と目指す姿

多様な人材をひきつける魅力的な居住環境の整備

・ ライフステージの変化など住まいに対するニーズに応じた多様な住まい選びが可能となる, 豊かで魅力ある居住環境が整備されています。

次世代に継承される質の高い住宅ストックへの更新

- ・長期優良住宅等の普及により、将来にわたり活用される安全で質の高い住宅が供給されています。
- ・既存住宅の適切な維持管理やニーズに応じたリフォーム等の実施により,安全性や質 の向上が図られています。
- ・マンションの適切な維持管理の実施や建替えが進み,安全性や質の向上が図られています。
- ・空き家の発生抑制や適性管理等が進み、良好な居住環境が保たれています。

良質で魅力的な住宅ストックが評価され流通する住宅市場の整備

- ・既存住宅の品質や魅力に関する情報が消費者に分かりやすく提供され、価値のある住宅が流通する環境が整っています。
- ・リフォーム投資の拡大等により住宅市場が活性化し、多様なニーズに応える住生活産 業が発展しています。

結婚・出産を希望する若年・子育て世帯が安心して暮らすことができる住生活の実現

- ・子育てしやすい居住環境が広く提供され、子育て世帯が安心して暮らすことができて います。
- ・結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が、収入や人数などの世帯の状況に応じて望む住宅を選択できる環境が整っています。

高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

- ・ 高齢者が安全に安心して生活できるよう, バリアフリー化等の高齢者に配慮した住宅 が改善・供給されています。
- ・高齢者が望む地域において、住宅を確保することができる環境が整っています。

住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

- ・県と市町が連携して公営住宅を供給することにより、誰もが健康で文化的な生活を営むための住宅を確保しています。
- ・低額所得者,障がい者,外国人等のすべての方々が安心して民間賃貸住宅へ入居できる環境が整っています。

3 主要住宅施策

(1) サービス付き高齢者向け住宅の登録促進

平成23年4月に改正された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、状況把握サービス、生活相談サービスその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設された。

広島県、広島市、福山市及び呉市に登録窓口を設け、登録推進を進めている。

サービス付き高齢者向け住宅の登録件数及び戸数

	H23~H28	H29	H30	計
件数	203	14	10	227
戸数	6, 531	514	284	7, 329

(2) 子育てスマイルマンション認定制度の実施

① 目的

多様な人材が集まる魅力的な生活環境の創出に向け、「広島県子育てスマイルマンション認定制度」を創設し、子育てしやすいマンションの供給を促進するとともに、認定事例の情報発信により、子育て世帯の意識醸成を図ることで、「子育てしやすい住まい環境」の整備を促進する。

② 概要

県内のマンションを対象に、住戸内及び共用部などの仕様や子育て支援サービス提供などのソフト支援、立地環境において、子育てのしやすさに配慮したマンションを県が認定する。

認定マンション購入者に対しては、金融機関と連携した優遇金利の適用の提供等特典の付与が行われる。

住宅供給者に対しては、認定を受けることで建築基準法に基づく総合設計制度を活用した容積率緩和が行われる場合がある。

子育てスマイルマンションの認定件数及び戸数 ()内は竣工認定数

	H25∼H26	Н27	H28	Н29	Н30	計
件数	19 (5)	3 (14)	6 (2)	2 (4)	3 (4)	33 (29)
戸数		98 (1, 025)	307 (55)	67 (151)	122 (225)	2, 037 (1, 873)

(3) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

① 居住支援協議会の活動

高齢者や障害者、外国人等は、家賃の支払い能力に問題が無い場合でも死亡時の対応や 生活習慣の違いによる近隣トラブル等への懸念から、民間賃貸住宅への入居を拒否される ことが多い。

こうした住宅確保に特に配慮を要する者の居住支援を多様な主体が連携して行うため、 地方公共団体や関係事業者団体等を構成員とする,広島県居住支援協議会を平成25年度に 設立している。

平成30年度は、賃貸人等へのセミナーの開催、セーフティネット住宅の登録促進に向けた取り組みを行った。

② あんしん賃貸支援事業の推進

平成20年度から高齢者や障害者,外国人等が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う不動産事業者(協力店)及び居住支援に協力する団体に関する情報提供等を行っている。

(4) 空き家問題への対応

① 空き家問題の現状

人口減少・高齢化に伴い、全国的に空き家は増加しており、適切に管理されていない空き家の増加によって、防災・防犯機能の低下、景観等の悪化など諸問題が発生している。一方で、積極的な利活用を進めることによって、空き家は有用な資産にもなり得るものである。平成25年時点で、広島県の空き家総数は221,300戸、空き家率は15.9%(全国平均13.5%)となっている。

② 広島県空き家対策推進協議会の設立

適切に管理されていない空き家が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、県、市町及び関係団体による「広島県空き家対策推進協議会」を平成26年6月に設立し、空き家問題について全県的に取り組んでいる。平成27年2月には、同協議会「空き家対策対応指針部会」において、県、市町、不動産関係団体が連携して空き家対策を進めていくための方向性と具体的対策を示す「広島県空き家対策対応指針」を策定した。

③ 広島県空き家バンクウェブサイト「みんと。」の開設

空き家の利活用を促進するため、各市町の空き家情報をとりまとめて発信する、ひろしま空き家バンクウェブサイト「みんと。」を平成29年3月に開設した。このウェブサイトでは、空き家の検索機能のほか、最新の活用事例の紹介や、空き家の隠れた魅力をブログ形式で紹介するコンテンツを発信している。

ホームページ URL: http://minto-hiroshima.jp/

上記のほか,平成28年度より空き家活用検討事業として,専門家チームの市町や地域への派遣やリノベーション研修会等を実施し,空き家の活用促進に取り組んでいる。

4 住宅建設事業等

(1) 公営住宅の建設状況

公営住宅法に基づき,住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的と して,国の補助金を受けて建設を進めている。

公営住宅の建設状況 (最近5箇年間)

区	年 度		H26	H27	H28	H29	H30	計	累計 (S23~H30
県	公営	着工戸数(戸)	44	27	0	0	64	135	21,627 (230)
	事	業費(千円)	716,937	629,978	420,253	58,856	280,406	2,106,430	
市	公営	着工戸数(戸)	122	180	180	0	0	482	40,858
町	事	業費(千円)	547,856	3,575,911	3,575,911	0	0	7,699,678	
⇒1.	公営	着工戸数(戸)	166	207	180	0	64	617	62,485
計	事	業費(千円)	1,264,793	4,205,889	3,996,164	58,856	280,406	9,806,108	_

⁽注)1. 県営の公営欄の()数は内数でPFI事業による買取戸数である。

^{2.} 事業費は国費対象の事業費ベースである。

県営住宅の建設状況

(着エベース 単位:戸)

_	THE TOTAL PROPERTY OF														
	建	没年度	5別	S 2 3 ~ 45	46∼ 50	51~ 55	56~ 60	6 1 ∼ H 2	$3 \sim 7$	$8 \sim 12$	$1 \ 3 \sim 1 \ 7$	18~ 22	$23\sim$ 27	2 8∼ 30	累計 (S23~H29)
広	島		市	4,547 (470)	4,052 (360)	1,646	502	184	140	237	238 [110]	35	162	64	11,807 [110] (830)
広!	島市 周	辺市	町	867	199	40	458	74	122	78	60 [60]	110 [60]			2,008 [120]
	小	計		5,414 (470)	4,251 (360)	1,686	960	258	262	315	298 [170]	145 (60)	162	64	13,815 (230) (830)
呉			市	724	218	156	58	154	104	122		77	20		1,633
竹	原		市	203	60	50	20			44	84				461
Ξ	原		市	275	312	280	133	8	8		48				1,064
尾	道		市	368	107	256	60	70	58	24	20				963
福	山		市	1,319	905	314	142	144	106	135					3,065
府	中		市		60		5	52	20						137
Ξ	次		市	16	60	40	92	47	36						291
庄	原		市		30	80	52	6	8						176
大	竹		市	64	60	170									294
東	広	島	市	82	119		96	60	58						415
安	芸 高	田	市				10	10	20						40
江	田	島	市						2						2
安	芸 太	田	町				4	11	4						19
北	広	島	町				16	10	4						30
世	羅		町					8	10						18
大	崎 上	島	町						6						6
神	石 高	原	町					8	20						28
	小	計		3,051	1,931	1,346	688	588	464	325	152	77	20	0	8,642
	合	計	ŀ	8,465 (470)	6,182 (360)	3,032	1,648	846	726	640	450 (170)	222 (60)	182	64	22,457 [230] (830)

⁽注) ()内は内数で、県営改良住宅分を表す。

県営住宅の建替、住戸改善の実施状況

(単位・戸)

区分	建設年度別	S51∼5 5	56~60	61~ H2	3~7	8~12	13~17	18~22	23~27	28~30	累 計 (S41~H30)
建	替	604	661	152	374	640	441 (170)	222 [60]	182	64	3, 739 〔230〕
住戸改善	増築 改築 計	(—) — (6) 362 (6) 362	(136) 136 (—) 417 (136) 553	(—) — (10) 498 (10) 498	(—) — (270) 581 (270) 581	(—) — (9) 537 (9) 537	(-) - (136) 1, 262 (136) 1, 262	(-) - (364) 1, 741 (364) 1, 741	(-) - (165) 165 (165) 165	(-) - (-) - (-) 	(136) 136 (960) 5, 563 (1,096) 5, 699

⁽注) 1 ()内は内数で県営改良住宅分を表す。

^[]内は内数で、PFI事業による買取戸数を表す。

^{2 []} 内は内数でPFI事業による買取戸数を表す。

³ 改築の内には、昭和62年度より、高齢者のための設備の設置を含む。

5 県営住宅の管理状況等

県営住宅は、平成 31 年 3 月 31 日現在で県内 12 市 3 町に 16,334 戸あり、住宅管理業務は、入居者の募集、選考及び決定、家賃徴収、住宅の維持修繕等多岐にわたる。

入居者の募集は、6・10・2月のほか必要に応じて行っている。また、募集に当たっては、新聞 や県・市町の広報誌等による広報活動を実施している。

入居者の選考及び決定については,新築及び空家住宅とも公募のうえ公開抽選により入居者を決 定している。

家賃等の徴収については、口座振替制度の普及、滞納者に対する電話や夜間・休日を含む戸別訪問等による督促・納付指導、年2回の徴収強化月間の設定などにより、収納率の向上と長期滞納者の発生の未然防止に努めるとともに、生活困窮者等の家賃負担能力の低い入居者に対しては、家賃減免制度の利用を指導するなど、きめこまかい対応を図っている。

また、長期滞納者については、住宅明渡請求訴訟等の法的措置を講じている。

住宅の維持修繕については、日々の小規模な修繕等は速やかに対応するとともに、大規模修繕についても、順次計画的に行っている。

なお、複雑多様化している県営住宅の管理に対応することを目的とし、指定管理者制度を導入し、 管理業務の適正化と合理化を図っている。

種別,構造別	,所在地別県営住宅管理戸勢
--------	---------------

(平成31年3月31日 現在) (単位:戸)

	12//1	TT AL // 1				•	•				/-/X O I	- / -	, .		\ I	134 . / /
	所 在	4th	団 地 数	公	営(È:	宅	· 改		良信	主宅	特	別住	宅	合	⇒L
	力 1土	110	四地数	中	而	计肩	高	廥	3	小	計	低		耐	П	計
広	島	市	31		5, 54	2		2,602	2		8,144					8,144
	西	111	31		[136]			[650]			[786]					[786]
呉		市	12		78	3		22	1		1,004			1		1,005
竹	原	市	4		198						198					198
三	原	市	9		780	3					786					786
尾	道	市	12		690						696					696
福	山	市	14		1,97	9		9()		2,069					2,069
府	中	市	2		120)					120					120
三	次	市	5		21	1					211					211
庄	原	市	3		16)					160					160
大	竹	市	3		230)					230					230
東	広	島市	4		27	5		50)		325					325
廿		市市	3		1,19						1,196					1,196
安	芸郡淮	毎田町	3		278	3					278					278
	"	է野町	2		548	3		144			692					692
1.	坂	町	4		5			170			224					224
	合	計	111		13,05	6		3, 27	7	1	6, 333			1		16,334
	П	ні			[136]			[650]			[786]			1		[786]

※〔〕は改良住宅の戸数で内数

6 県営住宅応募倍率の推移

応募倍率は、平成 15 年度に 9.0 倍と高い水準であったが、平成 21 年 4 月の改正公営住宅法施行令により入居者の収入制限の上限が低減されたこと、また、郊外の団地の申込者数が募集住宅の戸数を下回る場合があること等によって、平成 30 年度は 1.9 倍、過去 5 年間では 1.9 倍から 4.1 倍の間で推移している。

= 第10章 営 繕











ひろしま建築学生チャレンジコンペ 完成建物

1 営繕工事の概要

営繕課は、平成24年度の組織改編により、総務局から土木局(平成27年度から土木建築局に名称変更)に編入され、県営住宅整備部門及び特殊設備部門を集約し、建築・設備部門を一元化することで、魅力ある公共建築物の創造や、施設の効率的な維持管理に取り組んでいる。

営繕課では、各局等からの工事依頼により、建築物等の設計や、工事の監理・検査等の営繕工事を行い、県民の共有財産としてふさわしい施設とするため、耐久性・耐震性・メンテナンス等に優れた建物となるように配慮している。また、誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインへの対応や、環境に配慮した省エネルギー対策などの新しい取組を行うとともに、コスト縮減による効率的な予算執行など、適正な事業執行に努めている。

平成30年度は、広島東警察署庁舎新築工事、広島叡智学園中学・高等学校校舎等新築工事(第1期)などが完成するとともに、厳島港宮島口地区旅客ターミナル新築工事や広島県庁舎本館等耐震改修工事、県営熊野住宅建替工事などに着手した。

令和元年度は、厳島港宮島口地区旅客ターミナル新築工事や広島県庁舎本館等耐震改修工事、県 営熊野住宅建替工事を引き続き実施する。

委託業務では、平成24年度に県営吉島住宅(仮称)3期ほか5件、平成25年度に広島県立誠之館高等学校(2号棟)ほか3件、平成26年度に広島東警察署庁舎、平成28年度に厳島港宮島口地区旅客ターミナル、広島叡智学園中学・高等学校、県営熊野住宅、広島県庁舎本館等耐震改修において、広島型建築プロポーザル方式により設計者の選定を行った。

2 魅力ある建築物創造事業

(1) 事業創設の経緯について

国内外から多様な人材が集まる魅力ある地域環境の創出に向け、都市空間を形成する建築物の魅力向上を重点的に進めるため、平成25年度から新たに、魅力ある建築物創造事業を創設した。

(2) 事業の概要及び特徴について

① 事業のねらい

広島県の建築プロポーザル方式の確立により、魅力ある建築物の創出を推進するとともに、県内の魅力ある建築物の発掘・発信、クリエイティブな人材の育成など、民間建築物への幅広い普及を促進することで、本県ブランドイメージの向上を図る。

② 事業の概要



○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への積極的な普及(技術支援)







(C) SATOSHI ASAKAWA All Rights Reserved.

H28 実施事例 道の駅びんご府中 (左:提案イメージ 右:完成写真)

〇 事業成果の情報発信





H30 実施事例 建物完成見学会 (三倉岳県立自然公園内トイレ)





H30 実施事例 建物見学会(広島県立広島叡智学園中学・高等学校)





H30 実施事例 トークイベント (ひろしまブランドショップ TAU)

○ 魅力ある建物の発掘・発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開

・「魅力ある建物」人気ランキング「ベスト 30」の選定



ひろしまたてものがたり



第1位 嚴島神社 (廿日市市)



第2位 原爆ドーム (広島市)



第3位 阿多田灯台資料館 (大竹市)



第4位 広島平和記念資料館(本館) (広島市)



第5位 NTTクレド基町ビル (広島市)

ひろしまたてものがたりフェスタの実施

民間建築物 への波及



ガイドブック



ガイドツアー

(上:県庁舎/広島逓信病院 下:矢野南小学校/市営平和アパート)

H29 実施事例 たてものがたりフェスタ 2017



ガイドブック



ガイドツアー

(上:県立美術館/市営基町アパート 下:不動院/県立広島大学広島キャンパス図書館)

H30 実施事例 ひろしまたてものがたりフェスタ 2018

〇 クリエイティブな人材の育成

・「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施



ポスター 上:審査会の様子 下:最優秀作品パース・完成建物 H29 実施事例(三倉岳県立自然公園内トイレ 2 棟)



② 令和元年度の取組について

区 分	内容
魅力ある公共 建築物の創造・ 発信	○ 広島型建築プロポーザル方式の実施○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及及び技術支援○ 事業成果(宮島口旅客ターミナル・建築学生チャレンジコンペ等)の情報発信・トークイベント,完成見学会等
民間建築物への波及	 ○ 県内の魅力ある建築物の発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開 ・「ひろしまたてものがたりフェスタ」の実施 ○ クリエイティブな人材の育成 ・公共建築物に係る「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施

3 営繕工事の執行状況

平成30年度 主要営繕工事一覧 (1億円以上)

(単位:千円)

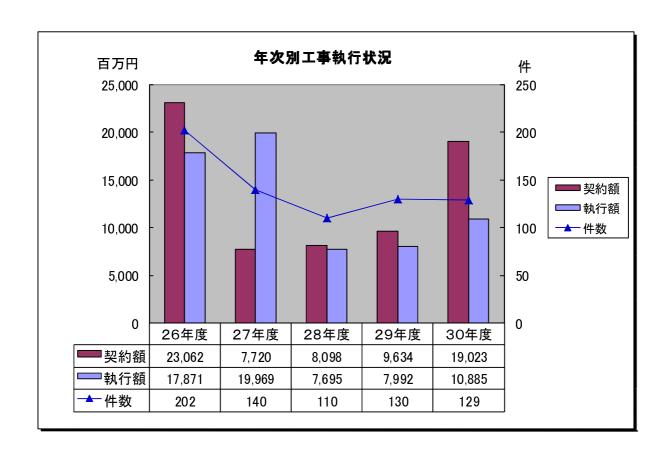
						(単位: †	$\overline{}$
区分	工 事 名	工事箇所	工種	契約金額	着手年月日	完成年月日	備考
	広島東警察署庁舎新築工事	広島市東区	建築	1, 107, 000	H28. 12. 15	H30. 6. 12	完成
	東部浄化センター除塵機設備更新工事	広島市南区	機械	133,013	H28. 11. 15	H30. 7. 31	完成
	東部浄化センター特別高圧受変電設備増設工事	広島市南区	電気	439,322	H29. 1. 12	H31. 2. 28	完成
H 28	広島東警察署庁舎新築機械設備工事	広島市東区	機械	291,816	H29.2.7	H30. 6. 12	完成
	広島東警察署庁舎新築電気設備工事	広島市東区	電気	340, 516	H29.2.7	H30. 6. 12	完成
	東部浄化センター管理本館ほか監視制御設備更新工事	広島市南区	電気	279,720	H29.3.1	H30. 10. 31	完成
	東部浄化センター消化タンク No.1 , 2 設備更新工事	広島市南区	機械	218,700	H29.3.24	H31.3.29	完成
	広島県尾道庁舎耐震改修その他工事	尾道市古浜町	建築	364,018	H29.9.5	H30.3.29	完成
	県営熊野住宅1号館外壁改修その他工事	安芸郡熊野町	建築	188,239	H29.8.22	H30. 5. 31	継続
	東部浄化センター自家発電設備更新工事	広島市南区	電気	465, 480	H29. 9. 27	H31.5.31	継続
	太田川流域下水道東部浄化センター管理本館耐震改修工事	広島市南区	建築	271,958	H29.11.3	H31.1.31	継続
	芦田川流域下水道芦田川浄化センター管理本館耐震改修工事	福山市箕沖町	建築	173, 220	H29.11.2	H30. 9. 19	継続
	県立総合技術研究所保健環境センター本館耐震改修その他工事	広島市南区	建築	285, 467	H29.12.9	H30. 10. 31	継続
	東部浄化センター4、5、6池反応タンク(機械)設備更新工事	広島市南区	機械	208,656	H29. 12. 12	H32.3.23	継続
	広島県東広島庁舎本館耐震改修その他工事	東広島市西条昭和町	建築	549,720	H29. 12. 25	H31. 12. 20	継続
	東部浄化センター1 系M.1 汚泥脱水機ほか更新工事(機械)	広島市南区	機械	451, 440	H30. 1. 24	H32.2.28	継続
	広島県立日彰館高等学校校舎29-1号棟ほか2棟内外部改修その他工事	三次市吉舎町	建築	182,558	H30. 2. 10	H31. 3. 15	継続
	広島県立五日市高等学校校舎1号棟内外部改修工事	広島市佐伯区	建築	247,393	H30.2.3	H31.3.20	継続
H 29	広島県立三原特別支援学校校舎1 号棟内部改修その他工事	三原市小泉町	建築	139, 363	H30.2.3	H31.3.20	継続
	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校(仮称)新築電気設備工事 (1期工事)	豊田郡大崎上島町	電気	321, 408	H30.2.3	H31. 1. 31	継続
	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校(仮称)新築機械設備工事 (1期工事)	豊田郡大崎上島町	機械	288, 252	H30.2.3	H31.1.31	継続
	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校(仮称)教室棟ほか新築工事	豊田郡大崎上島町	建築	420, 969	H30. 2. 3	H31.1.31	継続
	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校(仮称)管理棟新築工事	豊田郡大崎上島町	建築	272,709	H30.2.3	H31.1.31	継続
	沼田川浄化センター送風機ほか増設工事 (機械)	三原市円一町	機械	224,886	H30. 2. 23	H31.2.28	継続
	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校(仮称)食堂棟新築工事	豊田郡大崎上島町	建築	359,640	H30.2.3	H31.1.31	継続
	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校(仮称)寮ほか新築工事	豊田郡大崎上島町	建築	499,724	H30.2.3	H31.1.31	継続
	東部浄化センター1系№ 1 汚泥脱水機ほか更新工事(電気)	広島市南区	電気	183, 600	H30. 1. 31	H32.3.23	継続
	沼田川浄化センター送風機ほか増設工事(電気)	三原市円一町	電気	104,760	H30. 2. 23	H31.2.28	継続
	県営熊野住宅44,45,47号館解体撤去工事	安芸郡熊野町	建築	128,035	H30. 3. 14	H30. 9. 28	継続
	広島県立千代田高等学校校舎1号棟内外部改修工事	山県郡北広島町	建築	109,728	Н30. 8. 23	H31. 6. 28	継続
	広島へリポート監視棟ほか1棟新築その他工事	広島市西区	建築	176,040	Н30. 9. 11	H31.8.2	継続
	県営熊野住宅(仮称)1 期建築工事	安芸郡熊野町	建築	874,800	Н30. 10. 3	H32.2.28	継続
	(仮称) 宮島口旅客ターミナル新築工事	廿日市市宮島口一丁目	建築	1,725,192	Н30. 10. 3	H32.2.28	継続
	県営熊野住宅(仮称) 1 期電気設備工事	安芸郡熊野町	電気	115,776	H30. 10. 12	H32.2.28	継続
	(仮称) 宮島口旅客ターミナル新築機械設備工事	廿日市市宮島ロー丁目	機械	175,068	H30. 10. 16	H32.2.28	継続
ľ	(仮称) 宮島口旅客ターミナル新築電気設備工事	廿日市市宮島口一丁目	電気	301,860	H30. 10. 16	H32.2.28	継続
ľ	県営熊野住宅(仮称) 1 期 機械設備工事	安芸郡熊野町	機械	141,372	H30. 10. 20	H32.2.28	継続
j	広島県立みよし公園温水プール地熱ヒートポンプ更新工事	三次市四拾貫町	気化器	131, 436	H30. 11. 22	НЗ 1. 8. 9	継続
j	広島県立庄原実業高等学校校舎92号棟内外部改修工事	庄原市西本町一丁目	建築	212, 220	H30. 11. 27	H31. 12. 25	継続
j	四川ダム諸量処理装置ほか更新工事	福山市加茂町	電気	148,824	H30. 12. 1	H32.3.30	継続
j	広島県立庄原実業高等学校校舎92号棟内外部改修電気設備その他工事	庄原市西本町一丁目	電気	107, 136	H30. 12. 8	H31. 12. 25	継続
j	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校新築工事 (2 期工事)	豊田郡大崎上島町	建築	2, 138, 400	H30. 12. 18	H32.1.31	継続
ľ	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校新築電気設備工事 (2 期工事)	豊田郡大崎上島町	電気	164, 700	H31. 1. 26	H32.2.28	継続
ľ	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校新築機械設備工事 (2 期工事)	豊田郡大崎上島町	機械	180, 360	H31. 1. 26	H32.1.31	継続
ľ	芦田川浄化センター燃料化施設建設に伴う汚泥焼却設備解体工事 (第2工区)	福山市箕沖町	建築	126, 141	H30. 6. 19	НЗ1.7.19	継続
İ	東部浄化センター1系No.1-1,2汚水ポンプ更新工事(電気)	広島市南区	電気	129,600	H3 1. 2. 2	H32.3.27	継続
İ	東部浄化センター1系No.1-1,2汚水ポンプ更新工事(機械)	広島市南区	機械	147, 420	H3 1. 2. 2	H32.3.27	継続
H 30	広島県立宮島工業高等学校校舎23号棟ほか1棟外部改修工事	廿日市市物見西二丁目	建築	103,700	H3 0. 6. 9	H31. 2. 28	完成

府中警察署庁舎ほか1 棟耐震改修工事	府中市鵜飼町	建築	108, 600	H30.7.12	НЗ1. З. 25	完成
広島県総合グランド野球場防球ネット改修その他工事	広島市西区	建築	130, 691	H30. 8. 11	H31. 3. 22	完成
県営小坪住宅3. 4. 5 号館外壁改修その他工事	呉市広小坪一丁目	建築	106, 377	H30. 8. 4	H31.3.29	継続
広島港宇品外貿地区県営穀物サイロ解体撤去工事	広島市南区	建築	122, 040	H30. 8. 8	H31.3.29	継続
広島東警察署庁舎解体撤去その他工事	広島市中区	建築	400, 094	H30. 10. 5	H31. 10. 10	継続
県営廿日市住宅2. 6. 15号館外壁改修その他工事	廿日市市阿品台	建築	103, 003	H30. 8. 4	H31.3.29	完成
広島県福山庁舎第1庁舎ほか2棟耐震改修その他工事	福山市三吉町一丁目	建築	599, 400	H31. 3. 5	Н33. 5. 17	継続
広島県庁舎本館等耐震改修及び維持保全工事	広島市中区	建築	5, 731, 020	H31. 3. 5	H34. 2. 18	継続
地方港湾厳島港(胡町地区) 歩廊2屋根新築その他工事	廿日市市宮島町	建築	114, 693	H30. 9. 29	H31. 4. 26	継続
広島県立三次高等学校校舎36号棟ほか2棟内外部改修工事	三次市南畑敷町	建築	157, 572	H31. 3. 9	H32. 2. 10	継続
芦田川浄化センター水処理17池設備増設工事(電気)	福山市箕沖町	電気	226, 800	H31. 3. 13	H32. 9. 30	継続
芦田川浄化センター水処理17池設備増設工事(機械)	福山市箕沖町	機械	453, 600	H31. 3. 13	H32. 9. 30	継続
沼田川浄化センター機械濃縮設備増設工事 (電気)	三原市円一町	電気	157, 680	H31. 3. 16	H32. 9. 30	継続
広島県立広島叡智学園中学校・高等学校外構その他工事 (1 期工事)	豊田郡大崎上島町	建築	290, 050	H30. 8. 3	H31. 4. 26	継続
広島県廿日市庁舎第1庁舎耐震改修その他工事	廿日市市桜尾本町	建築	224, 040	H30. 9. 11	H31. 12. 27	継続

⁽注) 1. 契約金額は、千円未満を四捨五入した。 2. 完成年月日は、契約工期末である。

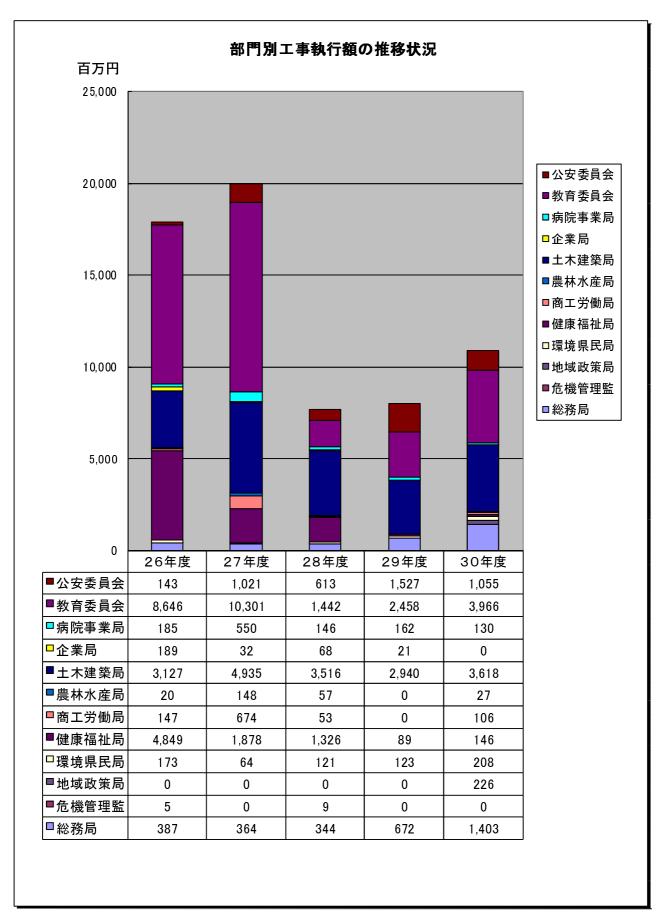
平成30年度工事实施状况

													Ī	(単位:千円)
=	-	危機管理監	総務局	地域政策局	環境県民局	健康福祉局	商工労働局	農林水産局	土木建築局	企業局	病院事業局	教育委員会	公安委員会	抽
Н	件数	0	5	0	0	0	0	0	7	0	0	10	2	24
-	建築 金額	0	1,083,929	0	0	0	0	0	576,178	0	0	1,392,817	330,988	3,383,912
	件数	0	1	0	0	0	0	0	9	0	0	7	2	16
以前からの 事画	電気 金額	0	13,500	0	0	0	0	0	919,495	0	0	335,190	103,563	1,371,748
債務負担行為 中	件数	0	2	,	0	0	0	0	9	0	0	5	1	15
2	機械金額	0	11,130	18,790	0	0	0	0	788,445	0	0	287,831	78,790	1,184,986
(既栄練閥) (() () () () () () () () ()	件数	0	8	_	0	0	0	0	19	0	0	22	5	52
-	計金額	0	1,108,559	18,790	0	0	0	0	2,284,118	0	0	2,015,838	513,341	5,940,646
F	件数	0	5	1	2	4	0	0	21	0	0	23	9	65
	建築金額	0	6,575,628	130,081	135,199	129,466	0	0	3,823,475	0	0	3,347,352	672,693	14,814,504
平成30年度 =	件数	0	6	0	2	0	3	-	12	0	3	S	5	40
#	電気金額	0	289,972	0	73,116	0	106,272	26,907	1,269,810	0	129,600	350,487	73,797	2,319,961
:	件数	0	5	4	0	2	0	0	80	0	0	4	-	24
	機械金額	0	79,181	194,292	0	67,500	0	0	1,259,343	0	0	275,512	12,420	1,888,248
-{8	件数	0	19	5	7	9	3	-	41	0	8	32	12	129
Ф	計金額	0	6,944,781	324,983	208,315	196,966	106,272	26,907	6,352,628	0	129,600	3,973,351	758,910	19,022,713
Н	件数	0	4	0	0	0	0	0	9	0	0	6	-	20
	建築 金額	0	6,650,826	0	0	0	0	0	2,238,584	0	0	1,664,612	216,810	10,770,832
į	件数	0	0	0	0	0	0	0	Ξ	0	0	ю	0	14
	電気 金額	0	0	0	0	0	0	0	1,461,515	0	0	221,616	0	1,683,131
債務負担行為 内	件数	0	0	4	0	-[0	0	6	0	0	2	0	16
Ξ <	機械金額	0	0	117,637	0	51,408	0	0	1,318,807	0	0	136,944	0	1,624,796
、「花米森」の一方	件数	0	4	4	0	-[0	0	26	0	0	14	-	90
ф О	計金額	0	6,650,826	117,637	0	51,408	0	0	5,018,906	0	0	2,023,172	216,810	14,078,759
Н	件数	0	10	1	5	4	0	0	28	0	0	33	80	89
1	建築金額	0	1,008,730	130,691	135,199	129,466	0	0	2,161,070	0	0	3,075,557	786,871	7,427,584
平成30年度	件数	0	10	0	2	0	3		18	0	8	12	7	56
	電気 金額	0	303,472	0	73,116	0	106,272	26,907	727,790	0	129,600	464,061	177,361	2,008,579
2	件数	0	7	5	0	2	0	0	14	0	0	6	2	39
	機械金額	0	90,311	95,446	0	16,092	0	0	728,981	0	0	426,400	91,210	1,448,440
	件数	0	27	9	7	9	3		09	0	3	54	17	184
	計金額	0	1,402,513	226,137	208,315	145,558	106,272	26,907	3,617,841	0	129,600	3,966,018	1,055,442	10,884,603





金額は、百万円未満を四捨五入した。



金額は、百万円未満を四捨五入した。

第11章 災害復旧





平成 30 年発生災害 二級河川総頭川水系総頭川 河川災害復旧工事 (安芸郡坂町)





平成 30 年発生災害 一級河川芦田川水系吉野川(福山市駅家町)

1 災害復旧事業の概要

災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって被災した公共土木施 設を復旧し、公共の福祉と住民生活の安定を図ることを目的としている。

公共土木施設に係る災害復旧事業は、3か年で復旧を完了することとなっているが、近年は、2 年度目までにほぼ完了するよう、早期復旧に努めている。

なお、平成30年度及び過去における公共土木施設災害復旧事業の査定状況並びに本県における戦後の主要な災害は、次のとおりである。

2 災害復旧事業の査定状況

(1) 平成30年発生災害(広島市を除く)

(単位:件数,千円)

	工種	ļ	具	市	前田丁	県・市	町合計
	<u> </u>	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
	河川	1,541	37,897,273	1,122	14,729,748	2,663	52,627,021
	海岸(港湾に 係るもの)	_	_	2	144,903	2	144,903
	砂防	507	13,620,793	1	1	507	13,620,793
各工	急傾斜	6	406,101	ı	ĺ	6	406,101
各工事別内	道路	490	10,361,106	1,680	16,135,561	2,170	26,496,667
訳	橋梁	3 213,150		60	3,382,653	63	3,595,803
	港湾	_	_	_	_		_
	下水道	3	534,568	41	819,148	44	1,353,716
	公園	_	_	25	301,392	25	301,392
	合計	2,550	63,032,991	2,930	35,513,405	5,480	98,546,396

(2) 過去の発生災害 (広島市を除く)

① **箇所数** (単位:件数)

年災	H21年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27年	H28 年	H29 年	H30 年
県	226	656	76	119	170	250	16	362	267	2,550
市町	253	745	111	176	148	218	28	408	275	2,930
合計	479	1,401	187	295	318	468	44	770	542	5,480

② 金額 (単位:千円)

年災	H21年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27年	H28 年	H29 年	H30 年
県	1,705,105	5,175,734	718,863	655,521	1,096,183	2,683,455	137,967	3,351,199	3,181,043	63,032,991
市町	894,749	4,216,335	456,961	644,336	621,293	1,028,694	162,285	2,519,470	1,881,903	35,513,405
合計	2,599,854	9,392,069	1,175,824	1,299,857	1,717,476	3,712,149	300,252	5,870,669	5,062,946	98,546,396

3 広島県の主要災害 (昭和20年以降)

発生 年月日																				
年月日	種	戾	象	-	人的被害	:			家屋被書	F			土木	被害		農地	被害	その	り他	備考
	崩	最大 風速	雨量	死者	負傷者	行方 不明	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑 流失	田畑 冠水	鉄道	船	
S20. 9.17	台風	m/s 30.2	mm 218.7	人 1,231	人 1,077	人 783	戸 2,185	戸 3,538	戸一	戸 24,193	戸 23,359	か所 1,303	か所 1,223	か所 1,103	か所	丁 3,857	丁 10,651	か所	隻	枕崎台風
S25. 9.14	11	28.1	144.4	1	1	-	66	403	_	4,592	23,505	174	141	29	_	34	3,595	1	23	キジヤ台風
S26.10.15	"	33.9	260.3	132	361	34	716	1,267	1,679	5,726	17,863	1,567	3,039	554	487	3,470	1,568	15	1,371	ルース台風
S28. 6. 4 ~ 6. 7	11	13.2	239.7	2	_	-	13	13	13	58	909	117	171	42	134	28	1,807	_	9	
S28. 7.16 ~ 7.22	梅雨	9.4	181.8	_	1	_	3	3	2	70	410	253	230	119	972	457	5,034	14	_	
S29. 9.13 ~ 9.14	台風	26.2	167.0	2	9	_	30	331	447	10,509	22,912	93	314	5	5	813	4,862	-	33	ジェーン台風
S35. 7. 7 ~ 7. 8	梅雨	8.9	144.2	18	27	_	39	48	88	763	8,081	267	645	164	495	865	11,162	16	_	
S39. 6.24 ~ 6.27	"	9.7	269.0	7	20	_	5	13	2	47	4,264	328	230	_	_	344	_	_	_	
S40. 6.18 ~ 6.21	"	5.7	291.0	17	28	_	33	82	53	4,353	34,741	1,077	397	85	_	154	_	39	_	
S42. 7. 7 ~ 7. 9	"	6.0	198.5	159	231	_	532	701	643	4,898	32,910	1,715	1,065	108	_	93	_	110	25	呉地区集中豪雨
S44. 6.28 ~ 7. 8	11	_	511.0	7	21	ı	23	37	133	595	10,237	827	924	13	317	44	6,371	8	ı	
S47. 7. 9 ~ 7.14	"	6.7	552.0	35	105	4	349	2,170	486	5,169	11,031	7,360	4,637	313	950	1	69カ新	189	1	三次 564mm
S47. 8.20 ~ 8.21	低気圧	9.5	206.0	2	9	-	16	19	60	512	4,950	8,703	5,696	332	1,220	7	14カ新	18	-	
S51. 9. 8 ∼ 9.13	台風 前線	21.5	457.0	16	29	_	29	35	123	321	6,353	3,219	2,828	22	_		81.56ha	40	_	
S54. 6.26 ~ 7. 2	梅雨	_	422.0	1	5	_	5	7	93	152	3,201	2,552	1,494	18	494		141ha	25	-	
S56. 6. 25 ~ 7. 4	11	_	618.0	4	11	-	2	5	55	22	902	1,823	1,570	4	2		652. 1ha	50	-	江田島町, 呉市 山崩れ
S58. 7.20 ~ 7.23	11	_	518.0	_	2	-	8	3	14	73	538	2,857	1,274	19	-		201ha	8	-	昭和58年7月豪雨
S60. 6.21 ~ 7. 6	11	_	1,080. 0	2	3	-	6	20	56	441	3,119	4,594	2,731	12	-	184 ha	14 ha	75	-	
S63. 7.20 ~ 7.21	11	_	276.0	14	11	-	38	20	15	72	459	304	219	7	59		29.39ha	21	33	
H 3. 9.27 ∼ 9.28	台風	36.0	182.0	6	49	_	50	442	22,661	3,005	9,162	23	160	2	3		38 か所	88	668	台風第 19 号
H 5. 6.28 ∼ 7. 5	梅雨	_	142.0	4	1	_	1	1	14	5	285	667	619	3	2		36.00ha	4	_	
H11. 6.24 ∼ 7. 3	11	_	446.0	31	59	1	101	68	300	1,284	2,763	1,767	963	18	_	2,638 か所		62	-	平成 11 年 6 月 29 日 梅雨前線豪雨
H11. 9.23 ∼ 9.24	台風	32.1	145.0	5	60	_	2	7	1,296	141	1,033	206	160	2	_	178 か所		66	_	台風 18 号
H13. 3.24	地震	_	_	1	193	_	49	344	33,609	_	_	53	704	8	_	-		_	_	平成 13 年芸予地震 マグニチュード 6.7 最大震度 6 弱
H16. 8.30 ∼8.31	台風	18.0	164.0	_	9	-	1	4	88	1,379	5,799	61	61	_	_		11.48ha	_	-	台風 16 号
H16.9.7 ∼9.8	"	33.3	154.0	5	142	ı	27	204	16,582	860	3,128	65	140	_	_	6.60ha		_	-	台風 18 号
H17.9.6 ∼9.7	"	19.3	346.0	_	13	_	7	75	135	240	1,741	469	275	6	_		55.36ha	_	_	台風 14 号
H18.7.14 ∼7.21	梅雨	-	175.0	_	=	=	=	I	3	4	100	465	209	_	=		90.82ha	3	=	梅雨前線豪雨
H18.9.16 ∼9.18	台風	21.5	259.0	1	7	1	4	8	37	76	419	462	214	9	_		88.25ha	_	-	台風 13 号
H21.7.19 ∼7.27	梅雨	=	187.5	1	4		3	=	17	29	271	274	167	1	-		13.16ha	11	=	梅雨前線豪雨
H22.7.11 ∼7.16	梅雨	=	516.0	5	6		19	35	72	254	1,407	831	413	3	-		82.87ha	39	=	梅雨前線豪雨
H26.8.19 ~8.21	低気圧		287.0	74	69	ı	179	217	190	1,086	3,097	395	162	_	1		15.94ha	-	-	
H30.7.5 ∼7.8	梅雨	=	676.0	133	146	5	1,157	3,618	2,155	3,165	5,837	2,823	6,279	158	1,970	1,2	45.63ha	362	7	梅雨前線豪雨

— 第12章 公共用地·土地収用 —



一般国道 375 号道路改良事業 (三次市)

1 公共用地の取得

(1) 必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには、道路・港湾等の 事業による交通体系の整備、治水・砂防等の事業による県土の保全、下水道・公園事業によ る住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには、公共 用地の取得等が不可欠である。

(2) 事務の概要

公共用地取得等の事務は、必要な事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では、土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、昭和 37 年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

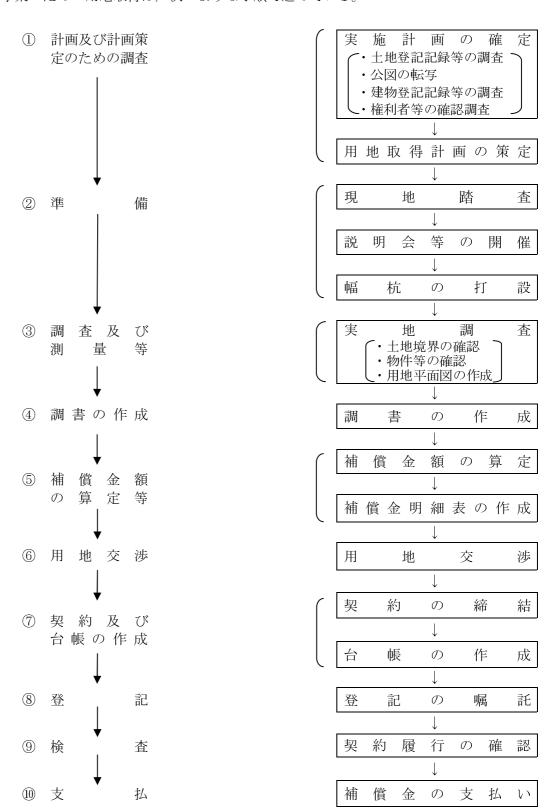
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

(3) 取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」(平成 18 年 3 月制定)を定め、事業効果の早期発現と 説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度 の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

(参考) 用地取得の手順

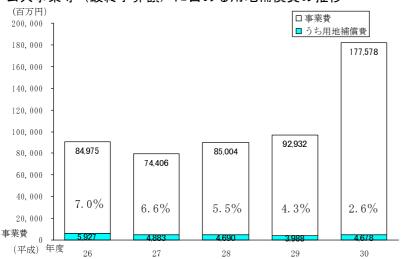
公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



2 公共事業における用地取得実績

		用 均	2	費 及	び	補	償	費	
年度	用地取得	用坩	也費			補	償 費	Ţ	計(千円)
	箇 所 数	取得面積 (m²)	金	領(千円)	物件件	数(建物)	(件)	金額(千円)	H1 (1 1 1)
H26	371	531, 40	6 1,	714, 199		69	4 (106)	4, 213, 563	5, 927, 762
H27	347	344, 36	5 1,	628, 586		65	1 (93)	3, 254, 901	4, 883, 487
H28	360	445, 38	4 1,	704, 323		54	6(81)	2, 986, 196	4, 690, 519
H29	326	320, 07	4 1,	324, 307		46	3 (57)	2, 664, 200	3, 988, 507
H30	311	269, 80	2 1,	089, 586		37	3 (89)	3, 588, 764	4, 678, 350

公共事業等(最終予算額)に占める用地補償費の推移



3 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が,事業が真に公共のためになるものであること等を確認 し,起業者に対して,土地を収用し,又は使用することができるという地位を付与する制度

○ 大臣が認定する事業 : 主に国又は都道府県等が起業者である事業

○ 知事が認定する事業 : 主に市町等が起業者である事業

平成30年度における事業認定

大臣認定(起業者:広島県) 該当事業なし

知事認定(起業者:市町等) 該当事業なし

(2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度 平成30年度における裁決申請実績なし

第13章 建設業=





- (上) 学生向け現場見学会
- (左) ひろしま建設フェア 2018
- (下) 建設業女性技術者交流会



1 建設産業の課題に対する取組

建設産業は、これまで県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の 経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、また、地域経済、特に中山間地域においては、 経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきた。

また、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、道路維持業務や除雪などといった社会資本の適正な維持管理の担い手としても活躍してきた。

さらに、大雨や地震などの災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な 対応を行ってきており、戦後最大級の被害をもたらした平成30年7月豪雨災害において、その重要 性が改めて認識されたところである。

しかしながら、建設産業は、厳しい経営環境に置かれており、かつて拡大を続けていた建設投資は、県内では平成3年度にピークを迎えた後に減少を続け、平成20年度以降はピーク時の5割を下回っています。

また,建設産業は,高齢化が進み,若年者等の入職者も少ないことから,技術者や技能労働者などの建設産業従事者が不足し,施工体制の弱体化などが懸念されている。

こうしたことから、県内においても、将来的には、地域によっては「社会資本整備の担い手」の 空白地帯が発生し、地域経済や県民の安心で安全な生活に支障が出ることが懸念されている。

本県では、「社会資本未来プラン」の関連計画として平成23年度に策定した「広島県建設産業ビジョン2011」及び「入札契約制度中期計画」の計画期間の満了に伴い、新たに「広島県建設産業ビジョン2016」を策定し、将来にわたって「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづけている状態」に向けて具体的な取組を実施していくこととしている。

(1) 建設業の担い手確保・育成の推進

平成30年度の建設業の担い手の確保・育成策については次のとおりである。

- ア 学生向け魅力発信・就職支援の取組
 - (ア) 土木系学生向け説明会

土木系高校等において、若手技術者との意見交換や工事現場見学を通じた説明会を 開催。

(イ) 高校生資格取得支援

2級土木施工管理技士資格取得支援の受験講座を開催。

(ウ) 女子学生と女性技術者との交流会

呉工業高等専門学校の女子学生を対象に、女性技術者との交流会を開催。

- イ 小中学生等向け魅力発信の取組
 - (ア)ひろしま建設フェア 2018

広島市内において、業界団体と連携した体験型イベントを開催。

(イ) 小中学校出前講座・現場見学会

公共事業や建設業のイメージアップや理解浸透のため、小中学校出前講座を開催。

(ウ) 図書館での建設業魅力発信展示

主に子供向けの資料の配布や展示,建設重機や土木構造物,建築物等の魅力に関する図書の巡回展示を,県立図書館で実施。

ウ 建設業における経営改善の取組

持続的経営に向けた取組支援のため経営者向けセミナーを開催。

これらの取組に加え、令和元年度については新たに、建設企業が一堂に会して各企業の紹介や建設産業の現在の姿を伝えるガイダンスの開催や、女子学生と建設業界で活躍する女性技術者が気軽に意見交換できる建設業女子カフェなどを計画している。

(2) 入札・契約制度の改善

令和元年度の建設工事等に係る入札・契約制度の主な改正については、次のとおりである。

- ア 「持続可能な建設産業」の実現に向けた週休2日モデル工事等に取り組みやすい環境の整備
- イ 若手技術者や技能労働者の確保・育成に向けた総合評価落札方式の評価方法等の見直し

2 建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和24年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上※の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

(※一定規模以上=1件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金1,500万円以上以は延べ面積150m²以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金500万円以上の工事) 各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位:者)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
知事許可業者	11, 560	11, 360	11, 332	11, 327	11, 413
県内大臣許可業者	257	260	271	268	271
合 計	11, 817	11,620	11, 603	11, 595	11, 684

年間許可申請処理件数(知事許可)

(単位:件)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規	517	482	510	510	393
業種追加	181	184	434	466	447
更 新	1, 203	2, 415	2, 583	2, 337	999
合 計	1, 901	3, 081	3, 527	3, 313	1, 839

事務所別建設業許可業者数及び建設業許可申請処理件数

(平成31年3月31日現在)

	区分		許可業者数	許可申請処理件数		
事務所別		知事許可業者	県内大臣許可業者	合 計	知事許可業者	県内大臣許可業者
西部建設事	賽務所	6, 481 (6, 408)	179 (177)	6,660 (6,585)	1,034 (1,836)	55 (53)
"	呉支所	815 (822)	13 (12)	828 (834)	149 (252)	3 (3)
"	東広島支所	731 (727)	15 (15)	746 (742)	141 (234)	2 (4)
東部建設事	賽務所	3, 025 (3, 007)	60 (60)	3, 085 (3, 067)	461 (873)	17 (30)
北部建設事	耳務所	361 (363)	4 (4)	365 (367)	54 (118)	2 (1)
合	19	11, 413 (11, 327)	271 (268)	11,684 (11,595)	1,839 (3,313)	79 (91)

- (注) 1 ()は、平成30年3月31日現在の数である。
 - 2 県内大臣許可申請処理件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理(経由)した件数である。

3 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業

力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

平成30年度の改正では、建設産業における社会保険の加入促進に向けた取組の一環として、社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化が図られることとなった。また、地域力の強化の観点から、防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大及び建設機械の保有状況の加点方法の見直しが行われた。なお、平成30年度における審査件数は、次のとおりである。

経営事項審査件数

(平成31年3月31日 現在)

事務所別	区分	知事許可業者	大臣許可業者
西部建設事務	所	1, 267	103
11	呉支所	310	10
"	東広島支所	257	9
東部建設事務	所	954	46
北部建設事務	所	156	4
合	計	2, 944	177

⁽注)大臣許可業者審査件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務 として処理(経由)した件数である。

4 入札参加資格審查

県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、平成29・30年度分については、平成28年11月に受付を行い、平成29年5月、7月、10月及び平成30年2月、5月、9月に追加の受付を行った。なお、令和元・2年度分については、平成30年11月に受付を行っており、令和元年6月1日から有効となる。資格認定は、各業者の経営事項審査結果(客観的事項)と県工事成績、県の指名除外等の状況(主観的事項)を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに3~4の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者についても、建設工事等と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高や技術者の状況等(客観的事項)と県の指名除外等の状況(主観的事項)を総合して行っており、その他業務を除き分野ごとに3つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。

平成31年3月31日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況

(平成31年3月31日 現在)

	j	八札参加資格認定	者数
	建設	コンサルタント等	
	知事許可業者	大臣許可業者	コンリルグン下寺
県 内	2, 154	144	366
県 外	64	609	447
合 計	2, 218	753	813

⁽注)「県内」、「県外」については、建設工事等は主たる営業所、コンサルタント等は登記簿上の本店の所在地により区分している。

5 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理 に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、平成30年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数

(単位:件)

年 度	手	続	前 年 度 繰越件数 (A)	当 年 度 申請件数 (B)	当 年 度 取扱件数 (A+B)	当 年 度 終了件数 (C)	未 処 理 件 数 (A+B-C)	審理開催 回 数
	あっせん		0	0	0	0	0	0
	調	停	0	1	1	1	0	3
平成 30	仲	裁	1	0	1	1	0	1
	合	計	1	1	2	2	0	4

6 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。(平成30年度:1件)

7 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者(浄化槽工事業者という。)は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で 浄化槽工事業を営む者(特例浄化槽工事業者という。)は、登録にかえて届出が義務付けられた。 なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移

(単位:者)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	県内	92	83	82	85	79
浄化槽工事業者	県外	1	1	1	1	1
	合計	93	84	83	86	80
	県内	679	682	665	669	629
特例浄化槽工事業者	県外	91	92	91	96	81
	合計	770	774	756	765	710

8 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が平成12年5月に制定され、平成13年5月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者(建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業及び解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。)は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業の登録業者数の推移は、次のとおりである。

解体工事業の登録業者数

(単位:者)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
県 内	117	137	147	154	180
県 外	7	7	6	7	7
合 計	124	144	153	161	187

9 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査(毎月1回)及び建設工事施工統計調査(年1回)を実施している。

【参考資料】

1 令和元年度土木建築局関係事業負担率表

【平成30年度以前の債務負担行為の歳出化については、その年度の負担率を適用】

(1) 道路事業

事	業		名	区分		負担区分	
जर 				<u></u>	玉	県	地 元
		一次	一般下記以外		5. 5/10 《5. 0/10, 5. 5/10》 {4. 5/10}	4. 5/10 《5. 0/10, 4. 5/10》 {5. 5/10}	
国		→ v/m	か も の		5. 5/10 (5. 0/10, 5. 5/10) (4. 5/10)	4. 5/10 (5. 0/10, 4. 5/10) (5. 5/10)	
道	道	3	都市計画決定 斉で4車線以 上 の も の		1/2 《5.5/10》 {4.5/10}	1/2 《4.5/10》 {5.5/10}	_
路改	Æ	水			3/4, 2/3, 6/10	1/4, 1/3, 4/10	_
改 良		離	島	補助	2/3 《6/10》	1/3 《4/10》	_
良費		-	般		1/2 (5. 5/10) 《5. 0/10, 5. 5/10》 {4. 5/10}	1/2(4.5/10) ((5.0/10, 4.5/10)) (5.5/10)	_
	地 方	水	特		3/4, 2/3, 6/10, 5.5/10	1/4, 1/3, 4/10, 4.5/10	_
	道	離	島		5. 5/10(6/10)[2/3] 《6/10》	4. 5/10 (4/10) [1/3] 《4/10》	_
		半島			5.5/10	4. 5/10	_
特	国 冼	_	般		15/30	13/30	2/30
殊 改	国道	離	島	油田	15/30	14/30	1/30
良	叶十米	_	般	補助	15/30	13/30	2/30
費	地方道	離	島		15/30	14/30	1/30
自転車道	重整 備費	地	方 道	補助	1/2	1/2	_
東雪害	防止費	国道・	地方道	補助	6/10	4/10	_
坊 訇	費	国道・	地方道	補助	6/10	4/10	_
坐 n/z ((()	レアナア人 典	国	道	나마 소나	1/2 《1/2》	1/2 《1/2》	_
旦龄火青	§防除費	地	方 道	補助	1/2 《5.5/10》	1/2 《4.5/10》	_
余 雪	雪 費	作業	• 機 械	補助	2/3 《2/3》	1/3 《1/3》	_
大语力!	\ +/- =n. #4.	_	般	华田	1/2 《5.5/10》	1/2 《4.5/10》	_
文 迪 女 3	è施設費	離	島	補助	1/2 ((6/10))	1/2 ((4/10))	_
無電柱化排	推進事業費	国道・	地方道	補助	1/2	1/2	_
喬 梁 衤	非修費	国	道	補助	1/2	1/2	_
交 通	安 全	施	設 費	単独	=	10/10	_
道 B	各 改	良	費	単独	_	9/10	1/10
道 超	各 舗	装	費	単独	_	9/10	1/10
喬	梁 架	換	: 費	単独	_	14/15	1/15
直	高速自動	車国道	達設費		3/4	1/4	
轄 国	新 設	•	改築		2/3 【7/10】	1/3 【3/10】	
道 改	六番かり	_	種		2/3	1/3	_
修	交通安全	<u>-</u>	種	直轄	1/2	1/2	_
費 等	沿道環境	改	築		2/3	1/3	_
負 担	電 線	共	同溝		1/2	1/2	_
担 金	災		害		2/3	1/3	_

注)道路事業の()は、地域高規格道路及び基幹道について適用する。[]は、離島架橋について適用する。 《 》は、広域連携事業を除く交付金事業について適用する。

^{ } は、交付金事業のうち広域連携事業について適用する。 【 】は、高規格幹線道路について適用する。

(2)河川事業

(4) 州川寺:		ロハ		負 担 区 分	
事	*************************************	区分	玉	県	地 元
	広 域 河 川 改 修	補助	1/2	1/2	_
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	_
改修費	特 定 構 造 物 改 築	補助	1/2	1/2	<u> </u>
	住宅市街地基盤整備	補助	1/2	1/2	
都市小河川改修費	都市基盤河川改修 市 町 施 行	補助	1/3	1/3	1/3
	河川指定地域	補助	1/2	1/2	
	統合浄化一般地域	補助	1/3	2/3	_
河 川 環 境 整 備 費	一一 一 一 一 一 一 一 一 一	補助	1/3	2/3	
	推進市町施行	補助	1/3	1/3	1/3
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	_
高潮対策費		補助	1/2	1/2	_
流域治水対策 事 業	流域治水対策事業	補助	1/2	1/2	-
河川工作物対策事業費	応 急 対 策 事 業	補助	1/2	1/2	_
河 川 情 報 基 盤 緊急整備事業費			1/2	1/2	
宅地等水防対 策 事 業 費	土地利用一体型水防災	補助	1/2	1/2	_
河川災害後	夏旧等関連緊急事業費	補助	1/2	1/2	_
河川災害関連	災害復旧助成	補助	1/2	1/2	_
事 業 費	災 害 関 連	補助	1/2	1/2	_
河川等災	害特定関連事業費	補助	1/2	1/2	_
河川等災害	手関連特別対策事業費	補助	4/10	6/10	_
河川 総合開発	河川総合開発	補助	1/2	1/2	-
事 業 費	治水ダム建設	補助	1/2	1/2	_
	ダム施設改良	補助	1/2	1/2	_
堰 堤 改 良 事 業 費	堰堤改良	補助	1/3	2/3	_
事 業 費	2 3	補助	4/10	6/10	_
	総合流域防災 情報 基盤	補助	1/2	1/2	_
河 川	改 良 費	単独	_	10/10	
	改修 大規模 その他		7/10	3/10	_
直 轄			2/3	1/3	-
平5 河 川	建設改修・その他		2/3	1/3	
改	ダム		7/10	3/10	_
改 修 費 等	特 定 構 造 物 河 川 工 作 物	直轄	2/3	1/3	_
等 負 担 金	都 市 水 環 境 整 備 河 川 調 査 行 政 管 理		1/2	1/2	=
	災 害		5.5/10	4.5/10	
注) 「補助· i	14年 開が「浦助」の事業は	+ / L A	+ ** * ◇ *		

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(3)砂防事業

事 業 名	マハ	,	負 担 区 タ	}
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	区分	玉	県	地 元
通 常 砂 防 費 通 常 ・ (個別・総合流域防災) 住 宅 関 連	補助	1/2	1/2	
離島振興事業(総合流域防災)	補助	1/2	1/2	
地すべり対策事業渓流	補助	1/2	1/2	
(個別・総合流域防災) ― 般	冊叨	1/2	1/2	
大規模斜面 公共施設 緊急 改築		9. 5/20	9.5/20	1/20
急傾斜地崩壊 対策事業費 をの他	補助	4. 5/10	4.5/10	1/10
(個別・総合流域 一 般 繁 急 改 築	間切	4. 5/10	4.5/10	1/10
防災) 一般 その他		2/5	2/5	1/5
通常砂防事業(情報基盤)	補助	1/2	1/2	
地すべり対策事業(情報基盤)	補助	1/2	1/2	=
急傾斜地崩壊対策事業(情報基盤)	補助	1/2	1/2	
砂防基礎調查費(総合流域防災)	補助	1/3	2/3	
急傾斜地基礎調査費(総合流域防災)	補助	1/3	2/3	
地すべり基礎調査費(総合流域防災)	補助	1/3	2/3	
災害関連緊急砂防事業費	補助	2/3	1/3	_
災害関連緊急 渓 流地すべり対策	補助	2/3	1/3	
事業費一般	11111-1971	1/2	1/2	
公共施設 大規模斜面		9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20 (1/40)
災害関連緊急 急傾斜地崩壊 を の 他	補助	4. 5/10 (9. 5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10 (1/20)
対策事業費 大規模斜面	1111-59	4. 5/10 (9. 5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10 (1/20)
その他		2/5 (4.5/10)	2/5 (4. 5/10)	1/5 (1/10)
公共施設大規模斜面		9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20 (1/40)
災害関連急関 傾斜崩壊対策 で の 他	補助	4. 5/10 (9. 5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10 (1/20)
特別事業費大規模斜面	1111.73	4. 5/10 (9. 5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10 (1/20)
その他		2/5 (4.5/10)	2/5 (4. 5/10)	1/5 (1/10)
砂防激甚災害対策特別緊急事業費	補助	5.5/10	4.5/10	_
雪崩対策事業費 (総合流域防災)	補助	1/2	1/2	_
特 定 緊 急 砂 防 事 業 費	補助	1/2	1/2	_
特定緊急地すべり対策事業費	補助	1/2	1/2	_
通 常 砂 防 費	単独	_	10/10	_
地すべり対策事業	単独	_	10/10	_
通常事業・緊急改築事業		_	1/2	1/2
急 傾 斜 地 _{災害関連} _政 令 市 崩 壊 対 策 地域防災	単独	_	5/10	5/10
事業費がけ崩れ不交付団体		_	6. 25/10	3.75/10
対策事業 その他		_	7.5/10	2.5/10
直轄砂防事業	直轄	2/3	1/3	_

注)砂防事業の()は、崩壊により家屋が半壊以上の被害があるものについて適用 地域防災がけ崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用 注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(4)海岸事業

マノ海汁学	*								
	事	業	名			区分		負 担 区 ½ ┃ 県	分 ┃ 地 元
		_			般		5/10	4/10	1/10
高潮 対策	r 中 米	離			島	745 BT	11/20	8/20	1/20
高潮 対策	事 業	老朽化	対策 緊急	į (—	般)	補助	5/10	4/10	1/10
		老朽化	対策 緊急	魚(離	島)		11/20	8/20	1/20
	/ 供 東 光	_			般	補助	10/30	17/30	3/30
事岸環境整	加尹耒	離			島	冊切	10/30	18.5/30	1.5/30
			広	島	港		2/5	5/10	1/10
き湾海岸 R 全施設 F 業	高 潮	,	と そ	の	他	先出	1/2	4/10	1/10
下 至 旭 段		離			島	補助	11/20	8/20	1/20
	老朽	i 化	対 策	緊	急		5/10	4/10	1/10
港 湾 環 境 整 備	海岸	_			般	先出	1/3	17/30	3/30
景境整備	事 業	離			島	補助	1/3	18.5/30	1.5/30
港 湾	海岸	_			般	先出	5/10	5/10	_
害 関 連	車 事業	離			島	補助	11/20	9/20	_
直 轄 海	岸保	全 施 設	整備	費負	担 金	直轄	2/3	1/3	_

(5)港湾事業

*	지도 <i>Ի</i>	$\rightarrow \wedge$	Ę.	担 区分	`
事	業名	区分	国	県	地 元
国際拠点	-5.5 m 以下の小型係留施設関連	補助	4/10	3.5/10	2.5/10
· 重 要	そ の 他	JIII +93	5/10	2.5/10	2.5/10
进: 3本 34 14	一般		4/10	3.5/10	2.5/10
港湾改修事 業地 方	離 自	補助	8/10	2/10	_
, ,,,	(希留・臨港交通施設)	1H1+93	6/10	3/10	1/10
局部改良	一般		1/3	5/12	3/12
内的坟区	離島	補助	5/10	9/20	1/20
	緑地一般上物		5/10	1/4	1/4
			1/3	5/12	3/12
港 湾 環 境 整 備 事 業	廃 棄 物 産業廃棄物(一般廃棄物) 埋 立 護 岸 浚 渫 土 ・ 建 設 残 土	補助	2.5/10	2/4	1/4
	海域環境創造		5/10	2.5/10	2.5/10
	沈 廃 船 処 理		1/3	2/3	_
効 果	促 進 事 業	補助	5/10	2.5/10	2.5/10
港湾補修事業	一般	補助	1/3	2/3	_
16 16 11 16 17 未	離島	1冊193	5/10	5/10	
長寿命化計画	一般	補助	1/3	2/3	_
策定事業	離島	1冊193	1/3	2/3	
	一般	補助	4/10	3.5/10	2.5/10
地方創生港整備推進交 付	離島を表現しております。	補助	8/10	2/10	-
	(希留・臨港交通施設) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語	補助	6/10	3/10	1/10
港湾	改 良 事 業	単独	_	2/3	1/3
港湾災	害 関 連 事 業	補助	5/10	5/10	_
直 轄 港 湾		直轄	5.5/10	4.5/10	_
改修費等負担金	航 路	1旦.押7	2/3	1/3	_

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6) 漁港事業

(6)漁港事業							
事	業名		区分		負担区分		
-	1	二種		国	県	地元	
	本			5/10	3/10	2/10	
水産流通基盤整備事業	土	三 外かく 水域施設 種 はい窓輸送用地		5/10	3/10	2/10	
水産物供給基盤機能保全事業 漁 港 施 設 機 能 強 化 事 業		一一のい宙制を用地	補助	5/10	2.5/10	2.5/10	
水産生産基盤整備事業漁港機能増進事業		外かく 水域施設		8/10	2/10	_	
<i>杰 尼 </i> 城 肥 相 连 争 未	島	けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送,用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
	漁港	集落排水施設設備を除く		(間接補助) 5/10		5/10	
漁 業 集 落 環 境 整 備 事 業	<u> </u>	漁業集落排水 施設整備 <u>水道事業債として起債充</u> <u>当される施設</u>	補助	(間接補助) 5/10	(県費補助) 0.1/10 (交付金) 0.9/10	4. 0/10	
	地 方 î 推	創生汚水処理施設整備 進 交 付 金		(直接補助) 5/10	(交付金) 1/10	4.0/10	
	本	— 般	+ + □+	5/10	3/10	2/10	
漁港環境整備事業	土	市町補助	補助	(間接補助) 1/2	_	1/2	
に だっぱり 現り 発り	離	— 般	+ + -+	5/10	4/10	1/10	
	島	市町補助	補助	(間接補助) 1/2	_	1/2	
漁港海岸保全施設整備事業		— 般		5/10	4/10	1/10	
(高潮)		離島		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港海岸保全施設整備事業		— 般	補助	5/10	4/10	1/10	
(老 朽 化)		離島	田功」	5.5/10	4/10	0.5/10	
漁 港 海 岸 環 境 整 備 事 業	環境	— 般		10/30	17/30	3/30	
点 它 再 开 场 况 正 偏 爭 未	整備	離島		10/30	18.5/30	1.5/30	
		本 土		5/10	3/10	2/10	
地方創生港整備推進		外かく 水域施設	補助	8/10	2/10	_	
交 付 金 事 業 	離島	けい留	1.43 T-503	6/10	3/10	1/10	
		輸送,用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港改良事業			単独	_	2/3	1/3	
市 町 事 業 指 導 監 督 費				1/2	1/2	_	
<u>ローソーニー ロース</u> 災 害 復 旧		一 般	補助	0.667	0. 333	_	
事 業		離 島		0.8	0. 2	_	
単 県 災 害 復 旧 事 業			単独	_	10/10	_	
		東業は なける東業を今ま					

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(7)都市計画事業

事業	名 区分		負 担 区 分	
事 未		玉	県	地 元
公共団体土地区画整		力 1/2(5.5/10)	_	1/2(4.5/10)
道路改	[築 <u>一種</u> 二種	16. 5/30	11.5/30	2/30
連続立	፲体交差	16.5/30	9.5/30 (11.5/30)	4/30 (2/30)
公共了交通結	整備 却・改良 と通支援 節点改善	16. 5/30	11.5/30	2/30
無 電 t	主化推進 業 単羽	<u> </u>	9/10(26/30)	1/10(4/30)
THE 4th X	をび補償 神	1 /0	2/3	—
都市公園事業施	とび補償 補野	1/2	1/2	_
都 市 公 園	事 業 単額		10/10	_
直轄公園整備費 負 担 金	設直軸	書 2/3	1/3	_
流域下水道事業処	理場補具		1/6 1.5/6	1/6 1.5/6
公共関連単独流域下力	渠 等 〈 道 事 業 単犭	3/6	1.5/6	1.5/6
都市再生土地区画整	(道事業 単系理事業 補助)		1/2	$\frac{1/2}{1/2(2/3)}$
市町都市計画事業指導			_	1/2(2/3) —
組合土地区画整理	事業費補具		1/2(4.	5/10)
組合土地区画整理貸作	事業費貸			/2
宅 地 耐 震 化 推 進	事 業 補具	h 1/2	1,	/2

(8) 市街地再開発事業

事業	; A	区公		負 担 区 分	
ず 未	1	区刀	玉	県	地 元
	組合等施行		2/6	1/6	市 町:1/6 組合等:2/6
市街地再開発事業費	個 人 施 行	補助	2/6	1/6	市 町:1/6 施行者:2/6
	指導 監督		10/10		_

(9) 住宅事業

事	業	名	区分		負担区分	
7	未	11	区の	玉	県	地 元
住 宅	建設	事 業	補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	_
住 宅 指 導		事 事 務 費	補助	10/10	ı	_
住 宅 市	街地総導監督			10/10	ı	_
住 宅 市 業 指	街地基導監督	盤 整 備 事 務 費	補助	10/10	-	_
住宅・建	基築物 耐震	改修事業	補助	1/2(1/3)	1/2((2/3)
住宅・建築	奥物アスベス	スト改修事業		1/2	ı	1/2
7	接等危険住		補助	2/4	1/4	1/4
	近 接 等 £ 業 指 導 監	危 険 住 宅 督 事 務 費	補助	10/10		_
狭あい道	直路整備等	存促 進 事 業	補助	1/2	_	1/2

(10) 災害復旧事業

事	業	Þ.	区分		負 担 区 分	
7	未	11	区力	玉	県	地 元
	_	般	補助	0.667	0.333	_
災害復旧事	業費離	島	冊均	0.8	0.2	_
		_	単独	_	10/10	_
市町指	算 監 督	事務費	補助	10/10	_	_
査 定 設	計	髮 託 費	補助	1/2	1/2	_

(11) 空港事業

事	業	夕.	区分			7
7	未	71	区の	玉	県	地 元
直轄空港	建設費	負 担 金	直轄	2/3	$1/3 \times 8/10$	$1/3 \times 2/10$
広島へリ	ポート虫	医備 事業	補助	1/3	1/3	1/3
広島へリ	ポート虫	き 備 事 業	単独	П	1/2	1/2
注)「補助・	単独」欄が	「補助」の事	業は,	交付金事業を含む。		

2 土木建築局の事務・権限移譲について

市町が住民に身近な事務を自己完結的に処理できるよう、事務・権限の移譲を、市町と協議のうえ、順次行っている。

事務事業移譲項目一覧表 (土木建築局関係抜粋)

事份事業物廠領目 見4	、 (工个建案用) 其序级件)			
項目	事 務 内 容	移譲対象市町		
採石業に関する事務	採取計画の認可,災害防止緊急措置命令等	三次市 外15市町		
砂利採取業に関する事務	採取計画の認可,災害防止緊急措置命令等	三次市 外 15 市町		
開発行為等の規制	開発行為の許可,開発許可に係る建築制限等	三次市 外5市		
宅地造成等の規制	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可等	三次市 外5市		
優良宅地造成の認定	優良住宅造成の認定,証明,証明書交付	三次市 外5市		
土地区画整理事業	事業を施行する個人、組合等の事業計画等の認可、変更認可等	竹原市 外 12 市町		
市街地再開発事業	個人施行者の施行の認可,組合の設立認可,事業計画の変更等	呉市 外 15 市町		
都市緑地保全	特別緑地保全地区における標識の設置、行為の制限等			
屋外広告物	広告物の表示・設置の許可,更新許可,変更許可等(国県道の占用に係るも の)	三次市 外 19 市町		
建築確認	建築物の建築等に関する確認検査、許可等			
	浄化槽設置等の届出受理,変更命令等			
	住宅金融公庫資金貸付けに係る住宅等の工事審査	 三次市 外 7 市		
建築確認関連事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査、助言、勧告、命令			
	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告			
	優良住宅の申請受理、審査、認定			
学····································	地域内で完結する県道の管理	三次市		
道路・街路の整備,維持 修繕	県道(国道に準ずるものを除く)に係る維持修繕	竹原市 外 16 市町		
	県道に係る単県道路事業(国補と関連したもの等を除く。)	江田島市 外15市町		
	地域的に利用される地方港湾・漁港の占用許可等法令に基づく管理			
港湾・漁港の整備,維持	地域的に利用される地方港湾・漁港の維持修繕	大竹市,東広島市, 江田島市		
及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の施設整備			
	地域的に利用される地方港湾・漁港の災害復旧			
河川の整備,維持管理	市町の区域内で水系が完結する2級河川の維持修繕	江田島市 外7市町		
何/川沙崖/腢,雁时日生	市町の区域内で水系が完結する2級河川の河川改良等の工事実施	江田島市 外6市町		
砂防,急傾斜,地すべり	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理			
	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	広島市 外 19 市町		
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全区域における占用許可,工事原因者への工事命令等法令に基づく管理			
港湾海岸・漁港海岸の整	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の維持修繕	大竹市,東広島市,		
備、維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の施設整備	江田島市		
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧			
	海岸保全区域に係る占用許可,工事原因者への工事命令等法令に基づく管理			
独和处山。 	海岸保全区域に係る占用許可等日常的管理			
建設海岸の整備,維持及 び管理	海岸保全区域内の海岸保全施設の維持修繕	三原市, 大崎上島町		
	海岸保全区域内の海岸保全施設の施設整備			
	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧			
一般公共海岸の管理	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理			

⁽注) □ については、法改正・管理者変更等が必要なもの。

3 土木建築局関係行政委員会等

(1) 行政委員会

名 称 広島県収用委員会

任 務 公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁

決等を行う。

根 拠 法 土地収用法

構成等 委員7人及び予備委員で構成し、任命については県議会の同意を要する。

所 管 課 土木建築局 土木建築総務課

(2) 附属機関

① 名 称 広島県公共事業評価監視委員会

任 務 知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。

根 拠 法 広島県附属機関設置条例

構成等 公共事業の事業評価に関し識見を有する者6人以内で構成

所 管 課 土木建築局 土木建築総務課

② 名 称 広島県建設工事紛争審査会

任 務 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあっせん,調停及び仲裁を 行う。このうち審査会の行った仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する。

根 拠 法 建設業法

構成等 人格高潔、識見の高い者(委員15人以内及び特別委員)で構成

所 管 課 土木建築局 土木建築総務課

③ 名 称 広島県漁業補償調停委員会

任 務 漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り、公共性の高い事業の円滑な推進 と漁業従事者の生活再建に寄与する。

根 拠 法 広島県漁業補償調停委員会設置条例

構 成 等 学識経験を有する者7人以内で構成

所 管 課 土木建築局 土木建築総務課

④ 名 称 広島県公共工事入札監視委員会

任 務 県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議する ことにより、入札・契約過程及び内容について、その透明性を確保する。

根 拠 法 広島県公共工事入札監視委員会設置条例

構成等 学識経験を有する者5人以内で構成

所 管 課 土木建築局 建設産業課

⑤ 名 称 広島県土地収用事業認定審議会

任 務 知事が事業認定に関する処分を行うとき、知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し、意見を述べる。

根 拠 法 土地収用法

構成等 学識経験を有する者7人以内で構成

所 管 課 土木建築局 用地課

⑥ 名 称 広島県水防協議会

任 務 広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し、及び関係機 関に対する意見陳述を行う。

根 拠 法 水防法

構 成 等 会長1人並びに関係行政機関の職員、水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員15人で構成

所 管 課 土木建築局 道路河川管理課

(7) 名 称 広島県海域利用審査会

任 務 海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また、海域の使用について知事が許可するに際し、知事の諮問に応じ、意見答申する。

根 拠 法 広島の海の管理に関する条例

構 成 等 学識経験を有する者 10 人以内で構成

所 管 課 土木建築局 港湾振興課

⑧ 名 称 広島県広島港地方港湾審議会

任 務 広島港に関する重要事項の調査審議を行う。

根 拠 法 港湾法

構 成 等 学識経験のある者,港湾関係者,県議会及び関係市町議会の議員,国の関係行政 機関の職員,県及び関係市町の職員計30人以内で構成

所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

⑨ 名 称 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会

任 務 尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。

根 拠 法 港湾法

構 成 等 学識経験のある者,港湾関係者,県議会及び関係市町議会の議員,国の関係行政機関の職員,県及び関係市町の職員計25人以内で構成

所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

⑩ 名 称 広島県福山港地方港湾審議会

任 務 福山港に関する重要事項の調査審議を行う。

根 拠 法 港湾法

構成等 学識経験のある者,港湾関係者,県議会及び関係市町議会の議員,国の関係行政機関の職員,県及び関係市町の職員計20人以内で構成

所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

⑪ 名 称 広島県都市計画審議会

任 務 都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審 議し、また関係行政機関に建議する。

根 拠 法 都市計画法

構 成 等 学識経験者,関係行政機関の職員,市町長の代表者,県議会議員,市町議会の議 長の代表者をもって30人以内で構成

所 管 課 土木建築局 都市計画課

迎 名 称 広島県屋外広告物審議会

任 務 知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。

根 拠 法 広島県屋外広告物条例

構 成 等 県関係吏員,県商工会議所連合会関係者,県観光連盟関係者,屋外広告物の広告 業者,学識経験者をもって13人以内で構成

所 管 課 土木建築局 都市計画課

⑬ 名 称 広島県開発審査会

任 務 開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対す る裁決及び市街化調整区域における開発行為等で、知事が諮問した事項について 審議する。

根 拠 法 都市計画法

構成等 法律,経済,都市計画,建築,公衆衛生又は行政に関し,すぐれた経験と知識を 有する者7人で構成

所 管 課 土木建築局 都市計画課

⑭ 名 称 広島県建築審査会

任 務 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決,並びに特 定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。

根 拠 法 建築基準法

構成等 法律,経済,建築,都市計画,公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの7人 で構成

所 管 課 土木建築局 建築課

(I) 名 称 広島県建築士審査会

任 務 建築士法の規定に基づき、二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどると ともに、知事が行う処分のうち一定のものについての同意等同法によりその権限 に属させられた事項を処理する。

根 拠 法 建築士法

構成等 建築士又は学識経験者をもって8人で構成

所 管 課 土木建築局 建築課

(16) 名 称 広島県県営住宅管理等審議会

任 務 知事の諮問に応じ、県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備 及び管理に関する重要事項を調査審議する。

根 拠 法 広島県県営住宅設置,整備及び管理条例

構 成 等 県市町関係吏員、学識経験者、公益代表者若干名で構成

所 管 課 土木建築局 住宅課

⑪ 名 称 広島県建築設計者選定委員会

任 務 知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案 の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査をする。

根 拠 法 広島県附属機関設置条例

構成等 広島県職員,関係行政機関の職員,学識経験する者をもって30人以内で構成

所 管 課 土木建築局 営繕課

任 務 知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する 事項について調査審議する。

根 拠 法 広島県附属機関設置条例

構成等 広島県職員,空港アクセス及び空港運営に関する専門的知識を有する者をもって5 人以内で構成

所 管 課 土木建築局 空港振興課

(3) 県が資本金の四分の一以上を出資している法人(平成31年4月1日現在)

法人の名称	広島県土地開発公社	所 管 課	土木建築局用地課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和48年3月31日

基本財産等の額	30, 000千円	うち県出資額	30, 000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

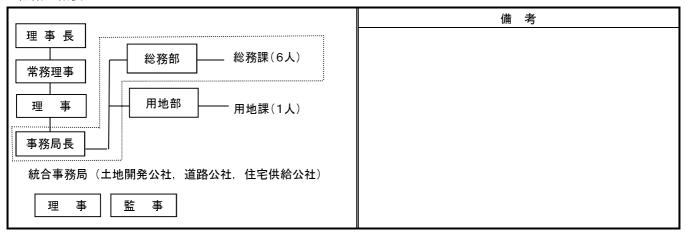
設立目的	公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与す
	న 。
	1 公有地取得事業
業務概要	2 土地造成事業
	3 附带等事業

役・職員の状況

区分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備考	
常勤役員数	4人	0人	4 人	0人		
非常勤役員数	6人	4 人	0人	2人		
常勤職員数	9人	3人	0人	6人		

役	職	氏	名	県職員である者	備考
理事	長	伊達	英一		常勤
常務	理事	山田	耕造		常勤
理	事	上村	守		常勤
理	事	仁田	充俊		常勤
理	事	谷村	武士		
理	事	齋藤	博之	土木建築局長	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	佐伯 安史	商工労働局長	
理 事	坂井 浩明	企業局長	
監 事	金光 義雅	会計管理者	
監 事	水谷 泰之		



法人の名称	広島県道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所在地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和56年3月30日

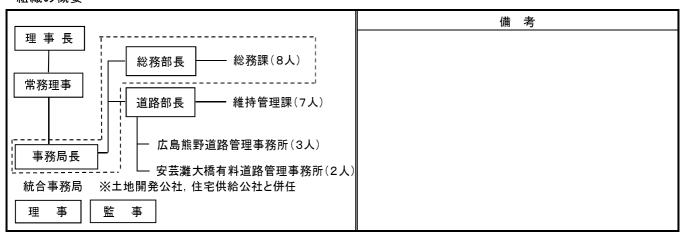
基本財産等の額		6, 325, 000千円	うち県出資額	6, 325, 000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし					

設立目的	有料道路の新設。	維持修繕その他の管理を総合的、効率的に行うことにより幹線道路の整備を促進して交
敌立日的	通の円滑化を図り,	もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業務概要	有料道路の新設.	改築、維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。
未伤似女	有科坦岭(2)新設,	改築、維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。

					<u></u>	
区分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備考	
常勤役員数	4 人	0人	4人	0人		
非常勤役員数	4 人	2人	0人	2人		
常勤職員数	23人	9人	7人	7人		

役職	氏 名	県職員である者	備考
理事長	伊達英一		常勤
常務理事	山田耕造		常勤
常務理事	上 村 守		常勤
常務理事	仁 田 充 俊		常勤
理事	齋 藤 博 之	土木建築局長	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	加藤浩明		
監事	金 光 義 雅	会計管理者	
監事	水谷泰之		



法人の名称	広島高速道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所 在 地	広島市東区温品一丁目8番23号	設立登記	平成9年6月3日

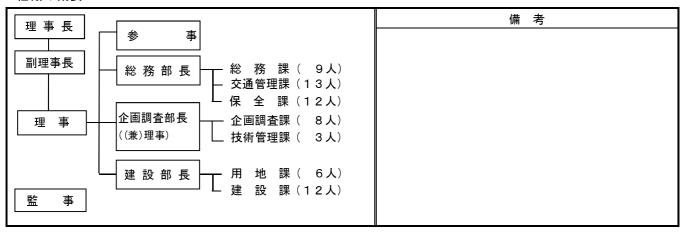
基本財産等の額	84, 579, 600千円	うち県出資額	42, 289, 800千円	県出資比率	50%
県以外の出資者	広島市(42, 289, 800千F	円, 50%)			

設 立目 的	広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定 都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域
	の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄
	与することを目的とする。
	1 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指
	定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理。
	2 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社(以下「国等」という。)の委託に
	基づく指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理。
業務概要	3 指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の建設及び管理。
未伤似女	4 国等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究。
	5 指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、
	倉庫等の建設及び管理。
	6 委託に基づき、指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる
	事務所等の建設及び管理。

					備考	
区分	役職員数	県職員	元県職員	その他		
常勤役員数	3人	1人	1人	1人		
非常勤役員数	2人	1人	0人	1人		
常勤職員数	66人	18人	1人	47人		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理事長	石岡 輝久		常勤
副理事長	向井 隆一		常勤
理 事	貞任 俊典	土木建築局付(部長)	常勤

役	職	氏 名	県職員である者	備考
監	事	金光 義雅	会計管理者	
監	事	長 敏伸		



法人の名称 広島県住宅供給公社		所 管 課	土木建築局住宅課
所 在 地 広島市中区大手町二丁目 1 1 番 1 5 号		設立登記	昭和41年3月31日

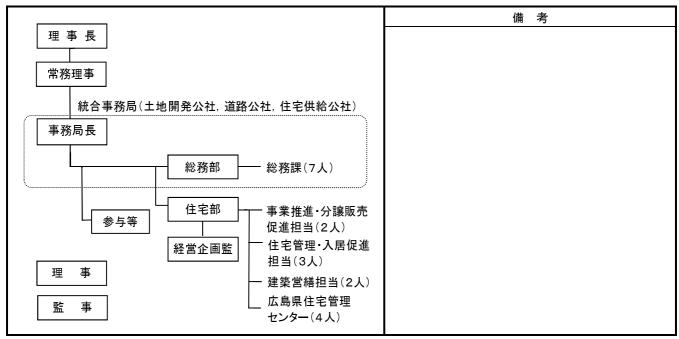
基本財産等の額	10, 000千円	うち県出資額	8, 300千円	県出資比率	83%
県以外の出資者	広島市(700千円), 呉市(5	00千円),福山市(250千円),三原市(150=	千円), 尾道市(10	o千円)

設立目的	県民の住生活の安定を図るため、住宅の建設、経営及び賃貸管理を行う。
	1 住宅の建設,賃貸,管理及び譲渡
業務概要	2 宅地の賃貸, 管理及び譲渡
	3 民間賃貸住宅の管理

					備考	
区分	役職員数	県職員	元県職員	その他		
常勤役員数	4人	0人	4 人	0人		
非常勤役員数	7人	3人	1人	3人		
常勤職員数	25人	4人	4人	17人		

役職	氏 名	県職員である者	備考
理事長	伊達英一		常勤
常務理事	山田耕造		常勤
常務理事	上村 守		常勤
常務理事	仁田 充俊		常勤
理 事	福知基弘		
理事	齋 藤 博 之	土木建築局長	

役 職	į	氏	名	県職員である者	備考
理	事	友 道	康 仁	都市建築技術審 議官	
理	事	胡麻田	泰江		
理	事 	亀本	尚英		
監	事 	金 光	義 雅	会計管理者	
監	事 -	Ę	敏 伸		



法人の名称	法人の名称 株式会社 ひろしま港湾管理センター		土木建築局港湾振興課
所 在 地	地 広島市南区宇品海岸一丁目13番13号		平成2年4月2日

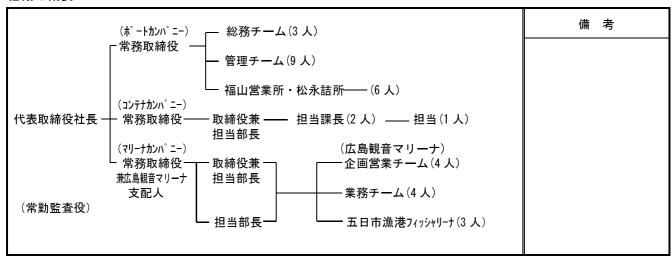
基本財産等の額	1, 000, 000千円	うち県出資額	510, 000千円	県出資比率	51.0%
	広島市(90,000 千円, 9.0%)	,ヤマハ発動機株	式会社(52,000 千円, 5.2%)	ı	
県以外の出資者	株式会社広島銀行(30,000	千円, 3.0%), マツ:	ダ株式会社(30,000 千円, 3.	0%)	
	株式会社もみじ銀行(23,000	千円, 2.3%), 株式	大会社中国新聞社(20,000 =	F円, 2.0%) など	15 団体

設立目的	広島県管理港湾施設の管理・運営を行う。				
	1 港湾施設、漁港施設、公共海岸及びこれらに準ずる又は付帯する公共施設等の維持管理及び運営				
業務概要	2 港湾施設、漁港施設及びこれらに準ずる又は付帯する施設等の整備、保有、賃貸、維持管理及び運営				
未伤似女	3 国際拠点港湾広島港における埠頭群の運営				
	4 港湾施設の利用促進に寄与する集荷促進に関する業務 外				

					,u. 4.
区分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備考
常勤役員数	7人	0人	3人	4 人	
非常勤役員数	7人	1人	0人	6人	
常勤職員数	3 3 人	2人	6人	25人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役 社 長	松本幸之		常勤
常務取締役	鎌田泳一		常勤
常務取締役	松村順太		常勤
常務取締役	福島吉浩		常勤
取 締 役	宮津智文	土木建築局 空港港湾部長	
取 締 役	堀 江 仁		
取 締 役	松本憲二		
取 締 役	仁田一郎		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
取締役	末廣義郎		常勤
取 締 役	清水龍彦		常勤
常勤監査役	頼 實 蔦 之		常勤
監 査 役	川﨑賢治		
監 査 役	隈 元 泰 治		
監 査 役	曽 川 祐 治		



法人の名称	人の名称 広島空港ビルディング 株式会社		土木建築局空港振興課
所 在 地	広島県三原市本郷町善入寺64番31号	設立登記	昭和36年4月17日

基本財産等の額	3, 501, 000千円	うち県出資額	1, 372, 400千円	県出資比率	39. 2%	
	全日本空輸株式会社(376,8	中国電力株式会社(126,000) 千円, 3.6%)			
県以外の出資者	日本航空株式会社(371,800 千円, 10.6%), 株式会社広島銀行(126,000 千円, 3.6%)					
	マツダ株式会社(116,000 千	-円,3.3%) など5	9団体			

設立目的	空港ターミナルビルの経営、航空事業者及び旅客等を対象とした事業の実施
業務概要	1 広島空港ターミナルビル等の管理・運営不動産等貸付事業、委託販売等事業、直営販売事業、広告事業等2 ホテル事業

					ш. т.
区分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備考
常勤役員数	6人	0人	1人	5人	
非常勤役員数	5人	0人	0人	5人	
常勤職員数	36人	0人	0人	3 6人	

役職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役社長執行役員	山本健一		常勤
代 表 取 締 役 専務執行役員	開本出		常勤
取締役 執行役員	大藤伸二		常勤
取 締 役 執 行 役 員	樫村尚		常勤
取 締 役 執 行 役 員	水 野 仁		常勤
取 締 役	佐々木 茂喜		

役職	氏 名	県職員である者	備考
取 締 役	戸崎肇		
取 締 役	内海康仁		
常任監査役	小山幹夫		常勤
監 査 役	細川匡		
監 査 役	小野隆平		

